

会 議 録

令 和 5 年 第 1 回 定 例 会

会期：令和5年3月 1日
令和5年3月17日
(17日間)

小 海 町 議 会

第1回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日（招集、上程、説明、報告、一部採決）	
開会	6
招集あいさつ・施政方針・報告	8
諮問第1号～2号（人権擁護委員候補者の推薦について）	19
同意第1号～2号（固定資産評価審査委員会委員の選任）	20
同意第3号（教育委員会委員の任命）	22
議案第6号～7号（規約の変更）	23
議案第8号（条例）	24
議案第9号～11号（事件）	25
議案第12号～25号（条例）	26
議案第26号～33号（予算・補正予算）	31
第2日（議案質疑・委員会付託）	
議案第9号～11号（事件）	35
議案第12号～25号（条例）	45
議案第26号～33号（予算・補正予算）	49
第7日（一般質問）	
第5番 渡邊 晃子 議員	111
第6番 的埜美香子 議員	128
第1番 黒澤 敦史 議員	144
第2番 鷹野 文則 議員	153
第4番 井出 和人 議員	158
第7番 井出 幸実 議員	166
第17日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
開会・報告	177
議員派遣の件	179
議案第9号～11号（事件）	179
議案第12～25号（条例）	181
議案第26号～33号（予算・補正予算）	191
発議第1号～2号	195
議案第34号（補正予算）	196
署名	199

令和 5 年 第 1 回

小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和5年3月 1日 午前 1時00分	
閉会年月日時	令和5年3月17日 午後 4時 1分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第7番議員、第8番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和5年3月 1日 至 令和5年3月17日 17日間	
	町長招集あいさつ・施政方針	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案の通り 答申
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	//
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	原案同意
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	//
同意第3号	小海町教育委員会委員の任命同意について	//
議案第6号	長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決
議案第7号	南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更について	//
議案第8号	小海駅の設置及び管理に関する条例の制定について	//
議案第9号	小海町道路線の認定及び変更について	//

議案第10号	小海町観光交流拠点センター指定管理者の指定について	原案可決
議案第11号	小海町農産物加工直売施設指定管理者の指定について	〃
議案第12号	小海町コミュニティ施設アルルの設置及び管理に関する条例の制定について	〃
議案第13号	小海町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第14号	小海町職員定数条例の一部を改正する条例について	〃
議案第15号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第16号	児童生徒就学相談委員会条例の一部を改正する条例について	〃
議案第17号	小海町教育・保育給付の認定に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第18号	小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第19号	小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第20号	小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第21号	小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第22号	小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第23号	小海町上水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	小海町給水条例の一部を改正する条例について	〃
議案第25号	小海町簡易水道に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第26号	令和5年度小海町一般会計予算について	〃
議案第27号	令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について	〃
議案第28号	令和5年度小海町介護保険事業特別会計予算について	〃
議案第29号	令和5年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について	〃

議案第30号	令和5年度小海町簡易水道事業会計予算について	原案可決
議案第31号	令和4年度小海町一般会計補正予算（第8号）について	〃
議案第32号	令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	〃
議案第33号	令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	〃

《追加議案》

発議第1号	新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書の提出について	原案可決
発議第2号	小海町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	〃
議案第34号	令和5年度小海町一般会計補正予算（第1号）について	〃

会議の顛末	令和5年3月 1日 午前10時00分に始め
	令和5年3月17日 午後 4時 1分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘	会計管理者 井出宗則
	副町長 篠原 宏	子育て支援課長 井出智善
	教育長 中島行男	教育次長 井出直人
	総務課長 黒澤五雄	観光交流センター所長 小池 司
	町民課長 井出知之	やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書記 柳澤武彦	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏名	3/1	3/2	3/7	3/8	3/10 AM10:00	3/10 AM11:00	3/10 PM1:00	3/13	3/14	3/17
第1番	黒澤 敦史	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第2番	鷹野 文則	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○
第3番	篠原 哲雄	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第4番	井出 和人	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
第7番	井出 幸実	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○
第8番	品田 宗久	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
第9番	小池 捨吉	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第12番	篠原 義従	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○
計		12	12	12	12	7	7	6	12	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第7番 井出幸実 議員									
		第8番 品田宗久 議員									

令和 5 年 第 1 回 定 例 会	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和5年3月1日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和5年3月1日 午後 4時46分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。令和5年第1回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>今年はずっと同じで厳しい寒さでありましたが、思ったより雪が少なく、どこそこに春の訪れを感じることができる今日この頃であります。</p> <p>この3月定例会は4月から始まる来年度の事業や予算を審議する大切な定例会でありますので議員の皆さんによる活発な審議を期待いたしますところであります。</p> <p>尚、皆さんお気づきかと思いますが本日は小海小学校の6年生が社会科教育の一環として、議会の傍聴に来てくれました。今まで実施してました子ども議会に変わり、実際に町議会の様子を見学していただき、小海町の町政や議会に対して、関心を深めていただければと思います。この後暫時休憩としますので、生徒の皆さんと引率の方は傍聴席から議場に入ってくださいまして、議場の設備を見学し、黒澤町長や議員の皆さんと交流していただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">これより暫時休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに10時1分)</p> <p style="text-align: right;">(ときに10時14分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>小学校6年生の皆さん、短い時間でしたがどうでした。また大きくなったら議場に議員として、また町長として、また教育長としてまた</p>

	<p>皆さん来てください。</p> <p>ただ今の出席議員数は 12 人であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和 5 年第 1 回小海町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p>
<p><u>日程第 1 「会議録署名議員の指名」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 7 番井出幸実君、及び第 8 番品田宗久君を指名いたします。</p>
<p><u>日程第 2 「会期の決定」</u></p>	
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る 2 月 16 日及び 2 月 24 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 的埜美香子君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の令和 5 年第 1 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 2 月 16 日及び 2 月 24 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。</p> <p>本定例会に付議される案件は、諮問案 2 件、人事案 3 件、事件案 3 件、規約変更案 2 件、条例案 15 件、当初予算案 5 件、補正予算案 3 件の合計 33 件であり、会期は本日より 3 月 17 日までの 17 日間とする案を作成いたしました。</p> <p>なお、本日の昼休み 12 時 30 分から委員会室におきまして、議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催します。</p> <p>一般質問の通告は、2 日、議案質疑終了後午後 5 時までといたします。但し質疑が 5 時を過ぎた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。</p> <p>会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全員協議会を開催いたします。今のところ 8 日水曜日に開催する予定ですので、ご承知おき下さい。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月17日までの17日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<p>日程第3 「町長招集あいさつ・施政方針」</p>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集あいさつ及び施政方針をお願いします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町 長	<p>本日ここに、令和5年第1回小海町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中、全員のご参会をいただき定刻に開会できますことを、心から厚く御礼申し上げます。</p> <p>令和5年度の町政を執行するにあたり所信の一端を申し上げまして、議会議員の皆様をはじめ、町民皆様方のご理解をいただくとともに、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>私事で大変恐縮ですが、昨年3月26日からの新しい任期を与えていただき、新たな情熱で町民の皆様と共にさらなる町の発展を目指して一生懸命邁進することをお誓いすることを申し上げた次第であります。町民の皆様の声に耳を傾け、公約である元気な町づくりのため、公平・公正・適正を基本とし力強く精力的に行政を進めてまいります。</p> <p>昨年を振り返りますと一昨年同様コロナ問題に明け暮れる1年でありました。この間、地方行政も様々な対策を取ってまいりましたが、全ての産業において、経済での悪化を招き特に非製造業、飲食、宿泊業、小売業等では、度重なる行動制限等により、業況の悪化が増し、今までに経験の無い不安定経営となってしまいました。町では対策としまして、国からの交付金を活用し、町民の皆様へは町内で使用できる商品券の配布、各事業者の皆様への経営継続支援事業を行い、町民の皆様、各事業者の皆様への支援を行ってまいったところがございます。そして政府は新型コロナウイルス感染症についてゴールデンウィーク明けの5月8日に2類相当の感染症から5類に移行することを発表しまし</p>

たが、引き続き感染対策が一番重要になってまいります。マスクの着用の判断などが話題となってきていますが、手洗い、手指の消毒等を徹底した中で、コロナ前の生活を取り戻せるよう取り組んでまいるところであり、国の動向、社会の状況を見た中で、適切な対応をしております。

また、最も大きな情勢の出来事でありますロシアによるウクライナ侵攻については、現代社会の中での出来事とは考えにも及ばぬ事であり、あまりにも悲惨で醜い有様が私達に伝わって来ております。戦争によるメリットは何も、だれにも無いと思いますが国際情勢の中での本当の意味での世界恒久平和を望むところであります。そしてこの戦争による日本への影響は、原油、農産物、様々な資材の高騰等であります。特に原油、肥料、飼料の急激な高騰は我が町の主産業の一つである農業に対しては大打撃となり、国・県の支援事業やJA長野八ヶ岳との連携による町単独事業を実施しており今後も継続し対応してまいるところでございます。

小海駅前再整備につきましては、将来を見据えアルルの建物をコミュニティ施設と位置付け、大勢の皆様「誰もが憩い、集うことが出来る拠点づくり」を目指すとともに、子育て支援センター、グループホームの他小海高校の存続などプロジェクト会議での計画の策定、必要に応じコンサルへ依頼してランドデザインの策定を行い、議員の皆様との協議、町民の皆様への周知、実行と手順に従い事業実施を進めてまいります。

定住促進事業につきましては、本間村上地区に造成しております37区画の宅地を令和5年度当初の販売開始に向け事業を進めております。求めやすい販売価格の設定により、社会問題となっております少子高齢化の歯止めとなりますよう販売に注力するところでございます。また、町内の優秀な建築業者が一軒でも多く建築に携われるよう町の補助制度を充実してまいりますので、業者の皆さんの営業努力を期待するところでございます。

また、福祉政策の一環とし健康寿命を延ばすため、町民の医療及び健診結果、介護状況データを分析し町民の健康に対する傾向を把握し、保健・福祉・介護分野を総合的にとらえた一体化事業を実施し、予防啓発活動による生涯健康で安心して暮らせる町づくりを目指してまいります。

そして、世界的な問題となっておりますゼロカーボン関係では、この「憩うまちこうみ」事業による協定企業の企業版ふるさと寄付によ

り電気自動車を導入し環境問題への取り組みを鮮明にしました。令和5年度は、住宅への太陽光発電設備等の促進や、電気自動車購入などの補助金の制度化を行い、環境に配慮した町づくりに取り組んでまいります。

「憩うまちこうみ」事業につきましては、協定を締結した企業は24社となり、地域プロジェクトマネージャー、地域おこし協力隊員の二人を中心に憩うまち協議会の自立と町民の皆様の参加によるイベントなどを引き続き進めてまいるところでございます。

「光の春」から「気温の春」へと季節が進み、いよいよプロ野球のシーズンが到来します。昨年秋ドラフト会議において広島東洋カープの二位指名を受けた本間川出身の内田湘大選手、我町出身の世界的アニメーション映画監督・新海誠監督をはじめ、この小海で生まれ育ち、この地を離れて暮らす皆様の益々のご活躍をご期待申し上げ、努力と英知により小海を築いてこられた高齢者の皆様に敬意、町民の皆様誰もが夢を持ち健康で明るく楽しく暮らせる温かい福祉と医療の町、子育てしやすい町を目指し「挑戦」「新鮮」「実行」を礎に元気な町づくりを進めてまいります。

こうした中、編成した令和5年度の予算規模は

一般会計	4,115,000千円
国民健康保険事業特別会計	526,000千円
介護保険事業特別会計	737,502千円
後期高齢者医療特別会計	83,583千円
簡易水道事業会計（収益的収入合計）	97,100千円

総額 5,559,185 千円となり、前年度は骨格予算であったため前年比 372,589 千円、7.2%の増額となりました。

次に各款・会計ごとに概要を申し上げます。

○歳入予算

歳入予算につきましては、町税は、前年の実績を考慮し、対前年比 7,889 千円増額の 573,120 千円を計上しました。地方譲与税は前年の実績をもとに、対前年比 8,200 千円増額の 75,000 千円、地方交付税につきましても前年度実績をもとに、対前年比 145,500 千円増額の 1,885,500 千円を計上いたしました。

国庫支出金は、自立支援給費の増額等により、前年度比 18,782 千

円増額の 221,509 千円を見込みました。

県支出金は、自立支援給費の増額、コロナ事業者支援金の減額などにより 5,417 千円増額の、141,035 千円を見込んでおります。

財産収入は、対前年比 89,600 千円増額の 120,680 千円を計上いたしました。本間村上団地の分譲による財産売払収入の 87,000 千円が増額の主な内容です。

繰入金金は、基金からの繰入金であり、前年度宅地造成費の財源に充てた繰入分が減額になったことなどから、99,752 千円減額の 278,029 千円の繰入金を計上しました。

町債は、過疎対策事業債において、ハード事業で 196,000 千円、ソフト事業で 40,200 千円、合計 236,200 千円、地方交付税を補填するための臨時財政対策債を 13,000 千円、緊急防災減災事業債を 18,000 千円、緊急自然災害防止対策事業債を 22,000 千円で町債合計額は 173,400 千円増額の 289,200 千円計上しました。前年度は骨格予算のため大幅な増額となりました。

○歳出予算

・議会費

議会費の総額は 67,428 千円を計上し、前年に比べ 1.3% の増となりました。主たる要因は、議員・職員手当の増額、議会運営費の増額によるものです。内容につきましては、議員報酬、事務局人件費、議会だよりなど議会活動に要する経費となります。

・総務費

総務費の総額は 685,344 千円を計上し、前年に比べ 8.1% の減となりました。

一般管理費では、物価上昇による光熱水費、事務費消耗品の他、各地区へ交付する集落自治交付金で、前年度見直しにより 13,930 千円の増額、財産管理費では、JA と交換した馬流元町の土地に宅地造成を計画したことから 15,219 千円の増額、企画費では、本間村上団地造成工事の本体工事が完了することなどから 194,320 千円の減額であります。ゼロカーボン推進事業として建物に太陽光発電パネルを設置するなど地球温暖化防止に対する補助金や、空家を有効利用するための改修に対する補助金などを計上しました。積立金は、村上団地の分譲による財産売払収入を地域振興基金への積立を計上しております。

・民生費

民生費の総額は、900,383 千円を計上し、前年に比べ 15.1% の増と

なりました。

社会福祉費では、自立支援事業の拡充、やすらぎ園の大規模修繕工事、児童福祉費では保育所の屋根改修工事を行い施設の長寿命化を行ってまいります。

・衛生費

衛生費の総額は、382,084千円を計上し、前年に比べ1.5%の増となりました。

保健衛生費では、令和5年度保健と介護の一体的事業として、新たに「3目・保健事業と介護予防の一体的実施事業費」10,402千円を計上し、町民の健康維持、介護予防を合わせて一体的に予防啓発活動を行ってまいります。

生活環境衛生費では、佐久平クリーンセンターにおいて、可燃ごみ、生ごみの処理を行って3年目となります。町内一般廃棄物の収集、運搬等について円滑に行えるよう努めてまいります。また令和5年4月から、南佐久環境衛生組合と佐久平環境衛生組合が統合し、佐久環境衛生組合として運営を開始いたします。

・農林水産費

農林水産費の総額は、210,130千円を計上し、前年に比べ37.8%の増となりました。主たる要因は、農地費の県営土地改良事業の負担金の増と、林道費の八ヶ岳線改良工事によるものです。

農業費では、令和5年2月から農業委員、農地利用最適化推進委委員16名が改選となり、3年間の任期が始まりました。

農業振興費では、鳥獣害防止対策をはじめ、ワインブドウを含めた特産品の開発・生産に努めてまいります。

・商工費

商工費の総額は、392,150千円を計上し、前年に比べ0.4%の減となりました。

商工業振興費では、新型コロナや物価高騰対策事業として事業者経営継続支援金の給付を行い、売上の減少した事業者に対し支援をするほか、消費行動喚起のためのプレミアム付Pねっと商品券の販売に対する補助を行ってまいります。また、創業等支援事業補助金制度を実施し、町内での新たな創業に対し支援してまいります。

松原湖観光交流センター運営費の八峰の湯であります。改修工事が完了間近です。3月11日(土)リニューアルオープンに向けて、準備を進めております。町民の健康増進施設、地域振興、松原湖高原の観光拠点施設として、リピーターを始め、多くの皆様に利用され、ご

満足される、そして愛される施設づくりを目指し、対応してまいります。

・土木費

土木費の総額は、324,233千円を計上し、前年に比べ55.5%の増となりました。主たる要因は 橋梁の修繕工事3橋の実施によるものです。町道土村相木線の川平、町道本間三山窪線、三沢の工事につきましては、道路の拡幅、法面保護など改良工事を進めてまいります。

・消防費

消防費の総額は、175,449千円を計上し、前年に比べ19.9%の増となりました。近年減少している町消防団員の確保のために、団員一人当たりの報酬を増額し、更に報酬を団員個人に支給することといたしました。また、災害時など有効に利用が見込めるドローンの設置に向け調査検討してまいります。

・教育費

教育費の総額は、463,182千円を計上し、前年に比べ15.1%の増となりました。主たる要因は、社会教育費において、音楽堂の屋根の修繕費と笠原公民館改修事業への補助金によるものです。

教育総務費事務局費では、小海高校への支援を拡充します。小学校費では、引き続き町費加配によるきめ細かな少人数教育と支援、電子黒板や1人1台端末によるICT教育の推進、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

社会教育費では、美術館企画展示、音楽堂コンサートを引き続き実施してまいります。

保健体育費では、スケートセンターにおいて、地域のスケート振興のため、11月中旬から2月上旬を営業期間とし、経費節減に努めながら運営してまいります。

・災害復旧費

災害復旧費の総額は、前年度と同額の9,000千円を計上しました。台風や豪雨災害による土砂の片づけなど応急工事に対応してまいります。

・公債費

公債費の総額は500,617千円を計上し、前年に比べ4.3%の増となりました。

・国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計予算の総額は526,000千円を計上し、前年に比べ0.4%の減で、ほぼ前年度並みとなりました。国民健康保険

事業の運営につきましては、より一層の財政の健全化を図りながら、制度の安定的、持続的な運営と被保険者の負担の公平性確保に努めてまいります。また、令和5年度から健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の支給額が420千円から500千円に引き上げになります。

・介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計予算の総額は、737,502千円を計上し、前年に比べ3.1%の増となりました。本年が最終年となる第8期の介護保険事業計画により保険運営を行ってまいります。また、引き続き予防教室など、地域支援事業にも力を入れ、利用者本位の運営に努めてまいります。

・後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、83,583千円を計上し、前年度に比べ2.4%の増となりました。主たる要因は、広域連合への保険料納付金の増額によるものです。広域連合との連携を図り、安定した制度運営に努めてまいります。

・簡易水道事業会計

水道事業につきましては、認可替えの許可を受け、令和5年度から簡易水道事業に変更になります。

簡易水道事業会計予算の収益的収入総額は、97,100千円を計上し、前年に比べ3.6%の増となりました。

コロナ禍からの回復を見込み、コロナ前年の令和元年度並みを見込んでおります。令和5年度から補助金、企業債の借入れなど財源を確保しながら、資金的収入及び支出の建設改良費において、配水管布設替え工事を50,000千円規模で計上し、長期計画に沿った整備を進めてまいります。

以上、概要を申し上げます。先ほども申し上げましたが令和4年度の大型事業として実施してまいりました村上団地造成工事が進み、令和5年度は分譲の段階となります。定住促進、少子化対策等に向け1区画でも多くの販売を目指してまいります。特に、地元業者による建売住宅を何区画か導入の検討をしたいと考えております。そして町民の皆様が何を求めておられるのかを的確に判断し、スピード感をもって様々な施策を講じていきたいと考えております。

最後になりますが、「元気な小海町」をつくるため、引き続き積極行政を推進してまいり所存でございます。議員の皆様方にはおかれましては、それぞれの案件についてご協議いただき、ご賛同を頂ければ幸

いに存じます。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきました。
議員皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、施政方針といたします。

○提出議案の説明

それでは続きまして、当初予算以外の議案につきまして、議事日程順に総括的なご説明を申し上げます。

・諮問第1号及び第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、堀米久美子氏を新たに、小山由美子氏を継続して推薦をすることについて同意をお願いするものでございます。法務大臣が委嘱するものでございます。

・同意第1号並びに第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、令和5年3月9日及び3月31日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員2名について、黒澤喜久雄氏を新たに、小山知範氏を継続して選任することについて同意をお願いするものでございます。

・同意第3号 小海町教育委員会委員の任命同意につきましては、令和5年3月31日で任期満了となる教育委員1名について、小須田真美氏を継続して任命することについて同意をお願いするものでございます。

・議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、佐久平環境衛生組合が脱退し、南佐久環境衛生組合を佐久環境衛生組合との名称を変更することに対し、議会の議決を求めるものでございます。

・議案第7号 南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更につきましては、事務局を南牧村教育委員会から佐久穂町教育委員会に変更することなどに対し、議会の議決を求めるものでございます。

・議案第8号 小海駅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、駅舎及び駅前広場を町が取得したことにより、公の施設と位置付けるため条例の整備を行うものでございます。

以上8件につきましては、本日審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

・議案第9号 小海町、道路線の認定及び変更につきましては、村上団地関係及び八那池原地籍の町道の認定、変更することに対し議決を頂くものでございます。

- ・議案第 10 号 小海町観光交流拠点センター指定管理者の指定につきましては、小海町の有限会社ホソヤに指定管理者の指定を行うことについて議決を頂くものでございます。
- ・議案第 11 号 小海町農産物加工直売施設指定管理者の指定につきましては、小海町農産物加工直売所の会に指定管理者の指定を行うことについて議決を頂くものでございます。
- ・議案第 12 号 小海町コミュニティ施設アルルの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、アルルからの寄附の申出を町が承諾し、公のコミュニティ施設と位置付けるため条例の整備を行うものでございます。
- ・議案第 13 号 小海町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、小海町コミュニティ施設アルルの設置及び管理に関する条例を制定することに伴い、使用料の徴収規定を整備するものでございます。
- ・議案第 14 号 小海町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、南佐久環境衛生組合から佐久環境衛生組合に名称が変更することに伴い条例を整備するものでございます。
- ・議案第 15 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団の報酬額を改正するため条例を整備するものでございます。
- ・議案第 16 号 児童生徒就学相談委員会条例の一部を改正する条例につきましては、郡の規約変更に伴い、条例を整備するものでございます。
- ・議案第 17 号 小海町教育・保育給付の認定に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第 18 号 小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・議案第 19 号 小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・議案第 20 号 小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上保育事業に関する条例につきましては、適応条文の改正に伴い条例を整備するものでございます。
- ・議案第 21 号 小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産一時金の改正に伴い条例を整備するものでございます。
- ・議案第 22 号 小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例

・議案第 23 号 小海町上水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

・議案第 24 号 小海町給水条例の一部を改正する条例

・議案第 25 号 小海町簡易水道に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を改正する条例、以上水道事業に関する条例につきましては、上水道を簡易水道と位置付けることに伴い条例を整備するものでございます。

・議案第 31 号 令和 4 年度小海町一般会計補正予算第 8 号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,675 千円を追加し、総額を 5,077,317 千円とするものです。主な補正内容は 4 月 1 日からの小海駅運営に伴う設備整備の経費の他、全体的な精算に伴うものであります。

・議案第 32 号 令和 4 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,573 千円を追加し、総額を 536,404 千円とするものです。主な補正内容は精算に伴うものであります。

・議案第 33 号 令和 4 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 24,107 千円を減額し、総額を 713,362 千円とするものです。主な補正内容は介護サービス費の減額のほか精算に伴うものであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。詳細につきましては、副町長、担当課長等からご説明いたします。よろしくご審議のうえ、すべての議案につきまして、可決決定を賜りますようお願い申し上げます、議案の総括説明とさせていただきます。

なお、令和 4 年度予算につきましては、最終的な調整が必要となるため、補正予算第 9 号として専決処分をさせていただき、6 月の第 2 回定例会において報告させていただき、ご承認を賜りたいと存じますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

日程第 4 「諸般の報告」

議 長	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの 5 ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第 5 「小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会の中間報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第 5、「小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会に付託中の小海駅舎整備に関する事、ショッピングセンターアルルに関する事について、委員会の中間報告を求める件」を議題とします。お諮りします。小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会の中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。</p>
<p>(異議なしの声)</p>	
議 長	<p>「異議なし」と認めます。したがって小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会に付託中の小海駅舎整備に関する事、ショッピングセンターアルルに関する事について、委員会の中間報告を求めることに決定しました。</p> <p>小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会委員長 小池捨吉君。</p>
<p>(中間報告)</p>	
議 長	<p>ここで 11 時 20 分まで暫時休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 10 時 58 分)</p>
<p><u>日程第 6 「行政報告」</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 11 時 20 分)</p> <p>日程第 6、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>ではご報告いたします。</p> <p>2 月 18 日土曜日、県知事との対話集会在役場大会議室で開催されました。議員さんをはじめ町民の皆様約 80 名が参加され、地域資源であるカラマツの利用、小海高校の生徒による発言など予定された時間を超える意見交換が行われ、県知事と住民の皆さんが直接意見を伝え合うことは、大変意義があることと感じた次第でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>総務課長【駅前再整備検討委員会の報告】</p> <p>【空家等対策協議会の報告】</p> <p>町民課長【小海町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】</p> <p>【小海町介護保険懇話会の報告】</p> <p>産業建設課長【小海町上水道運営審議会の報告】</p> <p>子育て支援課長【子育て支援推進委員会の報告】</p> <p>観光交流センター所長</p> <p>【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。</p> <p>(尚、代表監査委員は所用のため、欠席であります。)</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、諮問第1号から議案第8号までは上程から採決まで、議案第9号から第33号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第7 諮問第1号</u></p>	
議 長	<p>日程第7、諮問第1号、</p> <p>「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>小平事務局長。</p>
	<p>(事務局長朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>黒澤町長。</p>
	<p>(町長説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>

	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。お諮りします。本案を原案の通り賛成として答申したいと思えます。 これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。したがって諮問第1号は原案のとおり賛成として答申することに決定いたしました。
<u>日程第8 諮問第2号</u>	
議 長	日程第8、諮問第2号、 「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤町長。
	(町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。お諮りします。本案を原案の通り賛成として答申したいと思えます。 これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。したがって諮問第2号は原案のとおり賛成として答申することに決定いたしました。
<u>日程第9 同意第1号</u>	
議 長	日程第9、同意第1号、

	「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤町長。
	(町長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
<u>日程第10 同意第2号</u>	
議 長	日程第10、同意第2号、 「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤町長。
	(町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから同意第2号を採決いたしま

	す。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
<u>日程第 1 1 同意第 3 号</u>	
議 長	日程第 11、同意第 3 号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤町長。 (町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
6 番議員	確認のためというかお伺いしたいのですが、教育委員会の委員の中に子育て現役の方を 1 名以上入れるということになっていると思うんですが、その辺はクリアできるのかどうか 4 年間含めてお願いしたいと思います。
教 育 長	先ほどの事務局が朗読しました法律の中で教育委員 4 名の内、1 名については 18 歳以下の子供の保護者たる方でなければならないという規定がありまして、現在小海町の教育委員の中には女性の方で篠原明子さんという方がおいでです。お子さん、一番下の子が今度高校 2 年という形になります。小須田真美さんにつきましては今一番下の子が中学 2 年生ということで 4 年後にも当然 18 歳以下のお子さんのいる保護者になります。この次という形になりますと順次その条件を満たす方を選任していくことになります。 よろしく願いいたします。
議 長	他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから同意第 3 号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第 3 号は原案のとおり同

	意することに決定いたしました。
<u>日程第 1 2 議案第 6 号</u>	
議 長	日程第 12、議案第 6 号、 「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 6 号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 6 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 1 3 議案第 7 号</u>	
議 長	日程第 13、議案第 7 号 「南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 中島教育長。
	(教育長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。

	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 ここで暫時休憩とします。 (ときに12時1分)
日程第14 議案第8号	
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに13時00分) 先ほど、12時30分から議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。 議会運営委員長 的埜美香子 君
議会運営委員長	ご報告いたします。 議会運営委員および各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたので、ご報告いたします。 3月10日(金)午前10時から 民生文教常任委員会 視察なし 3月10日(金)午前11時から 小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会 視察なし 3月10日(金)午後1時から 総務産業常任委員会 視察なし 3月13日(月)午前10時から 予算決算常任委員会 視察なし 3月14日(火)午前10時から 予算決算常任委員会 視察なし なお、午前中申し上げましたとおり、全員協議会を8日火曜日に行う予定ですのでご承知おきください。 以上でございます。
議長	日程第14、議案第8号、 「小海駅の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。

(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
5 番議員	条例の第 4 条 (3) に観光情報の案内及び提供に関することとあるんですけども、これ具体的に観光案内所とか何か話が出ているのか、特別委員会の方と協議されてるのかそのあたりをお願いします。
総務課長	この表記につきましては駅、小海町の玄関と言われる駅に町の職員が常駐をするということですからそこで観光の情報発信案内などを提供することを一つの業務として示させていただいたという内容でございます。
議 長	他に。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 8 号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 8 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 15 議案第 9 号</u>	
議 長	日程第 15、議案第 9 号、 「小海町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 16 議案第 10 号</u>	
議 長	日程第 16、議案第 10 号、 「小海町観光交流拠点センター指定管理者の指定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 17 議案第 11号</u>	
議 長	日程第 17、議案第 11 号、 「小海町農産物加工直売施設指定管理者の指定について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 18 議案第 12号</u>	
議 長	日程第 18、議案第 12 号、 「小海町コミュニティ施設アルルの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 19 議案第 13号</u>	
議 長	日程第 19、議案第 13 号、 「小海町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例

	について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 0 議案第 1 4 号</u>	
議 長	日程第 20、議案第 14 号、 「小海町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題としま す。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 1 議案第 1 5 号</u>	
議 長	日程第 21、議案第 15 号、 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 2 議案第 1 6 号</u>	

議 長	日程第 22、議案第 16 号、 「児童生徒就学相談委員会条例の一部を改正する条例について」を 議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 中島教育長。
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 3 議案第 1 7 号</u>	
議 長	日程第 23、議案第 17 号、 「小海町教育・保育給付の認定に関する条例の一部を改正する条例に ついて」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出子育て支援課長。
(子育て支援課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これより 14 時 15 分まで休憩とします。 <div style="text-align: right;">(ときに 13 時 58 分)</div>
<u>日程第 2 4 議案第 1 8 号</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <div style="text-align: right;">(ときに 14 時 15 分)</div> 日程第 24、議案第 18 号、 「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題としま す。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。

	井出子育て支援課長。
	(子育て支援課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 5 議案第 1 9 号</u>	
議 長	日程第 25、議案第 19 号、 「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出子育て支援課長。
	(子育て支援課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 6 議案第 2 0 号</u>	
議 長	日程第 26、議案第 20 号、 「小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出子育て支援課長。
	(子育て支援課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 7 議案第 2 1 号</u>	
議 長	日程第 27、議案第 21 号、 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。

	小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 28 議案第 22 号</u>	
議 長	日程第 28、議案第 22 号、 「小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 29 議案第 23 号</u>	
議 長	日程第 29、議案第 23 号、 「小海町上水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 30 議案第 24 号</u>	
議 長	日程第 30、議案第 24 号、

	「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 1 議案第 2 5 号</u>	
議 長	日程第 31、議案第 25 号、 「小海町簡易水道に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 2 議案第 2 6 号</u>	
議 長	日程第 32、議案第 26 号、 「令和 5 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明 29 ページ 款 22 町債 まで説明)
議 長	これより午後 3 時 10 分まで休憩とします。 (ときに 14 時 54 分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 議員の一部の方から暑いという声がありましたので、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。

	(ときに 15 時 10 分)
	篠原副町長。
	(副町長説明 30 ページ 款 1 議会費 から)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 3 議案第 2 7 号</u>	
議 長	日程第 33、議案第 27 号、 「令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 4 議案第 2 8 号</u>	
議 長	日程第 34、議案第 28 号、 「令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 5 議案第 2 9 号</u>	
議 長	日程第 35、議案第 29 号、 「令和 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。

	井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 6 議案第 3 0 号</u>	
議 長	日程第 36、議案第 30 号、 「令和 5 年度小海町簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 7 議案第 3 1 号</u>	
議 長	日程第 37、議案第 31 号、 「令和 4 年度小海町一般会計補正予算 (第 8 号) について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 篠原副町長。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 8 議案第 3 2 号</u>	
議 長	日程第 38、議案第 32 号、 「令和 4 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 39 議案第 33号</u>	
議 長	日程第 39、議案第 33 号、 「令和 4 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は明日 2 日、木曜日、午前 10 時から行います。 これにて本日は、散会といたします。ご苦勞様でした。 (ときに 16 時 46 分)

令和5年第1回	
小海町議会定例会会議録	
「第2日」	
* 開会年月日時	令和5年3月2日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和5年3月2日 午後 4時35分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>今日は令和5年度の事業や予算を審議する議案質疑であります。昨日に引き続いての審議であり、お疲れのことと思われませんが、今日も一般会計や特別会計そして補正予算など、盛りだくさんでありますので、議員の皆さんによる活発な質疑をお願いするところであります。</p> <p>ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、代表監査委員、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。</p>
<u>日程第1 「議案第9号」</u>	
議 長	<p>日程第1、議案第9号「小海町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。</p>
9番議員	<p>9番、小池です。</p> <p>議案9号のところ、路線のところでもって、この地図のほうでありますけれども、路線番号で25ですけれども、この下の幅員ですが、4.2から13mということになっていますが、これ、どうして13mまであるか、ちょっと</p>

	その辺のところをお願いします。
産業建設課長	<p>おはようございます。お答えいたします。</p> <p>25番の八那池松原線の幅員ということでよろしいでしょうか。</p> <p>4.2から13m、この広い部分ということですが、道路台帳上で道路敷にかかる部分、路肩でも広いところがございますので、その最大の範囲といたしますか、最大それから最小を示しております。この図面では、ちょっと分かりにくいんですけども、ご存じのとおり、八那池原の畑の中を真っすぐに走っている路線でございます。</p> <p>ほかの路線番号におきましても、そのような最大と最小を表示しておりますので、お願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
9番議員	<p>今、幅員ということで、一番広いところということで、法面も入ることですが、そうすると、私としては、36号線のところでもって、一番下の八那池の予冷庫のあるあのところが一番幅員があるんじゃないかと思っておりますけれども、この町道のこれでいきますと、7mということで、その幅はないわけですが、その辺はどういうふうに解釈しますか。</p>
産業建設課長	<p>7m、すみません、さっきお願いしましたとおり、この7mにつきましては、幅員片車線で3.5m、それで7mという表示でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに質疑のある方はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p>日程第2 「議案第10号」</p>	
議長	<p>日程第2、議案第10号「小海町観光交流拠点センター指定管理者の指定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。</p>
11番議員	<p>11番、篠原です。</p> <p>いただきました資料を見ますと、観光交流センター指定管理協定書ということで、第5条で町納付金について書かれております。町に納付金50万円と、それから100万円を超える場合には5%に相当するものを加算とするということですが、たしか従前、50万円が25万円の町への納付金ということがあったわけですが、この25万円というふうにした根拠は、</p>

	<p>何で25万円にしたんでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、前回の町の納付金の条文5条でございますけれども、今回と違うところがありまして、前回の条文、ちょっとここにお示しはしていないんですけれども、平成30年は定額50万円と営業利益の10%の合計額とする、それから平成31年度以降は、甲乙協議するという内容でございました。年ごとにその収支を見て協議をするということでした。</p> <p>一度25万円に減額させていただいた経緯があります。これにつきましては、やはりコロナ禍で、なかなかお客さんに利用してもらって収入を上げることができなかった、そのような状況も考慮して、半額にさせていただいたという経緯がございます。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>そうしますと、今度のこの5条には、協議するという項目が入っていないということは、今後は50万円以下の納付ということはあり得ないというように解釈してよろしいわけですか。</p>
産業建設課長	<p>はい、そうです。</p> <p>その代わりにということではありませんが、今度、条文は年額50万円、そしてその年の営業利益が100万円を超える場合にはとありますので、100万円を超えない範囲では、プラス部分はないよということですので、その辺のところを今回は変えてみようということで、このようにさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>役場の予算書を見ても、基金からの繰入れで光熱水費のほうにもかなり、4,500万円ぐらいかな、入れてありますし、ここの昨今の経済情勢を見ていった場合に、大変どこでも光熱水費がかなりの負担を占めてきていると。そういう経済情勢の中で、この受ける有限会社、ホソヤさんにおいても、経済状況等々にあれた場合に、大変きつくなるんじゃないかなと。町でも予算書を見た場合には、どこの各あれを見ても、光熱水費はかなりアップしていますよね。</p> <p>そういう経済情勢のところを勘案した中で、ものを対応していかなければならないんじゃないかと。</p> <p>私は5条を挙げましたけれども、皆さんから示された今回答の中で、課長のほうから、私は第17条の話が出るかなと思ったんですよね。</p> <p>協定内容の見直しということで、協定期間中に経済情勢に著しい変化が生</p>

	<p>じた場合とか、税法云々とかと書いてありますよね。そういうところまで、ちゃんと勘案してやらないと、今の課長の答弁ですと、50万円一步も譲らないというようなことになってしまうわけですから、皆さん方が我々にお示しした協定の内容というものを、よく吟味した中でやっていかないと、たしかあそこは今、八千穂のスキー場からシャトルバスが出たり、それから人が来ても、なかなか小海側に降りてこないで、茅野のほうに行ってしまうとかというようなことで、かなり厳しい、世間一般の企業はおかれているわけですね。</p> <p>そういうことも含めて、課長の答弁は答弁として、こういう協定の中の17条というようなこともあるわけですから、弾力的な運営で、何も25万円にしろとか云々じゃなくて、その都度に応じて対応をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	篠原議員、3回目、4回目になっていますけれども。よろしいですか、答えは。
11番議員	すみません。
産業建設課 長	<p>お答えいたします。</p> <p>コロナにしましても、この電気料の高騰、そういったものも確かに影響を受ける範囲でございます。また、今後の動向、ずっと続くということになれば、ただいまおっしゃっていただきましたとおり、17条のこの部分が適用はできようかと思えます。</p> <p>ただ、5条のところでは、基本こういうふうに決めましょう、そういうふうにやっていただく側も強い意思を持って取り組んでもらいたい、そういう部分もお示ししたく、このような条文に改定したところです。</p> <p>いずれ、ホソヤさんにお願いはすることになるわけですが、ホソヤさんにも観光の情報の提供ですとか、小海の情報进行たくさん発信してもらおう、そういう部分もありますので、話し合いをした中で、よりよい運営ができるよう協議はしていきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ほかに質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<p>日程第3 「議案第11号」</p>	

議 長	<p>日程第3、議案第11号「小海町農産物加工直売施設指定管理者の指定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。</p>
11番議員	<p>11番です。</p> <p>やはり同じことなんですけれども、第5条に指定管理料及び剰余金云々と書いてあるわけなんですけれども、これは補正予算あるいは新年度予算にも関わってくることなんですけれども、昨年もしか3月の補正8号か何かで、250万円だか補正をしたわけなんですけれども、それはやはり当時、何か初めての消費税云々というようなことがあって、議会の中でももしか物議を醸したと思うんですよね。消費税云々で経営がおかしくなったなんていうこと、馬鹿なことがあるかという話にもなったんですけれども、これはもともと預り金ですから。そういうこともあったけれども、初めての経験ということで、私は賛成したわけです。</p> <p>ところが、今年もまた補正で200万円上がってきていると。それで、昨年度もしか3月で補正しながら、それで今年度、令和4年度においては早めに4月のうちに、相当な金額を管理料でお支払いしているわけですよね。</p> <p>今度の規約を見ると、概算払いができるというようにして、工夫してあるところも見られるわけなんですけれども、この5条によりますと、指定管理料については、甲乙協議の上、年度終了ごとに収支計画書を基準とし見直しするものと書いてあるわけですよね。</p> <p>当然、昨年がそうであれば令和4年度においても、それから令和5年度においても、ただ一律に980何万円ですかというわけにはいかないんじゃないかなと思うんですよね。最初から上げてやるところは上げてやって、だっで無理でしょう、これ。向こうの計画で動いていたら、二、三年赤字でずっと出ているでしょう。ところが、年度が変わったごとに話合いということができているんだから、今回載っていたのは、多分令和4年度の決算が出ていないから、とりあえず昨年と同じように上げておいたんじゃないかなというふうに私は解釈しています。</p> <p>近々八千穂インターのところにも直売所がオープンするということになれば、その影響も多く出てきますし、それから今度は一般社団法人ということにもしているわけですから、当面、急遽金が不足になったときだっで、一般社団法人になれば、接ぎ木の銭のやり取りは、金融機関だっで貸してくれると思うんです、今までの直売所の会とは違ってですから。</p> <p>これはそれで、今度も当初予算では980何万円になっているけれども、実</p>

際には昨年度も1,300万円近く出ているんだから、今年も多分1号補正が最終日あたりに出てくるんじゃないかなと思うんですよ。そのときにははっきりと金額を上げた形でやらないと、直売所に関わっている人たちも、最初から計算が赤で出てくると、やる意欲もなくなっちゃうんじゃないかね。それで、補正8号では200万円が出ていると、これはやはりこの中で、これも先ほど言いましたが、協定の21条には、協定内容の見直しということが出ておりますけれども、だからといって、補正で組んでいいというものじゃないと思うんですよ。

何のために5条のところに協議があるかという、年度が終わったときには話し合っ、それで今年は900何万円だったけれども、昨年のところから見て、200万円、300万円上げて1,300万円にしたっていいじゃないですか。それで収益が出れば、ちゃんとその下には戻すようにも書いてあるわけでしょう、それは。だから、そういった形の中でやっていった中でいかないと、なかなか意欲も出てこなくなっちゃうと思うんですよ。

その都度、その都度じゃなくて、協定にのっとった中で、令和5年度においても実際に赤字だから出てきていると。かなり資金繰りが厳しい状態じゃないかなと思うんですよ。

これは皆さん、あれだと思ってくれるけれども、だけれども、ある程度一定のことを決めたら、これは町が指定管理料を多くなにか出す必要がないわけですから。それは今度は一般社団法人も取ったら、事業の基金にしたって、借入れだって、今度は金融機関でも一般社団法人になれば出しやすくなってくるわけですから、そしてこの直売に関わる人たちが安心してできるように。

だから私は、はっきり言って、補正予算8号の200万円なんていうのは反対ですよ。

だって、あれ、今度は実際に使えるようになるには、17日の議決が終わった後でなければ、僅か10日ぐらいしかないわけだ、払うにしても。昨年も4月8日に500万円払っているわけですよ。かなりの資金繰りに忙しいんだから、その辺は一般社団法人ができていたんだしたら、取りあえずは基金のつなぎはやって金融機関からしておいて、それで新年度は1,000何百万円になるか分かりませんが、話し合っ、皆さんが安心してできるようにやるべきじゃないですか。

例えばこの間いただいた皆さんのところの資料を見ても、ちょっと長くなりますけれども、2022年度においては云々ということで、2023年度におれ

	<p>ば、賞与については経営状況によって200万円ほどカットする。水道光熱費においては節約を行うことによって、10%削減云々するというので、290万円ほどカットすると言っているけれども、実際にはできなかった。先ほども申し上げましたように、光熱水費なんか直売所にいたって、みんな上がってくるわけですから、当然当初から同じ金額なんていかないんじゃないかなど。それから、あそこをほかの人たちが使った場合にも、料金は使用料徴収条例によって、町が上げなきゃ上げることができないと。そういうような厳しい条件ですから、何も従前どおり、従前どおりで、あと補正なんて追わないで、大変長くなって恐縮ですけども、その辺のところをどうですか、見直ししてやって、補正で組んで、当初、第1号補正でも組んで、新年度からはこの金額でやってくださいよと、それならということを進めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>直売所の側にとりまして、よい意見をいただいて、ありがとうございます。町側としますれば、なるべく指定管理料、営業を頑張っていたら、だんだん減らしていくというのが当初の目的だったんですけども、今、伸男議員おっしゃられたように、いろいろな事情がありまして、下げられなかったというのがあります。</p> <p>それは、コロナであり消費税を納める業者として、みなし法人として課税もされた、そういう支払いの経緯もあります。それから今に至っては、電気料、物資の高騰、そういうものもあります。なかなか経費については下がる要因が少ないということでございます。</p> <p>直売所の現状をヒアリングしたところですけども、やはり資金繰りが大変だと。売上げそのものは右肩上がりです。ただ、ここで問題なのは、直売所の会もともとと株式会社のように資金も持っているわけではございませんで、もともとの原資がないままで運営している関係で、大きな仕事をしていくには、やはり資金繰りが難しくなってしまう、そういうことで、一般社団法人化を考えたのも、やはり運転資金を何とかしなければならぬ、そういう考えも一つにはあるようです。</p> <p>そして、今後ですけども、今回8号補正で2年度にわたって追加補正のようなことになってしまっているんですけども、こんなようなことがないように、できることを町側とすれば望むわけでございます。</p> <p>コロナがこれで明けて、だんだん売上げのほうも順調に伸びていくということになれば、おおむね当初の1,000万円弱ですけども、この辺でいけ</p>

	<p>るかなと思うんですけども、また何かこの価格の高騰等、これが長続きしてしまうとか、別の要因があった場合には、またご相談をいたしますので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>吉澤課長、議員を呼ぶときに、下の名前と呼ぶのはやめてください。</p> <p>ここは議場です。</p>
11番議員	<p>11番です。</p> <p>いただいた資料つづりの34ページを見ても、令和7年度まで、収支赤字になっているんだよね、マイナスに。</p> <p>私はどこの道の駅も、私も三つほど道の駅を調べて歩きました。当初みんな各自治体から協定したときには、それなりにあるけれども、うまくいっているところは1年目減り、2年目減りとかなくなってきているけれども、現に行政がやったじゃ、もっと大変だから、指定管理にして企業的な感覚でやってもらいたいと、だから直売所の皆さんも頑張ってきているわけですけども、ここで皆さんが提示した資料の中に、令和5年度で82万6,000円、5年で51万円、7年で23万円って出てきているところで、それをまた今年も同じ当初で900何万円なんか出していたら、最初から駄目だと分かっているわけでしょう、これ、指定管理料も988万9,000円でずっと残っているんだから。</p> <p>だったら最初からちゃんと幾ら、令和3年度なら1,238万円出しているんだったら、1,200万円でも1,300万円でも出してやって、剰余金が出てきたものは戻してもらおうか、次の年に今度はその指定管理料を減らしていけばいいわけでしょう。</p> <p>これではやる気も、だって誰でも最初から赤字だったら、今私が先ほど聞いたのは、そういうことで、やる気があるかどうかということを産業建設課長、聞いているわけ。上げてやって、最初から当初でやっていけばと。あえて何も8号補正で200万円なんか補正したって、10日かそこらの間しか、あれでしょう。出るとすれば、4月1日になれば、いつでもできるし、概算払いもオーケーと書いてあるんだから、きっちりとした価格を決めてやるべきではないかなと。</p> <p>それから、もう一つ、三つしか質問できないから、併せてはしますけれども、今年の10月からインボイス制度が導入されますよね、これ。今、多分、直売所に関わっている人たちは、1,000万円を超えている人は少ないと思ひますから、今まで消費税を払わなかったけれども、今度はインボイス制</p>

	<p>度に登録した人じゃないと、今度は全ての消費税は直売所が払わなきゃならなくなってくるんだよね、個々の人に入ったのでも。</p> <p>だから、その辺のところ、今度は小さい零細の方でもインボイス、これはほかの中小、下請けしている人たちもみんなインボイスで登録していきますよ、今度は切られる可能性があるからということで。</p> <p>その中で、今度は何人かが参加している人たちが、僅かでも消費税というものは、たしか6年の猶予ですか、3年間で2割、それからあと残りの3年間で5割かな、80%、50%の売上げも軽減措置を取られているけれども、そう言ったことも考えて話は詰められたかどうかをお尋ねいたします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>いずれこの申請書、出てきた直売所の会から提出された申請書には、最初マイナスだということで、3年間はこの指定管理料を維持してくれというような内容なんですけれども、これについては5年間で見れば、最初は確かにマイナスなんですけれども、5年スパンで見れば、だんだん盛り返す。ただ、5年先のことが本当にこうなるのかというふうになると、これは予想でしかないんですけれども、そのようなことで、ぎりぎりの予算を立てて提出されたものだと認識はしております。</p> <p>このマイナス分をゼロにするような形で予算化ができれば、考慮をすればよかったということなんですけれども、町の側の考えも、これで当面頑張ってくれというような部分も、交渉の中でさせていただいて、最終駄目だった場合には協議に応じる、そんなようなスタンスで話をしてきたところではあります。</p> <p>また、インボイスの関係につきましては、前にもちよっと触れさせていただきましたが、直売所の会につきましては、そもそも既に課税業者となっておりますので、これについてはシステム等の準備は進めておりまして、十分対応はできるようになっております。</p> <p>ただ、納入をしている各農家の方々、これにつきましては、1,000万円以下の方々は大変多いと思いますので、その個々の人の判断、生産者のほうについては個々の判断になってしまう、これはやむを得ないかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>11番議員</p>	<p>私が聞いているのは、2回とも同じような答弁ですけれども、988万円で赤字になると分かっているから、毎年度、年度が終わったら指定管理料を見直すということを協定でやってあるから、それで、補正といったって、補</p>

	<p>正で組んでくる根拠がないわけですよ。だから、去年のときには、消費税云々だったから、赤字になったから、そのまま何でもかんでも補正で出せばいいというものじゃなくて、受けたほうにも努力をしなければならぬかわりに、この収支が赤字にならないような指定管理料に上げてやる気があるかどうかということを知っているわけですよ。</p> <p>企業の努力云々じゃなくて、町が。だって現に赤になっていて、そういうことの中で、そうすると受けるほうだって、資金繰りから何から、そんなに心配しなくて済むわけでしょう。</p> <p>このままでいけば、988万円でいけば、また来年度になれば補正を出してくるかという、それでもうけが出てきたら出てきたで、ちゃんと戻して、来年度のその次の年には、指定管理料を減らせばいいわけでしょう。</p> <p>だから、聞きたいのは、上げるか、上げて対応していくかどうかということ。</p> <p>それともう一つは、インボイスも1,000万円以下だから個人の問題といたしますけれども、その分は入っていても、今度は買う人たちは、消費税が入ってくるまで買っていくんですよ、みんな。</p> <p>当然、その分の今度は消費税というものは、直売所が負担しなきゃならない。直売所がインボイス制度でやる云々じゃなくて、ここに納めてくる例え零細な方だって、今度はその人たちだって、農業所得を申告するときには、資料にもインボイスのものに基づいてくれば、その分だけ減らされて、消費税の負担もなくなってきたりとか、みんなそういう仕組みになってきているんですから、その辺はどうかということをお聞きしたわけです。</p> <p>だから、この988万9,000円でずっと年度協定しているからじゃなくて、毎年度見直しするというのも書いてあるから、上げて、もうちょっと余裕を持って経営ができるようにしてやる気があるかどうかということを知っているわけです。</p> <p>金額を1,500万円にしろとか何とかじゃなくて、こんな988万9,000円だったら、ずっと赤字じゃないですか、これ。赤字になるもので、最初からやる人たちも意欲が出ますか。その辺は行政で指定管理に選んだんでしよう、しかもこれは特別に。競争もさせずに、それも一般社団法人までとってやるという信頼している企業が、安心してやる金額の指定管理料に上げてやる気があるかどうかということです。お答え願います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>令和5年度につきましては、予算の中では計上してあるのは、この金額でございます。この後につきましては、また令和5年度の中盤の状況、それか</p>

	<p>ら令和4年の決算も出るわけですがけれども、それに応じて、また内容を精査しながら、必要であれば上げることも考えていかなければならないと思います。</p> <p>いずれやる気が起こらないというようなことになってしまえば、もともとの指定管理に関わることでして、意欲を持ってやっていただくようであれば、それは本末転倒のことになってしまいますから、そうならないように、また話合いも協議も続けていきたいと思います。</p> <p>また、もう一つのインボイス制度につきましてなんですけれども、前に触れさせていただいたとおり、小さい業者さんにつきましては、直売所というのは品を預かるわけです、生産者に対し直売所が領収書を出すというようなものではなく、直売所のみを生産場所として生産している人、これはインボイスの対象外になりますので、ただし、別の場所、別のお店にも出しているよ、そういうことになった場合には、課税対象にもなるかと思いますが、その辺については、制度を良く考慮して、今の直売所のみが生産場所となっている農家、小さい農家についてはインボイスを発行しなくてもよいということですので、お願いしたいと思います。</p>
議長	ほかに質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第4 「議案第12号」</u>	
議長	<p>日程第4、議案第12号「小海町コミュニティ施設アルルの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第5 「議案第13号」</u>	
議長	<p>日程第5、議案第13号「小海町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。</p>
	(質疑なし)

議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第6 「議案第14号」</u>	
議 長	日程第6、議案第14号「小海町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第7 「議案第15号」</u>	
議 長	次に、日程第7、議案第15号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第8 「議案第16号」</u>	
議 長	日程第8、議案第16号「児童生徒就学相談委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第9 「議案第17号」</u>	
議 長	次に、日程第9、議案第17号「小海町教育・保育給付の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

<u>日程第10 「議案第18号」</u>	
議 長	<p>日程第10、議案第18号「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第11 「議案第19号」</u>	
議 長	<p>日程第11、議案第19号「小海町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第12 「議案第20号」</u>	
議 長	<p>次に、日程第12、議案第20号「小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。</p>
6番議員	<p>6番、的塾です。お願いします。</p> <p>第6条2のところ、放課後児童健全育成事業者というふうにあるんですけども、小海町の場合、この事業者とはどれが当たるのか、ちょっとその辺お願いします。</p>
子育て支援課長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>いただいたご質問の関係ですけれども、放課後児童健全育成事業ということで、一般的には学童保育と呼ばれている施設ということで、放課後児童クラブ等々になろうかと思えます。</p> <p>その事業者ということで、こちらのほう、町のほうでやっておりますので、小海町という解釈でよろしいかと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>

6番議員	学童保育が当たるということで、町の中で、社協のほうで放課後のデイサービスのほうをやっていると思うんですけども、その辺はこれには当たらないという理解でよろしいでしょうか。
子育て支援課長	それでは、お答えいたします。 先ほど町というようにお話をさせていただきましたが、ただいまのほう、社協のほうでもやっているということで、事業者という考えでよろしいかと思えます。 以上です。
議長	ほかに。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第13 「議案第21号」</u>	
議長	日程第13、議案第21号「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第14 「議案第22号」</u>	
議長	次に、日程第14、議案第22号「小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第15 「議案第23号」</u>	
議長	日程第15、議案第23号「小海町上水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。 (質疑なし)

議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第16 「議案第24号」</u>	
議長	日程第16、議案第24号「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第17 「議案第25号」</u>	
議長	日程第17、議案第25号「小海町簡易水道に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第18 「議案第26号」</u>	
議長	日程第18、議案第26号「令和5年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも予算説明資料でページごとに行います。質疑のある方は、挙手を願います。 1ページから2ページ、職員調書。 1ページ、2ページ。 職員在籍数調べ、3ページ。 一般会計概要、4ページから6ページ。 4ページ、5ページ、6ページ。 町税予算内訳書、7ページから9ページ。 7ページ、8ページ、9ページ。 歳入に移ります。

	<p>10ページ、款1町税、項1町民税、項2固定資産税、項3軽自動車税、10ページ。</p> <p>11ページ、項3軽自動車税続き、項4市町村たばこ税、項5入湯税。 款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、11ページ。</p> <p>12ページ、項2自動車重量用世税、項3森林環境譲与税、款3利子割交付金、款4配当割り交付金、12ページ。</p>
12番議員	<p>12番、篠原です。</p> <p>12ページの1目1節の森林環境譲与税、これ、説明欄に説明があるんですけども、ここら辺のところを、もうちょっと詳しくお願いします。</p>
総務課長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>森林環境譲与税であります。令和元年から令和5年までは、個人の方へ課税することなく国が地方公共団体の融資機構を利用しまして財源を生み出しております。そして、令和6年から、来年度ですが、実際に課税をするということでございます。</p> <p>そして、金額は1人1,000円、それで均等割を課税されている方に加算をして課税をされるという内容でございます。</p>
議長	<p>ほかに質疑のある方はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>次、13ページ、款5株式等譲渡所得割交付金。款6法人事業税交付金。款7地方消費税交付金、13ページ。</p> <p>14ページ、ゴルフ場利用税交付金。款9環境性能割交付金。款10地方特例交付金、14ページ。</p> <p>15ページ、款11地方交付税。款12交通安全対策特別交付金。款13分担金及び負担金、項1分担金、15ページ。</p>
6番議員	<p>6番です。お願いします。</p> <p>地方交付税の関係なんですけれども、対前年度額を見たときにもですし、予算額を見たときにも、見込みを例えば20億円と考えたとしても、ぎりぎりの限界までこうやって見込むのかということ、ちょっとお願いしたいんですけども。</p>
総務課長	<p>留保額が少ないというご指摘だと思います。</p> <p>交付税の算定に当たりましては、令和5年度の場合の現段階におきまして、令和4年の当初、通常ベースの算定を下回らない算定方法で算定をしますという事務の流れで行われております。</p> <p>したがって、令和5年度交付額を下回らないということを見込み、こ</p>

	<p>のような予算立てをさせていただいたという次第でございます。 以上です。</p>
6番議員	<p>私、限界まで見込むのかという言い方をしました。留保額のことなんですけれども、これで補正財源は大丈夫なのか、その辺が本当に心配なんですけれども。</p>
総務課長	<p>補正のときに不測の事態が発生する、また通常のもので出てきたらどうかというご指摘だと思います。 やはり、こういう答弁は適切かどうか欠けますが、繰越金がこれで8号の補正予算で、また予備費として計上させていただいております。それが繰越金として計上される、そして基金などもございますので、対応してまいりたいと考えております。 以上でございます。</p>
議長	<p>ほかに質疑のある方はございますか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>次、16ページ、項2負担金。</p>
6番議員	<p>6番、的埜です。 2目の民生費負担金の関係で、保育料のことでお伺いします。 未満児41名というふうに記されているんですけれども、これは町全体の未満児の数から見て、何パーセントに当たるのか、ちょっとその辺ざっと出るようでしたらお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>それでは、お答え申し上げます。 未満児41名ということでございますが、来年度未満児のうち、2歳児ですけれども、住民票のある方については23名のうち、入園される予定が17名というふうになっております。また、1歳児の関係でございますが、住民票のある方19名のうち、15名入所予定ということでございます。 ちょっと0歳児については、住民票のほうをあれしてないんですけれども、7名入所予定というふうになっております。 以上でございます。</p>
6番議員	<p>ちょっとびっくりしました。 未満児、もう既に5割以上、6割ぐらいいは、6割、7割ぐらいいるのかな。保育園に行っているということで、かなりの数の未満児さんが保育園に預けられているということ、今確認しました。 それと、また話は違うんですけれども、令和4年度で、当初の予算が480万円だったと思うんですけれども、保育料ですね。未満の数が24人というこ</p>

	とで、月額でいうと1人1万7,000円ということだったと思うんですけども、令和5年度は450万円で41人ということで、月額9,000円ということなんですけれども、計算すると、この違いはどういったことでしょうか。お願いします。
子育て支援課長	<p>それでは、お答え申し上げます。</p> <p>保育料につきましては、こちらにありますように、未満児さんの分の保育料というふうになっております。</p> <p>保育料につきましては、所得階層別に金額が異なってくるということでございます。こちらにつきましては、この41名の現段階の所得等を把握しまして積み上げて、こういった数字になったということでございます。</p> <p>保育料につきましては、4月から8月分の前期分については仮ということで、現時点の数字を使いますけれども、9月以降については、現在確定申告をやっているということで、その年の金額が確定しますので、また若干金額が変わってくるということでございますが、各所得階層及び3人目以降無料ということもございますので、そういった各々の方の所得等を積み上げまして、こういった数字になったということでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ほかに質疑のある方はございますか。
5番議員	<p>5番、渡邊です。お願いします。</p> <p>すみません、先ほどのご答弁の中で未満児さん41人、ご答弁で2歳児さんが17名、1歳児15名、0歳児7名ということで、足すと39なんですけれども、あれ、どうですかね。そのあたりお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>それでは、お答え申し上げます。</p> <p>すみません、ちょっと本日持ってきた資料時点で、こういった数字になっておりまして、改めてちょっと内訳について再精査させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ほかにございませんか。
	(質疑なし)
議長	<p>次、17ページ、項2負担金続き。</p> <p>款14使用料及び手数料、項1使用料、17ページ。</p>
6番議員	<p>6番です。</p> <p>総務費使用料の総合センターの使用料の関係ですけれども、調理室のほうの使用料というのは、どこに入ってくるんですか。お願いします。</p>
総務課長	現在工事中でありまして、具体的に現実な、正直なところ、まだ見えてこ

	<p>ないということで、科目を作る1万円を計上させていただいております。また今後、具体的に補正予算で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	ほかに。
6番議員	<p>6番です。</p> <p>その下の憩うまち事業施設使用料ということで、憩うまちの関係で、参加企業がだんだん増えてきていると思うんですけども、コロナも落ち着いてきて、もう少し見込めないのかというところをお願いします。</p>
総務課長	<p>今おっしゃられるとおりコロナも落ち着いてきまして、活発に活用してまいりたいということは、やまやまでございます。</p> <p>実際に令和3年度、4年度と11件ずつ利用をされております。そして、金額にしまして4万円から4万5,000円程度であります。補正予算で減額をお願いをするわけですが、来年度はこの予算額に見合うだけの利用をしていただきたいという内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ほかにございませんか。
5番議員	<p>5番です。お願いします。</p> <p>3目生活環境費使用料で、雇用定住促進住宅8戸、新田住宅なんですが、去年から比べて42万円減と。1軒空いているように思うんですけども、ずっと空いているのか、募集はかけられているのか、そのあたりをお願いします。</p>
町民課長	<p>お疲れさまです。お答え申し上げます。</p> <p>今のところ空いているというような状況ですが、また募集をかけて、随時入所をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	ほかにございませんか。
6番議員	<p>6番です。</p> <p>すみません、16ページと17ページにまたぐことなんですけれども、内容云々の話ではないんですけれども、ちょっと目の誤りがあるのではないかと。</p> <p>農林水産費負担金が4目ではないかと思うんですが、違いますか。</p>
総務課長	<p>ご指摘の中身であります。</p> <p>商工費、教育費そして農林水産費と、順番が商工費の前に通常は入ってくるというご指摘でございます。</p>

	<p>この負担金が、今年新たに発生したということで、一番最後につけてしまったという状況であります。</p> <p>今後、そういうことを配慮しまして予算編成をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかにございませぬか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>次、18ページ、項1使用料続き、項2手数料。</p>
9 番議員	<p>9番、小池です。</p> <p>まず、7日の教育費使用料のところでもって、施設のところ、スケートセンターと野外施設のありますけれども、この二つ、何か将来的に、これ、いろいろ考えてみても、将来的に何か考えないと、ちょっともったいないような気がするんで、特にグラウンドね。収入3万円ということですが、もっと活用方法とか、それは考えておりますかね。</p>
教育次長	<p>お世話さまです。</p> <p>スケートセンター及びグラウンドのほうということですが、グラウンドにおきましては、クラブそれから公民館登録のサッカーと野球その他の関係で、無料で使われている方が多いということございませぬ。</p> <p>ほとんどサッカーの方も毎週土日使われております。その中で、あと合宿で有料ということで、合宿の方が、こちらに計上されてくるということございませぬ。</p> <p>観光とも協力して、合宿のほうの使用もしていただくように努めてまいりたいと思ひます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
9 番議員	<p>今グラウンドのほうを聞きませぬけれども、もしあれでしたら、スケートセンター、夏に活用するようなことを考えてはと思ひますが、その辺はいかがでしょう。</p>
教育次長	<p>スケートセンターにつきましては、どうしても特殊な施設ございませぬ。</p> <p>イベントとして、その会場として観光で使う場合などが考えられますが、ほかのスポーツとしてちょっと考えることは難しいのかと思ひます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>これより11時20分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時05分)</p>
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p>

	(ときに11時20分) 19ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、19ページ。 次、20ページ、項2国庫補助金、項3国庫委託金、20ページ。
9番議員	9番、小池です。 20ページの土木費の補助のところでもって、右のほうへいきまして、橋梁の修繕工事ということで三つ挙がっているわけですが、前もらった表の議案26号のこれでいくと、何番と何番と何番だか教えてもらいたいです。
産業建設課長	お答えいたします。 資料つづりの最終ページをご覧くださいと思います。 この3行につきましては、一つは東馬流橋、番号で言いますと赤の④番でございます。それと、嘘沢橋、赤の⑤番でございます。それからもう一つは、小海大橋ですので、資料では③番でございます。 以上です。
議長	ほかに質疑のある方はございますか。 (質疑なし)
議長	次、21ページ、款16県支出金、項1県負担金、21ページ。 22ページ、項2県補助金。 23ページ、項2県補助金続き。
6番議員	6番です。お願いします。 4目の農林水産費補助金の中の農業振興費補助金、新規就農者育成総合対策事業なんですけれども、条件がどういうふうになっているかというような分かるような資料がありますか。
産業建設課長	また制度も随時変わっておりますので、新しい資料がございますので、また提出をさせていただきたいと思います。 委員会のときに提出します。
議長	ほかに質疑のある方はございますか。
議長	次、24ページ、項3県委託金。款17財産収入、項1財産運用収入、24ページ。
5番議員	お願いします。 財産運用収入の目1財産貸付収入の中ですが、アルルがそのまま入っているんですけれども、これはどういったことなんでしょうか。
総務課長	現段階の予算におきましては、アルルは町が地代をいただいているという位置づけになっております。アルルの設置及び管理に関する条例を提案させていただいている最中でありまして。それをお認めいただいた暁には、最終日に補正予算として、1号として、アルルの経費、そういうものを計上し

	<p>た補正予算をお願いをしたいということを考えておりますので、よろしく お願いいたします。</p>
6番議員	<p>6番です。</p> <p>その一番下の温泉施設の貸付料ということで、公社の貸付けだと思っ てすけれども、今度、八峰の改修の工事で、八峰の事務室と分離されたと思 うんですけれども、開発公社の負担金、これまで12万円ということで変わ らないのか、その辺ちょっとお願いします。</p>
総務課長	<p>従前はほかの科目で計上しておりました。その理由は、一つの事務所で開 発公社が部屋を借りているというか、共同でやられていたと。今後は分か れて、それぞれ事務室を設ける。改めて開発公社に貸し付けるような位置 づけに位置づけております。</p> <p>したがいまして、この科目へ計上させていただいたという内容です。そし て、金額につきましては、行政財産の目的外の使用に関する条例によりま すと、48万円程度に建物の貸付けで計算がされます。</p> <p>そういう中ではありますが、公共の事業に供する施設というような位置づ け、町長の認める範囲ということで、従前の12万円、4分の1の価格で計上 をさせていただいたという内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>また今後、アルルの件も出てくると思うんですけれども、今4分の1でとい うことで話があったんですけれども、アルルの場合は平方メートル1,100 円ということで、そこから考えても、やはりちょっと安いのではないかと。 やはり今後独自路線を歩もうとするのであれば、もうちょっと経理の明確 化は必要じゃないかと思うんですけれども、その辺、どうお考えでしょ うか。</p>
総務課長	<p>開発公社におきましては、平成23年から27年まで経営困難に陥りまして、 それぞれの地権者に地代の減額をお願いをした経過がございます。そし て、町としてはヒルサイドコーポを引き取り、支援をしたという経緯もご ざいます。</p> <p>そういう中において、町と表裏一体というような形の中で運営をされてい るということですから、このような面を通じまして、町が支援をしていく、 そして地権者、豊里林野水利組合また八那池区、松原区、そういう皆さん に過去の経過の理解を得ていく、そして今後、健全な運営をたどってい きたいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>

6番議員	そうすれば、電気料の負担とかは、それはどうなっていますか。
総務課長	それについては、子メーターというか、別のメーターで、それぞれが支払うという形になっていると思います。
議長	ほかに。 次、25ページ、項1財産運用収入続き、項2財産売払収入。款18寄附金。款19繰入金、項1特別会計繰入金、25ページ。
5番議員	お願いします。 すみません、戻っていただいて、財産売払収入ですが、本間村上団地売払収入。半数程度を見込むということで、大体平均坪5万円ぐらいというご説明を受けました。 それなんですけれども、鑑定評価もやられているということで、鑑定評価の資料ですとか、今まだ大体5万円ぐらいというところで、まだ考えている、検討している最中ということではありますが、価格設定に関する資料というものは、お出しただけないでしょうか。
総務課長	現段階において、価格の設定の協議というか作業をしておる段階であります。広い道に接しているとか、日当たりはどうかとか、形はどうかということで、作業をしている段階でありますので、具体的な資料はまだございませんので、お出しすることは、ちょっと無理でございます。よろしくお願いします。
5番議員	鑑定評価のほうの資料はいただけないですか。
総務課長	鑑定評価につきましては、鑑定士と町と情報を共有しながら資料を作っているという段階でございます。
議長	ほかに。
6番議員	6番です。 今の関係ですけれども、売出しはいつからと考えているか、お願いします。
総務課長	売出しは、年度が変わりましてなるべく早い時期に売り出したいと、少なくとも4月のうちには売り出したいと思っています。 現在、ああいう形になってまいりまして、看板も先日設置をしました。やはり、通る方がいろいろと興味がある、そして何件もの問合せが来ていることは事実でありますので、なるべく引き合いがあるうちに対応してまいりたいと考えております。 以上です。
6番議員	そうすれば、区画をしっかりと書いて、ここはどれぐらい、面積ですね、という資料ぐらいまでは出せますか、委員会で。

総務課長	今、最終の作業をしていますので、ちょっとここ1週間ぐらいでは無理だと思います。
6番議員	すみません、もう一つ。 ここに、この今の財産売却収入の中に、馬流の宅地の造成の2区画分が入っていないんですけれども、分譲を考えていないのか、お願いします。
総務課長	歳出のほうで、工事費は1,500万円だったような気がします、計上させていただいております。そして、工事の進み具合、そういうものが明確に分かりませんので、まだ当初の予算では見込んでございません。 今年度中に販売ができるようでしたら、計上させていただきたいと思えます。 以上です。
議 長	ほかに。
5番議員	すみません、もう一回よろしいでしょうか。 すみません、戻ってしまうんですけれども、先ほどの資料の関係なんですけれども、1週間のうちに面積のあれ、難しいとおっしゃっていたんですが、ちょっと確認なんです、いただいた資料つづりで町道のほうでは、何となく出ているんだなと思ったんですが、やはりこれは何ですかね、町道はこれで出せるけれども、そのあたり、すみません。
総務課長	図面は、このようにして出すことはできます。ただ、確定測量の確定図面は、まだ仕上がっていないということです。今の販売価格というご議論でしたので、販売価格が入ったもの、そういうものはちょっと無理じゃないかなというお答えをさせていただいたということです。 以上です。
議 長	ほかに。
6番議員	6番。 すみません、ふるさと寄附金の関係ですけれども、企業版ふるさと寄附金の対象となる事業は、どれのことを言っているのか、すみません、お願いします。
総務課長	これは国のほうへ申請をしまして、そして認められた事業がございます。ちょっと資料が出てこないんですが、その事業によりまして、それに該当するということに寄附金をされるということでもあります。 この場合ですと、憩うまちこうみ、そのような事業について申請というか、計画を提出してあります。その部分について該当して寄附金を受けるという内容でございます。

	以上です。
6番議員	そうすれば、今のところ充当先はないということでしょうか。
総務課長	歳出の38ページの企画費の部分であります。委託料の憩うまちこうみ協定企業連携事業、これに充当をさせていただきたいというものでございます。
議長	いいですか。 次、26ページ、項2財産区繰入金、項3基金繰入金。款20繰越金、26ページ。次、27ページ、款21諸収入、項1預金利子、項2貸付金元利収入、項3受託事業収入、項3受託事業収入、項4雑入、27ページ。
6番議員	すみません、26ページに戻ってください。お願いします。 基金の関係ですけれども、先ほど電気料の話、直売所だとかホソヤさんの関係でもあったんですけれども、これは充当先はやはり町のいろいろな科目で上がっていますけれども、電気料のほうが、それに充てるのか確認です。お願いします。
総務課長	電気料でありますので、全ての支出に充当されるということになると思います。
6番議員	財調のほうを使ってということなんですけれども、来年も同じような高騰が続くということがあれば、またこの基金で対応するのか、ちょっとその辺の考え方をお願いします。
総務課長	財政調整基金、この基金については、経済事情が変動し、そして財源が不足した場合、そのようなときに充当するというような項目が1項目あります。現在はそういう段階であります。だが、これが常に上昇していく、そういうものに常に充当するという考え方は、あまりよろしくないと考えております。 やはり1回上昇した、そのときは、それなりに手当をする必要がありますが、上がってしまえば、今度は何らかの形で努力をし、財源を生み出していくという姿勢が大切ではないかと感じております。 以上です。
6番議員	すみません、もう一つ。 森林環境譲与税の基金のことなんですけれども、そもそも森林環境税は、どういった目的であるか、その辺ちょっとお願いします。
産業建設課長	歳出に関わることでありますので、私のほうからお答えさせていただきます。 いずれ、このページにも、林道の草刈りなどありますが、今森林管理システムや森林管理制度、そういうものが、令和元年度ですか、法整備されて、

	<p>それに向けて取り組んでいるというものでございます。</p> <p>管理されない森林が大変多くなってきている、そういうことが背景となっておりまして、この森林を有効活用するとともに、この森林の手入れをする、それから所有者をはっきりさせる、そういったことをベースにしまして、この活用する方向で、森林を行っていく。</p> <p>そのために令和6年度からは、さらに税も収入として取り入れて、また金額が大きくなっていくわけですけれども、強力に進めていくという、そういう内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>そもそもこの森林環境税というのは、もちろん管理制度、管理の問題なんですけれども、温室効果ガスの排出削減とか災害防止で森林整備、そういうことになってくるんですけれども、多分間伐だとか人材育成、木材利用の促進、普及、そういうようなことが目的じゃないかなというふうに思うんですけれども、そうなったときに、この草刈りとか下の中部電力の連携とか、支障木伐採、そういったことが本当にこの森林環境ということと、つながると言えばつながるけれども、ちょっと相容れない事業じゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>毎年この譲与税の用途につきましては、県のほうへ報告する義務がありまして、どのようなものになら使える、このようなものには充てられない、そういうようなお指針が示されております。</p> <p>ここには林道の草刈り等というふうにあります、通常の町道ですとか林道ですとか、草刈りを行っている町道の通常の維持管理に振り替える、そういうことはいけませんというふうになっております。ただし、林道なども今までできていなかったことを森林整備のために支障木の伐採を行って、そのエリアの通行をよくして、搬出のために整備をしていく、そういう新たなものであればオーケーというふうなことを言われております。</p> <p>また、改良事業につきましても同じでございます、補助申請の補助残の部分、こういうものにも充てられるというふうに言われて、説明を受けておりますので、この辺は毎年度チェックされておりますので、大丈夫でございます。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>私は、もう少し森林保護という観点で、やはり森林環境という関係で重点を置くべきではないかと思えます。</p> <p>また、歳出で。</p>

議長	27ページ、ほかに。 次、28ページ、項4雑入続き、項5延滞金加算金及び過料、28ページ。
2番議員	2番、鷹野です。 ちょっとお尋ねしますけれども、テスラを購入してCEVの補助金とかは対象にはならないのでしょうか。
総務課長	テスラを購入の財源に当たりましては、先ほどの企業版のふるさと寄附金を充当させていただいております。そのような財源で購入、また充電器の設備の設置をしております。 以上です。
2番議員	支出のほうでもEV補助金を計上していますし、それからゼロカーボンもうたっている今のところで、やはりEV車を購入してEV補助金を使わない、見込まないというのは、ちょっとまずいんじゃないのでしょうか。
総務課長	ちょっとよく分からなくて申し訳ないんですが、国とかの補助金をもらうという意味合いでしょうか。
2番議員	そうです。その対象になっているのか。EV車だったらなる。ただ、官公庁が有した場合、なるのかどうか。それで、なるんだったら、使った方がいいと。
総務課長	今ご指摘の内容であります。 今回の場合は、先ほどの財源で対応したということです。 今後、そのような形でゼロカーボンに取り組んでいくという姿勢でありますから、そのような行政団体で受けられる補助金がありましたら、有効に活用してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 以上です。
議長	28ページ、ほかに。 次、29ページ、款22町債。 歳出に移ります。 30ページ、款1議会費。 31ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、31ページ。
5番議員	お願いします。 職員等活動費の中なんですけれども、12委託料、無料法律相談弁護士委託料と新規であるかと思うんですけれども、これはどなたが対象職員という理解でよろしいですか。
総務課長	この無料法律相談弁護士の委託料であります。この事業につきましては、令和4年度、弁護士会によります相談会を1回実施を、この町で、役場の会

	<p>議室で行いました。その結果、非常に多くの方がお見えになったという経過を踏まえて、町として実施をしたいというものであります。</p> <p>1万1,000円、これが3時間程度、そしてお二人にお願いをして2回実施をするということで、町民の皆様向けに実施をしたいという内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
5番議員	<p>町民に向けてということで、町民向けでしたら、ここにある職員等活動費なので、職員向けかと思ったんですけども、町民に向けてということで、社会福祉費のほうにはならないのか、そのあたりのお考えは、お願いします。</p>
総務課長	<p>正直言って、新しい事業でありまして、ここへ掲載をしてしまいました。それは、上の顧問弁護士等の関係もイメージに、頭にあったもので、ここへ計上してしまいましたが、実際には町民の皆様ですから、今後、計上の場所を変えるなり、改めて考えさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>6番、的埜です。</p> <p>職員等活動費の報償費の中で、研修会講師謝礼ということが毎年載ってきているわけですが、今年度、5年度は、どういった研修を考えているか、お願いします。</p>
総務課長	<p>研修については、やはり人権だとかその他パワハラ、そういうハラスメント、そういう部分の研修を行ってまいりたいと思っております。事務的な研修、この全体に関する会社の名前で言いますと第一法規さん、また電算さんの研修、そういうことも考えていきたいと。それぞれの分野での研修は、その分野で行っているということですから、なるべく人権そしてパワハラ、そういうハラスメント、そういうものを取り組んで、職場の環境をよく保つために行っていきたいというように考えております。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>ただいまのご答弁のとおり、昨年度も人権関係、ハラスメント関係ということであったんですけども、研修効果として出てきていると思いませんか。その辺、どう捉えているかお願いします。</p>
総務課長	<p>研修の効果はどこへ現れるかということでもあります。常に勤務の中で、そういうものに配慮できる人間を育てることが大切ではないかと思っております。</p> <p>ハラスメントにしましても、聞いたことがないようなハラスメントが、講</p>

	<p>師の先生から伺えると。そして、相手の立場になってと、昨日、小学生がお見えになって、そんな話になったんですが、そういう部分を効果がここにあったということは目に見えないわけですが、徐々に浸透していくということが大切だと感じております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>31ページ、ほかに。</p> <p>次、32ページ、目1一般管理費続き。</p>
6 番 議 員	<p>6番です。</p> <p>団体補助金等の報償費、集落支援員の謝礼の関係ですけれども、これ、増額にするということは、前から言われていましたけれども、集落ごとにたしか区から支給されるような区長の手当が、ちょっと集落ごとに支給方法というか、あれが違うと思うんですけれども、手当の手法というのかな、その辺は区長会とか、そういうところで、そういう話が出ていないのか、お願いします。</p>
総務課長	<p>集落支援員の謝礼、また負・補・交の右の一番上であります集落自治交付金、こういうものが、それぞれの区長さん、またそれぞれの集落へ交付をするというものであります。</p> <p>そして、今言われるように、その使途というか、どこへお金がどういう形で処理をされるかということについては、それぞれの区の対応ということでありますので、区長会の席上ですと、この制度が令和4年に変えさせてもらった、その部分の説明はしてございます。</p> <p>ただ、そのお金の趣旨、そういうものはしてありますが、それぞれの区長さんと村の役員さん、また区民、そういう中でどのような対応をしていくかということまでは、私どもはあまり発言をしていないということが事実でございます。</p>
6 番 議 員	<p>もともと区長会の中で、こういった要望が出てきたというふうに言っていたと思うんですけれども、それはやはり区長さんの仕事が大変だということの中から出てきたと思うんですけれども、その辺は、そうなんですか。処遇改善ではないのか。</p>
総務課長	<p>区長さんの仕事が大変、そういうことは当然であります。そして、中でも馬流・土村の総区長さん、またそのお二人にしてみれば、4人の地区長さんをまとめる、そういうこともありますので、別枠で金額は設定してございますが、そういう大変、そういうものにも手当をしながら活発に、失礼な言葉ではあります、活動というか世話をしてもらいたいという趣旨でござ</p>

	<p>ざいます。 以上です。</p>
6 番議員	<p>ということは、処遇改善というか、区長さんの仕事に対してということですよ。そうすれば、もうちょっと町の方針がやはり正確に反映されるように、それぞれの区に対応というのではなくて、しっかりと区長さんに渡るように、そういうようなことが必要じゃないですかという意味なんですけれども。</p>
総務課長	<p>ちょっと私の答弁が行き違いがあったようで、申し訳ございません。集落支援員の謝礼、これについては、それぞれの区長さんに直接、直接というか口座振替ですが、そういう形でお支払いをしているということでありまして、したがって、源泉徴収票、そういうものも、区長さんの所得として、町のほうから出させていただいているということです。ただ、1件だと思いますが、区の考え方で、区長さんが、これは自分でもらうわけにはいかないから、区のほうに入れたいという方がいらっしゃるの事実でございます。以上です。</p>
議 長	<p>32ページ、ほかに。 次、33ページ、目2財産管理費。</p>
5 番議員	<p>渡邊です。お願いします。 まず、公共施設管理関係の中なんですけど、まず移住体験施設と憩うまちこうみの拠点施設、通信費それから拠点施設管理委託料。私、以前もたしか委員会で、なぜ別にしないのかと申し上げたと思うんですけども、またこのようになってしまって、一緒になってしまっているのはどういうことなのか、ちょっとお願いします。</p>
総務課長	<p>同じような類いの移住施策の一環として行っているようなイメージの事業として、一つの項目で掲載をさせていただいておるという内容でございます。</p>
5 番議員	<p>すみません、同じような類いとおっしゃるんですけど、移住体験と憩うまち関係人口という観点もあるかと思うんですけども、引き続きこのままということですか。別にはしていただけないんでしょうか。</p>
総務課長	<p>当然、予算の算定の中では分けて計算をして、このような形で表記をしております。 来年になってしまうわけですが、予算の説明資料を作成する時期は来年に</p>

	<p>なってしまうんですが、来年、そのようなことをちょっと気をつけて、表記をするようにしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	<p>すみません。</p> <p>同じところですけども、別のところで、宅地造成事業馬流ありますけれど、そもそも分譲収入もないという話もさっきありましたけれども、住宅の解体の費用が入ってあると思うんですが、それは込みなのか、そのあたりお願いします。</p>
総務課長	<p>住宅の解体の費用、令和3年の末ですか、JAとの土地の交換をしたということであります。そして150万円程度ですか、という意味合いで処理をされております。</p> <p>今回、宅地造成事業の工事請負費1,500万円の中に、それも込みまして、このような見積りを業者さんからいただいたという内容であります。</p> <p>そのほかに、今の貸し車庫みたいな形でありましたトタン屋根の、その部分、また、中に井戸もあるんですけども、井戸、そういうものも含めて撤去と造成をしてもらいたいという依頼で見積りをいただいた結果が、1,500万円という内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
6 番議員	<p>今の関係ですけども、長振のほうでは1,200万円というふうに書かれていて、今解体費用も見込みということで言われたんですけども、一般財源400万円と、あとその他800万円というふうにあったと思うんですけども、1,500万円と大分上がっているんですけども、その辺の根拠は。お願いします。</p>
総務課長	<p>長振と数字が違うというご指摘だと思います。長振を作った時期が10月から11月頃、そしてこの見積りが、これは予算の見積りは長振よりどっちかというところとしっかりとしたというか、細かいというか、そういう見積りをした結果、このような数字になったということでございます。</p> <p>そして、収入については、ちょっと待ってください。販売収入だとしたら、今年分譲を見込んでいたが、来年いつ完成するか不明ということで、来年計上させていただくという内容です。</p>
6 番議員	<p>消防団の駐車場の整備という話も、説明の中ではあったと思うんですけども、それにしても1区画、この計算だと1区画750万円というふうになると思うんですけども、幾ら何でもちょっと過大ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。</p>

総務課長	場所などに当然よりも、あそこをイメージしていただきますと、北側のほうが低いんであります。そうしまして、周りに擁壁のような形で土留めをつくりまして、そして平にならすという作業でございます。 今の現状のものを安くというか、簡単にした場合は、北側の土地のほうが低くなってしまうと。誰が住宅を建設するにも、北側の区画のほうが高いか平でなければ、これはあまり理想にかなわないということでもありますので、そのような積算をしてあるという内容です。
6番議員	収入のほうなんですけれども、来年という話なんですけれども、分譲収入がなしということで、解体のほうは400万円見込むということなんです、全額過疎債の充当というのはおかしいのではないのでしょうか。 その辺どうお考えか、お願いします。
総務課長	過疎債の充当が可能な事業ということで位置づけておりますので、造成費の1,500万円を、次のページを地方債の部分に充てさせていただいているという内容でございます。
議長	いいですか。財産管理費まで終わりです。 1時まで休憩とします
議長	いいですか。 財産管理費まで終わりです。 1時まで休憩とします。 (ときに12時06分)
議長	休憩前に引続き会議を開きます。 (ときに13時00分) 議員の皆さんのほうから、暑いので上着をとという話がありましたもので、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構であります。 ここで、井出子育て支援課長より発言が求められていますので、これを許可します。
子育て支援課長	先ほどご質問いただきました未満児41名の内訳に2名ほど差があったということで、改めて訂正させていただきます。 未満児2歳児の関係につきましては18名、1歳児につきましては15名、0歳児につきましては8名ということで、計41名となります。申し訳ございませんでした。
議長	続いて、黒澤総務課長より発言が求められています。お願いします。
総務課長	説明資料の33ページの、先ほどの馬流の宅造の関係の財源でございます。ここの表記、宅地造成事業という表記でございますが、定住促進事業とい

	<p>うような位置づけをしております。そういう中でありますが、過疎債が対象になるかならないかということのご指摘でございます。今お昼休みに精査しましたが、お答えが申し上げられませんので、委員会のときにお答えをさせていただくということでよろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>では、これより質疑に入ります。</p> <p>歳出。</p> <p>35ページ、目3広報費。</p> <p>次、36ページ、企画費。36ページ、37ページ。</p>
3番議員	<p>3番 篠原哲雄です。36ページの地域おこし協力隊活動費の中の12節の委託料、移動販売事業と、513万4,000円ということになっておりますけど、昨年まで440万という形になっておったわけですけど、約70万ほど増額になっております。</p> <p>ちょっと私の聞いたところによると、現在移動販売をやっている協力隊の方が5月をもってやめるというようなことをお聞きしまして、今後の移動販売はどのようにやっていかれるのか。また、委託先は今商工会のほうへされているわけですけど、別のところに委託をするのか、そういった中でこういった70万からの金額増というふうになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。</p>
総務課長	<p>今おっしゃられるとおりでありまして、移動販売につきまして、今担当されている方が来年5月に、自己の都合により職を離れたいという相談がございました。この予算立てて申し上げますと、440万の12分の14、14か月分を計上しまして、513万4,000円という数字を計上させていただいているものでございます。</p> <p>そして移動販売をこれからどうするかというご質問につきましては、これは商工業者の支援とかいろいろなことで始まっております。そういう経過を踏まえた中ではありますが、やはり利用する人は高齢者、買い物弱者、そういう皆さんでありますので、いずれこの事業は何らかの形で続けていく、そして、利用されている人に不便を感じさせないような制度を構築していくということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
3番議員	<p>せっかく約1年やってこられたんですけど、非常に熱心な方で、5月をもってやめるというのは非常に残念であります。そういった中で、この中で地域おこし協力隊募集委託料という形が200万ほど計上されておるわけですよ。</p>

	けど、この事業に関してはまた新たに協力隊を募集して、協力隊のほうでやっていくというような形を考えているのか、その辺のことをお願いしたいと思います。
総務課長	現段階においては、令和4年度予算で募集をさせていただいております。そういうことではありますが、やはりいらっしゃるかどうか分かりません。そういう事態になっても事業は続けていく、そういうことを考えていくべきだと考えております。以上です。
議長	ほかに。
6番議員	6番です。今の関係ですけど、じゃ、地域おこし協力隊募集委託料というふうに、200万で、今言った金額ですけどあるんですけど、これは今後の計画としてどのような計画を立てられているかお願いします。
総務課長	今後、協力隊を新たに募集をしまして、何か事業をやるとかそういう具体的なことは、今の段階ではございません。ただ、今のように人それぞれいろいろな考え方、そしていろいろな気持ち、そういうものが動くことによって行動も変わってくる、そういう事態に備えて募集の費用を計上させていただいているという内容でございます。以上です。
12番議員	12番 篠原です。この地域おこし協力隊関係なんですけども、一般質問でやればいいかなと思ったんですけど、私、今回一般質問やりませんので、ここでちょっとお聞きしたいんですけども。 協力隊、定住促進、町、村が元気になるようにということでもって国が給料面倒を見てやっていると思うんですけども、みんな早い人は1年、2年、3年の任期が切れりゃ、みんなやめてしまうということで、なかなか定住という目的が達成されていないんですけども、そこら辺、町はどういうふうに考えているかちょっとお聞きしたいんですけど。
総務課長	今おっしゃられるとおりであります。首都圏の人口集中型から地方へという国の政策で行われているということです。そして、小海町にも大勢の方がおいでになったが、去られた方も大勢いらっしゃる。ただ、残られた方も何人もいらっしゃいます。そういう方が、ここはやっぱり嫌だなど思われないような、昨日の小学生の会話にもありました。Iターンの皆さんどうしましょうかという質問もありました。やはりそういう皆さんが、この場所で生活ができる、生活がしていけるような環境を配慮していくことも必要であります。

	<p>ただ、そういう皆さんだけに配慮して、昔からここにいる皆さんがどうでもいいのかということではございません。皆さんが上手にお付き合いをいただいた中で、協力隊としておみえになった方が自分の希望に沿った事業なりそういうものに携わりながら、一日も長く、そしてできることなら一生をここで過ごしていただきたい、そんなことを感じております。</p> <p>以上です。</p>
12番議員	<p>給料面は国からお金が来るということで、こういう言い方がどうか分かりませんが、使い勝手がいいというような面がちょっと見られるんですよ。帰っちゃったらまた募集すればいいじゃんかと。何かこう、定住に向けた頑張りみたいなものが、ちょっと見られないような気がするんですけども。</p> <p>今課長申したように、残っている人たちもいます。またこれは町だけじゃない、議員も力を入れてやっていかなきゃならないという中で、ますます大変でしょうけども、頑張ってください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ほかに企画費。
5番議員	<p>お願いします。協力隊関係引き続いてお願いしたいんですが、2年延長という話があったんですが、そのあたり今いらっしゃる方、そのあたりも含めてどうお考えかお願いします。</p>
総務課長	<p>今の2年延長の内容であります。コロナによりまして思うような活動ができなかったという協力隊の皆さんに対し、1年ごとに2年間延長ができるという制度であります。</p> <p>具体的には、豆腐の承継事業へ関わっておりますお二方が、それぞれ日は違いますけど、令和5年の秋に期限3年間を迎える。このお二方については、1年間取りあえずは延長をする形で特別交付税の対象として活躍、活動をお願いをしたいと思っております。</p> <p>そして、ブドウの皆さんについては、令和6年の4月が期間であります。この皆さんについても、令和5年どういう動きになるか分かりません。しっかり見極めた中で来年のこの予算に対応してまいるということでございます。</p> <p>そして憩うまちの関係であります。令和7年の3月に任期を迎えられると。6年度末であります。その皆さんについても、同じような対応が可能であればしていくということを考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	ほかに、企画費36ページ。 37ページ。
6 番議員	6番です。空き家対策の事業の関係ですけど、空き家対策補助金ということで、新しく改修整備事業2件ということなんですが、事業内容のほうがちよっとよく分からないんですけど、目的や対象、そういう要綱はできているのかお願いします。
総務課長	要綱は作成してございます。内容でございますが、空き家として片づけの事業、そして取り壊しの事業が従前からございます。そして、前の定例会、その前か分かりませんが、まだ使える空き家を壊してしまってもったいないと、そういうこともございました。 そういう空き家について、改修工事を行って有効に利用していただきたいという目的であります。事業費は上限を100万円としまして、2分の1の補助ということであります。200万円以上の工事をした場合は、100万円の補助金を支出をするという内容であります。 そして、空き家バンクに登録をしていただいて、そしてあと利用される人を募集をするとか、そういうことを試みていくという内容です。 そして、町が中に入りまして、持主と借主との契約の仲介をしますと、いろいろとトラブルになりがちであるということが、今までの経験でございます。宅建協会、そういう専門にその職をしている皆さん、そういう皆さんに仲立ちをいただきまして、空き家の有効利用を図ってまいりたいという内容です。 以上でございます。
6 番議員	今説明していただいたんですけど、要綱ができているということなので、委員会のほうで要綱を出していただけますか。
総務課長	はい、委員会で提出させていただきます。
議 長	ほかに37ページ。 次、同じく企画費、38ページ。
3 番議員	3番 篠原です。この企画費の中のゼロカーボン推進事業450万という、それをちょっとお聞きしたいと思うんですけども、この小海町ゼロカーボン構想の中のワーケーション推進協議会というのが22年度に立上げ、年3回の協議会を開催するというようなことなんですけど、いずれにしろ昨年から進めていると思うんですけど、本年度23年度のワーケーション実施計画というのが、多分これに当てはまるんじゃないかと思うんですけど、その財源とすれば元気づくり支援金というのが充当されていると思うんです

	けど、この事業に関して内容を聞かせていただきたいと思うんですけど、お願いします。
総務課長	ゼロカーボン推進事業450万円の内容でございます。今申されたとおり、5分の4の県の補助金を使って行うという内容です。県の計画に沿いまして、この事業が採択をされるという内容でありまして、環境保全、具体的には省エネ、エネルギーの地産地消、そしてワーケーションの推進、都市と地方交流によります、一つの例で申し上げますと、夏季のエネルギー需要の低下というか抑える対策、そしてもう一つはJ-クレジット、自然エネルギーの活用、山林の保全、そして植林、再造林、そういうものの事業計画を行っていく、事業を推進していくという中の委託料でございます。以上です。
3番議員	先般、議会視察として高知県の梶原町ですかね、行ったときに、かなり省エネ関係ということで早くから取り上げられていたところです。そこでも森林が多いということで、非常に森林活用、それから水の水量発電とそれから太陽光、あと風力発電とあったわけですけど、そういった中で、具体的に小海町で今後の中で進めていく内容というのは、これは6月、10月、2月という形で年3回開かれると思うんですけど、今考えられている具体的なものはあるんでしょうか、お聞きします。
総務課長	具体的にどれこれということはございません。この予算の中で対応させていただきたいというものであります。以上です。
議長	ほかに、38ページ。
5番議員	お願いします。同じく12の委託料で、憩うまちこうみ協定企業連携事業ということで、先ほど財源、企業版ふるさと寄附金をこちらに充てるというお話ありましたけれども、具体的な内容をお願いします。
総務課長	企業版のふるさと寄附金を利用する事業でございます。先ほどご質問がありまして、私ちょっと資料がどこかへ行ってしまったということで、申し訳ありませんでした。 内閣府が認定をしました町の地域再生計画、そういうものがございます。その中に憩うまちこうみを中心とした関係人口を構築、そういうような形、また持続可能な地域づくり、そのようなメニューがございまして、そのメニュー、また町で安心して暮らせることができる魅力的な地域づくり、そういうような項目、それに該当するものが、企業版のふるさと納税に該当をするという内容でございます。

	<p>そして、この事業の内容であります、これはオペラのコンサートを実施をしたいという内容であります。憩うまちこうみを核とした事業として行うということです。</p> <p>そして、過去に2回ほどこの事業者の皆さんが、音楽堂を利用してこのオペラのコンサートを2部構成で、昼間は高齢者の方、そして夕方というか夜は一般の方を対象にお招きをし、開催をしております。</p> <p>そして、おいでになった皆さんは、当然オペラで感動、そして快い時間、何となく充実感、そんなものを心の中に残して帰られるという、非常にありがたい事業でございます。そういうものを、この寄附金を利用して町として試みたいという事業です。</p> <p>以上でございます。</p>
11番議員	<p>11番 篠原です。今の関連事業ですけども、ふるさと納税をいただいたのがアルファテックだよ、たしか。それでこれ、委託先はどこにやるんですか。</p>
総務課長	<p>ちょっと会社の名前まで思い出せないんですが、オペラの専門の業者さんでございます。</p>
11番議員	<p>去年のもたしかアルファテックの皆さんがやったわけだよ。これ、ふるさと版納税企業で、負担した企業のところが主に使うのは、税法上の問題があったたしか禁止されていると思ったんだけど、これはアルファテックが100万出して町が120万出してですけど、その辺の税法上の問題はないですか。例えば企業がふるさと版納税で寄附を出して、その事業したところがまた主になってやっていく場合には、これ早い話が税金逃れと同じになってくるあれですから、たしか問題があるけど、そういう懸念は一切ないわけですね。</p>
総務課長	<p>音楽堂でやったときはそのような形だったと思います。町が主催になるということになりますと、そういう形ではなく、町が別の業者さんをお願いをするという形で進めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
12番議員	<p>12番。14節の村上団地看板設置工事費なんですけども、雑談の中で、大変看板の設置料が高額なもので、施工業者に名前を入れてもらって、コマージュ料として幾らか手助けしてもらったらどうかという話が、どこか雑談の中で出たような気がします。そこら辺の話はどうなっていますかね。</p>
総務課長	<p>いろいろな方法があると思います。そういうご発言も念頭に発注をしてまいりたいということで、これはいずれ予算でありますから、非常に建築基</p>

	<p>準法に該当しないような形で、それで高さとかしっかりした基礎を打って看板を立てるということで、どうしても金額は高額になってきてしまいますから、今言われるような形で支援をいただけるところがありましたら、また上手に対応してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>今の話ですけど、前に総合センターでもあったけども、よく建物建てると緞帳をみんな寄附するでしょう、受けた業者が。これ全部一切違反だということを出ているから、もし仮に今ちよつとあれなんで余計なことですけども、受けた業者の名前でやるとすれば、それはちよつと余談であれですけど、よくその辺はチェックしてみてください。我々も一度しよっぱい目に遭っていますから。</p>
議 長	<p>次、38ページほかに。</p>
5番議員	<p>渡邊です、お願いします。今の看板なんですけれども、先ほど歳入のところで、先日看板設置したというお話ありましたけれども、あれ、大きい看板があるなど私も、先日という感覚よりもっと前からあるなど思っていたんですけど、それがいつの間に、あれで幾らかかっているのかだとか、今度はこれ予算なので、これを今後どこへつけるのか、そのあたりお願いします。</p>
総務課長	<p>現在のものは仮設でありまして、工事用のパイプで支えて作ってあります。それで通りかかった皆さんが興味をひいてくれたという話を申し上げたわけです。ですが、今度の支出の予算で計上させてもらったものについては、しっかりとした何年ものというか、長くそこへ設置して、売れた場合は済みとか売約とかそういう形で表記をして、まだここは残っていますという状態を皆さんに知ってもらえる、そんな看板を想定しています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>38ページ。</p>
6番議員	<p>6番です。その隣の村上団地の公園整備に関してですが、これ設計管理費用はどうなっていますか。お願いします。</p>
総務課長	<p>公園でありまして、現場合せの部分大きい部分がありますので、設計施工でやっていきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次、39ページ、目5地域振興費、目6積立金、39ページ。</p>
6番議員	<p>6番です。集落支援事業の中のチャレンジ支援金ですが、また再開されるということ、制度とか設計の見直しということが前回の教訓としてあつ</p>

	たわけですが、要綱の見直し行われたと思うので、これも委員会で要綱のほうを出していただけますか。
総務課長	じゃ、委員会でまた提出させていただきます。
議長	39ページほかに。 次、40ページ、目7総合センター運営費。 次、41ページ、項2徴税费、目1税務総務費、41ページ。 次、42ページ、目2賦課徴収費。 次、43ページ、項3戸籍住民登録費。 次、44ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、目2長野県議会議員一般選挙費、目3本村中村土村財産区一般選挙費、44ページ。 45ページ、目4千代里財産区議員一般選挙費。 次、46ページ、項5統計調査費、項6監査費、46ページ。 47ページ、負担金等交付団体の概要。 次、48ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、49ページまで。
2番議員	2番 鷹野です。人間ドック等補助ってありますけども、そちらのほうに、先般一般質問しました帯状疱疹のワクチンは入っているのでしょうか。
町民課長	お答えいたします。今回のこの中につきましては、帯状疱疹のほうまだ見込んでおりません。今現在、また課のほうで精査をしながら検討していくという段階でございます。 以上です。
2番議員	先般新聞のほうにも帯状疱疹ワクチンの助成をお願いしたいという記事が載っておりました。そういうことで、結構大勢の方が困ってらっしゃると思いますので、早期をお願いしたいと思います。 質問変わるんですけど、長振のほうでグループホームの計画がありました。が、今回のところには載っていないと思うんですけども、その辺のタイムスケジュールと、これで介護保険事業計画8期が終了して、そのグループホームの関係は9期になると思うんですけども、9期のほうの考え方というか方針がありましたらお願いします。
町民課長	グループホームにつきましてですが、長振のほう調査設計等載せてございましたが、今回駅周辺の総合的な再整備ということも絡みまして、その中で新たな補助ということで、補助対応を考えていくということになりました。その中で、その補助対応に適するように構想をもう一度考えるということでございますので、もう1年先送りというような形を考えてござい

	<p>す。</p> <p>ですので、6年調査設計、7年建設というような形の方向性を考えておるところであります。介護保険、これで第8期が終了しますが、第9期につきましても負担的なことをなるべく軽減するような形を考えて、今後令和5年度ですが、こちらで9期の計画作成をしていきますので、その中で懇話会等、その中で細かな協議をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
2番議員	<p>1年先送りということで、ある意味ほっとしているというか、ちょっと気が楽になった部分なんですけど。これで9期に介護保険事業計画が入りますけども、いつも新しい事業をやるときに期がまたいちゃって、新しい計画が始まる初年度のところに、建物とかそういう計画が非常に多いと思います。</p> <p>その3か年計画の中でやっていくという中で、初年度に何か入れるとやはりイレギュラーがたくさん発生しますので、その辺のところを考えながら9期はお願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>すいません、グループホームにつきましては、障害者事業ですので介護保険のほうには該当しませんので、いずれ今言ったような駅前構想の再整備の中で、補助金を絡めた中で実施していくということでございますので、なるべく障害者施設の施設検討委員会等ございますので、その中でもさらにしっかり協議した中で進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかに、社会福祉総務費。</p>
11番議員	<p>11番 篠原です。18節の負補交の中の10分の10補助が来ている民生児童委員協議会運営費交付金、これはどのように活用しているのかお尋ねします。</p>
町民課長	<p>民生委員さんのほうの活動費でございますが、現在19名ございます。その方々の活動に際しまして、いろいろ活動の中でもし怪我等下場合にはお見舞金とかも出しておりますし、いずれ事業の中で使っていくということで活動の補助という形で使っております。</p>
11番議員	<p>見舞金は別としても、そういう趣旨で県からではないと思うけれども、どういう活動を、日常茶飯事民生委員さんが、例えば担当の地区のところを回っていった費用弁償とか、あるいはそういうもので県から補助が来てそれに対して払っている、そういう解釈、あるいはまたほかに具体的に何か活用していることがあるのか、お尋ねします。</p>

町民課長	今現在ですと、やはり民生委員さん、地域を訪問したりとか、その他研修会等ございますので、そういうところにあててございます。
11番議員	それはまた後ほど1年に10万7,000円が、去年がどうだったかは分かりませんが、その明細は後で要求しましたら提示してもらえますか。
町民課長	詳細のほうにつきましては、後でまたお出ししたいと思います。
議 長	ほかに49ページ、目1。
6番議員	6番です。49ページのその他福祉費の中の個別避難計画策定委託料、これ何か新規事業のような気がするんですけど、詳しいことをお願いします。
町民課長	個別避難計画委託料につきましてですが、先般も個別避難計画作成というようにお話をいただいております。今回その個別計画の作成に当たりまして、作成時障害者の相談員をやってございます相談員に対しましての委託料ということでございまして、100件ほどを見込んでおりまして、1件当たり8,000円ということで、今のところ10名ほどの相談員の方を対象にお願いをして、個別避難計画のほうの作成をしていくということでございます。
議 長	ほかに。
5番議員	5番です、お願いします。その上ですが、重層的支援体制整備事業委託料、昨年から大分というか、上がっていると思うんですけども、この内容をぜひ教えていただきたいんですが、資料などは提出いただけますか。
町民課長	重層的支援ですが、こちらは社会福祉協議会のほうへ委託している費用でございまして、基本的には、この重層的支援というところに携わっております職員2名の人件費分というのが主なものでございます。基本的には困窮と、あといろいろな重層的に重なった困窮者、そういう方の救済の総合窓口というような形で行っておりまして、その中心になって各個別の案件につきまして、各部署へのつなぎをするというのがこの事業の中身でございます。 以上です。
議 長	49ページほかに。 次、50ページ。
6番議員	6番です。その他福祉費の中の一番下の軽井沢学園の改築補助金ということで、佐久広域に負担金というような説明があったんですが、ちょっとこれ、内容のほうをもう少し説明いただきたいんですけど、負担金のほうがほかの市町村とかどういうふうになっているとか、ちょっとその辺お願いします。

町民課長	<p>こちら軽井沢学園の改修ということでございます。軽井沢学園につきましては、佐久唯一の児童養護施設ということでございまして、様々な理由で保護者と一緒に暮らすことのできない児童が利用する施設ということでございます。佐久地域ここが唯一の施設でございますので、そちらの改修ということでございます。</p> <p>この改修につきましては、県の補助金や国の補助金、あとは借入れ等を行いまして、建設を進めておったということでございますが、その中で自己資金の中で約1億3,000万ほどの自己資金が必要という中で、佐久広域内でこちらの施設にお世話になっている子供たちの割合を全体の中で算出した中で、約75%ぐらい、全体の75%がこの佐久地域の子供であるということでございまして、元金の中の約75%、9,750万円につきまして、佐久広域で負担をしていただけないかというようなお話が来しました。</p> <p>その中で、佐久広域の中で検討した中では均等割20%、人口割80%で各町村負担をするというような形となっております。</p> <p>ですので、小海町としてはこちらに予算計上してありますこの予算書の金額ということになりますので、各町村につきましてもやはり川上村330万ほどですし、南牧村290万ですので、大きいところでは小諸市が1,700、佐久市が3,900万ぐらいというような形で負担をしているところであります。</p> <p>以上です。</p>
6 番議員	<p>今ざっと説明いただいたんですけど、こういうお話があったというふうに今お答えいただいたんですけど、どこからお話があったのか。これ、一社会福祉法人だと思うんですけど、先般の、昨日の説明の中では、町からの入所者は今のところいないというようなこともあったんですけど、全体今、75%の子が佐久地域の子供だという話もあったんですけど、佐久広域中の目的とか利用者とかそういうことの要綱とかあると思うんですが、その辺は出していただけますか。</p>
町民課長	<p>広域の中では要綱等はございませんが、やはり各市町村でこちらにお世話になっているという部分もございます。うちの町でも、平成29年頃1名ほどお世話になっているという実績もございます。そういうところで、こちらのほうに負担をするというような形が出てきたということでございます。</p>
6 番議員	<p>広域の中で要綱がないと今おっしゃったんですけど、要綱がない、広域の議会にもそうすればどうやって諮るのか。当然広域議会に諮ることですよ</p>

	ね。その辺どうなっているんでしょうか、お願いします。
総務課長	<p>これは、軽井沢学園から直接団体へ相談があったという経過だと思います。そして、佐久広域という言葉は出ていますが、佐久広域を通してお金が動くとかそういうことではなく、佐久広域圏内の市町村が足並みをそろえて支援をするという方向づけができた。そして、その負担割合をどうするかということになったときに、いろいろな考え方がありますが、最終的には佐久広域の負担割合、2割・8割の均等割2割、人口割8割の負担割合で、それぞれの町村が負担をしましょうということです。</p> <p>そして、通園とか通学とか入所とか、そういう方がいる・いないは、当然今現在はあるんですが、どこでそういう利用される方が発生とかするか分からない、そういう状況の中で皆さんが協力し合って補助とか支援をしていくという相談がまとまったという経過だと思います。</p> <p>以上です。</p>
5番議員	今の続きなんですけども、ちょっと要綱がないということが理解がちょっと難しいんですけども。こういう施設が大事だということはもちろんよくよく分かっていますけれども、それを分かった上でですが、軽井沢学園の収支状況ですとかそういうところは教えていただけないですか。
町民課長	そちらにつきましては、ちょっとこちらまだ確認はできませんので、確認してもらえらるようでありましたらもらいたいと思います。
議 長	50ページ、目2老人福祉費。 次、51ページ、目3やすらぎ園運営費。
6番議員	6番です。やすらぎ園運営費の中の工事請負、じゃなかったすいません、13節の使用賃借料の中の給湯器リース料、これはどういうものなのか。給茶器とは違うのか。すいません、その辺お願いします。
やすらぎ園 所 長	<p>今ちょっとよく聞き取れなかったので、給茶器。</p> <p>エコキュートのことです。要は電気が高騰する前のことなんですけども、電気のほうでお湯を沸かしてボイラーのほうの灯油代を減らそうということやったんですけども、ここにきてその恩恵が受けられているかという、電気代が上がっちゃったものであれなんですけども、油のボイラーとここにエコキュートを付けて燃料費の削減を図るということで、エコキュートを付けさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	51ページほかに。

	次、52ページ、目4心身障害者福祉費。
6番議員	6番です。先ほどグループホームの話があったんですけど、ここの介護訓練給付関係費の中の報酬費の中で、先ほど話ありましたけど、検討委員会、これ6人から4人に減っているということで、それはどういうことかということと、4年度の成果がどのように反映されたのか、ちょっとその辺お願いします。
町民課長	こちらちょっと4名減ということでございますが、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。 成果につきましては、今回グループホーム建設について意見を聞いたりというような形でございます。今回につきましては、設置場所等の検討をしていただきまして、こちらの提案しました設置場所での検討、また今後グループホームを進めていく中での建設の中身ですね、どのような部屋数にしたらいいかとか、こういうショートステイが必要なのかとか、おおむねそういうようなところをどうしたらいいかというようなことを検討しておるところであります。 また、今後新しく整備の計画の中で、設置場所がおおむね決まっておりますので、その中で建物内の構造等につきまして再度詰めていきたいというようなことで考えております。 以上です。
6番議員	そのような検討がまだ続いているという中で、12月の長振の中でわざわざローリングして用地取得、調査ということが乗ってきたと思うんですけど、それで先ほどの話にありましたけど、そういった話の中で、今度は駅周辺の再整備と併せてこれも検討するというような説明がされたんですけど、これやはり障害者の関係で、そんな駅の再整備と一緒にということにはならないと思うんですけど。お願いします。
やすらぎ園 所長	すいません、私も施設検討委員会の中に入っていますのでちょっとお答えします。先ほど町民課長が言ったとおり、鷹野議員が質問されたことは高齢者施設のことと言っている、第9期なんですけども、今回お話ししているのは障害者の施設ということで、ちょっと今の流れでいきますと1年先送りとかという話じゃなくて、長振に載っているとおり、5年に検討して6年に建設という形になっております。 だもので、先ほどの介護保険の話とは違って、それでグループホームもかねてから5年もう論議してきた中で、厚生労働省が中心になって建設の補助金を出してくれるということなんですけども、実際は長野県下でも30件

	<p>の応募がありまして、ここ2年、社協のほうで申請はしているんですけども、絶対に交付対象にならないということで、いろいろなことを考えて、いずれにしろ自分の財源というよりも補助金を使って何かできないかという中で、国交省のほうからまちづくりのほうで造ったらどうだというご意見をいただきまして、それで県と国交省といろいろと協議していく中で住宅の部分、それから駅の部分という、こういうところをまちづくりで造っていけば、それなりの補助金、交付金が出るのではないかという指南をしていただきまして、じゃ、そっちのほうでいこうということで進んでおります。</p> <p>それで、この前の検討委員会ではお話をしますが、先進地の視察に行ってきたして、こういうものがこの地域に必要なだということで、この間の検討委員会で話させていただきました。それで、建設地についても決まったもので、そちらのほうに建てていくと。</p> <p>ただ、国交省のほうのお話ですと、これ住宅の部分だけでなく駅と、要はどうして障害者のグループホームを駅の近くに持ってくるんだという理由づけから、まちづくりで造っていくと。それには、駅前の整備についても一緒に考えていったほうがいいよというご指摘をいただきまして、現在住宅の部分と駅のとことまちづくりでというふうに考えてやっていますんで、ちょっと説明が飛んじゃっているんですけども、補助金がということではないんですが、いかに有利な補助金を使ってできないかということで検討している中で、場所が決まりまして、こういうものをつくりたいということはこの間の施設検討委員会で説明させていただきました。</p>
6 番議員	<p>そうすれば、5年の間に今調査という話なんで、長振のとおり用地取得3,500万、調査1,700万というのが長振の中では搭載されていますが、それはどうなるのでしょうか。</p>
やすらぎ園 所長	<p>厚生労働省の交付金を使ってやらないもので、まちづくりでやるということは、大変に時間とそれから地域とのいろいろなワークショップだ、いろいろなことで、今度は実際の駅のところから住宅部のところの検討をしていく、かなり時間がかかるもので、そういうものに費用をかけていきたいなというふうに思っています。</p> <p>なもので、そういうふうに国交省なり県の指導をいただきながら、補正で上げていくという形になると思います。</p>
議 長	<p>52ページ、いいですか。</p> <p>次、53ページ、目5あゆみ園運営費。</p>

11番議員	<p>今グループホームやら何やら話は聞いたんですけど、議員の皆さん、聞いていて分かりました。何が何だかさっぱり分からないだよね。これ関係する書類があったら、それで今、さっきも町民課長のほうからも駅舎云々とか駅周辺とかと出てきても、我々も特別委員会でやっているけども、そういう話も全然出ていないところへ来て、ぽっと出てきてまたいろいろ障害者のグループホームだということから、何かこれに関係する資料があったらまた出してもらえれば、もうちょっとみんなの理解が深まっていくもんじゃないかなと思いますので、ありましたら資料の提出をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
町民課長	<p>そちらのほう、今後資料ができましたら提供はさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>2時10分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時58分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時10分)</p> <p>ここで、井出町民課長より発言を求められていますので、これを許します。</p>
町民課長	<p>先ほど、的埜議員からご質問ありました施設検討委員会の委員の人数、報酬の人数ですが、実績では4名ということですので、去年も4名だったということですので、それに合わせまして6名から4名に減らしたということですので、以前からちょっと6名というような形で、当初積算載せていたのですが、実績としては4名に支払っているということですので、今年度より4名に正しく訂正したということでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>54ページ、項2児童福祉費、目1保育所費、54ページ。</p> <p>55ページ、保育所費続き。</p>
5番議員	<p>5番です。お願いします。保育所費の報酬なんですけれども、会計年度任用職員、人数は8人ということで、ほかの任用職員の方々は報酬が上がっているように思うんですが、保育所はそのままだと思うんですけれども、そのあたりはどうなのか、お願いします。</p>
子育て支援課長	<p>それではお答えいたします。会計年度任用職員の報酬の関係でございます。人数についてはご覧のとおりということでございますが、臨時の栄養士さん、会計年度任用職員なんですけれども、こちらにつきまして、現在、5年度ですけれども、管理栄養士のほうが産休、育休ということでお休みいただいておりますが、来年度、お戻りに、半年過ぎた後、お戻りになっ</p>

	<p>てくるということで、この会計年度の栄養士さんにつきまして、管理栄養士さんが不在のときには、やはりそれに見合った報酬の金額ということでございますが、お戻りになるということで、調理の部分が主になるということで、減ということでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>保育所費ほかに。</p>
6 番議員	<p>54ページの保育所運営費の中の屋根等改修工事ということで、ようやくという感じなんですけれども、長振のほうで2年計画というようなふうだったんですけれども、これ1年で全部施工したほうが有利なんじゃないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。</p>
子 育 て 支 援 課 長	<p>それではお答えいたします。保育園につきましては、平成5年度のほうに園庭に面しております南棟遊戯室が建設されたということで、平成12年度に北棟が建設されました。大分年数がたっているということで、老朽化が激しいということで、今般、屋根の修繕ということで予算計上をお願いしてございます。</p> <p>こちらにつきましては、3か年計画ということで、5年度、6年度、7年度の3年間で実施していきたいということです。その理由につきましては、その屋根の改修となりますと、1年で2分の1を超えとなると、大規模改修ということになりまして、行政手続上、構造計算等々必要になってきまして、多額の費用と、ほかにも影響を及ぼすという部分がございます。そういった様々なことを考慮いたしまして、3か年間ということで実施するという計画でございます。来年度につきましては、東側の部分、遊戯室、事務室、ゼロ歳児の部屋、給食室等々があるところがメインでして、面積的には622㎡ということで計画しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>保育所費ほかに。</p> <p>次、56ページ、目2児童措置費、56ページ。</p> <p>次、57ページ、目3児童館運営費、57ページ。</p> <p>次、58ページ、目4結婚推進子育て支援費。</p> <p>59ページ、負担金等交付団体の対応。</p> <p>次、60ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、60ページ。</p>
6 番議員	<p>6番です。お願いします。60ページの職員人件費の関係ですけれども、職員2名分というふうになっていて、前年度5名から大きく減っているわけなんですけれども、この64ページにもしかしたらつながるのかなと思ったりも</p>

	するんですけども、その辺のちょっと説明をお願いしたいと思います。
町民課長	職員についての人件費ですが、ちょっと前年度5名というのは、記載誤りではなかったかと思います。実質は3名の人件費、職員人件費となりまして、そのうちの1名が今回、一体化事業のほうへ異動するという形でございます。 5名、すみません、事務職員1名と、あと今回、今年度につきましては、佐久病院から派遣をしていただいておりますので、その分も減りましたので、3名になり、3名の中から今度、そちらのほうへ1名移るということですので、この数字になります。
議 長	60ページ、ほかにございませぬか。 次、61ページ、目2予防費、63ページまで、61ページ、62ページ、予防費63ページ。
6 番議員	6番です。お願いします。新型コロナウイルスワクチンの接種関係の中の委託料なんですけれども、集団接種の会場運営委託ということなんですけれども、どこにどのように委託するのかお願いします。
町民課長	お答えいたします。集団接種会場の委託ということでございまして、こちら、日本旅行さんのほうに委託しております。こちら、本年度、秋口からの集団接種について、迅速化、あと保健事業、保健師のほうの事業の併用というのはなかなか難しくなってきたというところで、振興局のほうに問い合わせたところ、振興局、佐久市につきましては、そういう集団接種について日本旅行へ委託しているということでございまして、そちらのほうに委託をいたしまして、会場等の運営のほうを委託しております。この中で、今回、今まで役場のほうでコロナ関係の職員ということで雇っていた方々も向こうのほうで全て雇っていただきまして、全て会場のほうの運営はそちらにお任せというような形でやっております。 以上です。
議 長	予防費ほかに。 次、64ページ、目3保健事業と介護予防の一体的実施事業費、64ページ。
5 番議員	お願いします。これご説明もいただいて、説明欄に書いてはあるんですけども、やっぱり何が具体的にどうなるのかがよく分かりませんで、もう少し踏み込んで説明をお願いできますでしょうか。何がどう変わるのか。
町民課長	こちらの保健事業と介護保険事業の一体化ということでございまして、これ、国のほうで推し進めている事業でございまして、実際のところ、年齢が75歳に達するまで、それまで国民健康保険制度と社会保険制度、そこか

	<p>ら後期高齢者に移行するというような形になります。これまでの検診結果と保健事業の関係がここで途切れるというような形になるということでございます。そこを要するにケアするというような形で、高齢者の保健事業と介護の予防の一体というようなことを考えていかなきゃいけないということになりまして、そちらの中で、このようなその期間にあります方々のケアをするというような形で、この事業を進めていくというような形です。これにつきましては、国保連のデータですね、このデータの中で病気の傾向とか、あとは、セット検診等で行われております。問診の中のデータ、そういうのを掛け合わせまして、この地域で、町では、どのような成人病とかが多いのかというようなことを分析しまして、それに向けた予防対策、そういうものを国保というよりも、国保関係や社会保険に入っている方プラス後期高齢に入っている方、まとめてケアしていくというようなことで、そこで一体化して見ていく、ポジションというか、エリアを1個つくるというのが国の計画だそうです。それに基づきまして、町としましては、それに基づいてこの新しい事業を進めていくというような形になります。こちらのほうにつきましては、各県下全町村実施しなければいけないというような形になってございまして、これは6年度までには全町村実施ということだそうです、県内。ですので、今年度、町も実施いたしまして、やっていくというような形でございます。いずれ、補助ベースにつきましては、国の補助金が広域連合に入りまして、それから、広域連合から補助が来るということで、今回、収入のほうは雑入のほうに計上させていただいてございます。今後、そのデータを基にしまして、どのような予防事業をしていったらいいかということを行っていくというのが、この事業でございまして。とりわけ、令和5年度につきましては、口腔ケアというものを中心にやっていくということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
6 番議員	<p>6番です。今の関係で、ちょっとこれ3目保健事業と介護予防の一体的実施事業費って、何かすごく名称が長過ぎるような気がするんですけども、これも国のほうからの指定があるのかどうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>それは、特に指定はございませんので、今回、こういう名目でちょっと入ってはありますが、ちょっと長い名目になるので、またそこは検討したいと思います。</p>
議 長	<p>64ページ、ほかに。 次、65ページ、項2生活環境衛生費、目1生活環境衛生総務費。</p>

	次、66ページ、目2じんかい処理費、66ページ。
6番議員	6番です。お願いします。ごみ処理関係費の中の役務費のトラックスケールの法定検査というふうにあるんですけども、前にも聞いたこともあったんですけども、これ、内容というか、何を量るのか。トラック乗せて量るんですけども、中に入れるものを量るのか、中から出すものを量るのか、その辺ちょっとお願いします。
町民課長	こちら、トラックスケール、法定点検で、ごみ処理場にございますトラックが乗りまして、ごみの量を量る計量器でございますが、これたしか各年ではあります、県の検査がありまして、その検査の予算でございます。そうではなくて、持ち込んだごみを量るといふことの計量の検査料でございます。
議長	66ページ、いいですか。 次、67ページ、目3し尿下水処理費。 次、68ページ、目4住宅管理費。 次、65ページ、目5町営バス運行管理費。 次、負担金等交付団体の概要、70ページ。 71ページ、款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費、負担金等交付団体の概要、71ページ。 次、72ページ、目2農業振興費、73ページ上段まで、負担金等交付団体の概要、72ページ、73ページ。
6番議員	6番です。73ページのその他農業振興費の中の、ワイン用ブドウの関係ですが、ワイン用ブドウ栽培指導委託料というふうにあります、これほどここに委託するのかお願いします。
産業建設課長	お答えいたします。この指導員ということですけども、今、小海で試験栽培、またはそれぞれ農家というか、ブドウを栽培している方がございしますが、まだ、研修は受けているんですけども、実際に育てているときに、病気、これが病気なのかどうか、葉っぱを見て判断する、そういうことまでは実際にはできていない状況です。やはり不安の解消ということもありまして、ブドウに携わる人が安心して栽培できるようにということで、この委託先までは決まっていないうんですけども、候補としては、東御にありますヴィラデストワイナリーとかが候補ですけども、年間17回、プラス交通費というような計算で60万円を確保し、計上させていただきました。これによって、いろいろな指導をしてもらえる、適切に指導を受けて、ブドウの果実をより多く得られるような栽培方法、これを確立していき

	<p>いという内容でございます。 以上です。</p>
11番議員	<p>11番、篠原です。この3月で一番早く始めた人の試験栽培が終わるわけですね。たしかその当時、どういふのをどういふふうに植えて、どうだこうだということていろいろな種類を植えた結果ということてありますので、3年たったところてその試験結果の報告書を資料として提出していただきたいと思ひますが、いかがでしようか。</p>
産業建設課長	<p>これまで、試験栽培をしてきておりますので、そのブドウの種類ごとに成長をどのくらいしているか、何本植えて、どのくらい活着しているか、育っているか、そんなような内容のものを提出はできますので、お示ししていきたく思ひます。</p> <p>また、農業農村支援センターも関わっていただいておりますけれども、やはり一番のところはブドウの収量、品種によってどのくらい収穫量が見込めるか、そういうところが一番の肝のようです。また、小海の場合はそこまで行き着かないわけですけれども、本当に樹木としての、植物としての育ちがどうか、その程度の評価はできていますので、お示ししたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>3年という契約でやってきて、一番肝腎なのは、この木を植えてどのくらいの量が取れるか取れないかということの結果が出てこなければ、試験栽培、ただ、木が育つか、育たないかではなくて、前々から申し上げましたけれども、3年契約では短過ぎるのではないかと、そういう結果まで含めたものが出てこない、これは町全体に今の方たちが試験栽培だけでやっているんならいいけれども、これ、町の特産品、ワイナリーも造る、1年1町歩ずつ進めていく、令和8年にはワイナリーも造るようなことを聞いているわけですから、その結果が出るまで、今年のだから10月秋に出るならば、契約は延長して、そういうもののデータを出してきて初めて試験栽培になるのではないんですか。ただ、木が育つ、育たない、親沢の一部、木に病気が出たやにも聞いておりますけれども、それはそれで試験の栽培だから仕方ないことだと思ひます。だけれども、この木なら大丈夫だって言つて、この木ならこのくらいの量が取れるというところまでの試験栽培の、もちろんそのときには労賃という問題も入ってきますけれども、そこまでやっていかなかったら、今回、もし今言われたようなことが出てきて、何の試験栽培かということになるのではないかなと思ひますので、そ</p>

	<p>の辺の契約、前の定期監査のときには契約の延長も含めてというようなことも、たしか載っていたような気がします、その辺はいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。今年度で親沢の圃場、これが3年目になります。当初、業務委託契約を締結した相手方とこれで契約が切れるということなんですけれども、先ほどの話のとおり、まだ、ブドウの収穫はしていないということでございます。3年目までは、木を太らせて、そのために摘果をしまして、今度、4年目から摘果をせずにブドウを実らせ、そして、その収穫をして、ワインにしてみると、醸造してみる、そういうようなことが4年目からということでございます。</p> <p>5年度の予算の中にも計上させていただきましたが、この契約は延長させていただきたいということで、農家の方とも相談をしております。そして、了解もいただいております。ただし、今回、この次の計画、研修費用が当初は全て町が持つということの内容だったんですけれども、今度、そういった農家の方が得られる利益分がないということですので、今度は栽培に関しましては、やはり消毒もかかれば、それから手入れも時間もかかるということですので、その辺の費用も計上させていただいておりますので、それで契約の延長をしていきたいと思っております。もう一つの笠原の圃場につきましても同様ということで、いずれワインにするまでを試験としなければいけないという考えで進めております。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>ぜひ今、ノーマンズの皆さんはほとんど全部町の費用でやっているわけなんですけれども、この方たちは、そういう労力的なものとか、賃金も全然あれていないんですから、ぜひぜひ長く見てやって、それでこの人たちがやって、いいものが出来れば、またやる人も増えるわけですから、ぜひ、この委託を受けてやる人がマイナスにならないように、町としては全面的に試験で委託しているんですから、かかる費用は町から出してやって、ぜひいい成果が修まるように、尽力してほしいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>農業振興費、ほかに。</p> <p>次、74ページ、目3畜産振興費、負担金等交付団体の概要、74ページ。</p> <p>次、75ページ、目4農地費。</p>
5番議員	<p>お願いします。農道水路関係費の中の委託料、星見ヶ池調査設計委託料というのは新規だと思うのですが、このご説明お願いいたします。</p>
産業建設	<p>お答えいたします。星見ヶ池の調査設計委託料ということなんですけれども、</p>

<p>課長</p>	<p>これは星見ヶ池の池の水が八那池原、それから小倉原の方面に畑かんのもとになっておりまして、その水の利用が今支障を来しておるということで、その理由はといたしますと、星見ヶ池の周り、緑色のシートが張り巡らされているんですけども、それが経年劣化によりまして裂けてしまって、穴が空いている箇所が何か所もある。今までも、これはその都度修繕もしてきたわけですけども、今回、かなり大きく修繕が必要だろうと、それから、またちょっと池の下流側なんですけれども、ちょっと確認がうまくできない水の流れ、川に放流水がありまして、それが何かというようなこともあります。大がかりな修繕になると思われまいますので、この調査の設計委託を行いまして、後年度の事業計画を作成したいということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>6番議員</p>	<p>的埜です。その下の東馬流の水路修繕工事、これもちょっと説明をお願いします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。こちらにつきましては、東馬流区のほうからの要望事項の一つに入っているものでして、もう数年継続したまま、実施はできていなかったわけですけども、東馬流でもまだ水稻栽培、それをされている圃場が幾つもございます。その関係で、ちょっと地元負担をしてもよいので、ぜひ早くやってくれというような強い要望も参りましたので、今年度にも収入にも見込んでございますが、延長で71m、ベンチフリュームといわれるU字溝の形のもの、400型のサイズのものを実施していきたいと、そういった内容です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>農地費、ほかに。 次、76ページ、目5山林振興事業費。 次、77ページ、項2林業費、目1林業振興費、77ページ。 次、78ページ、目2県有林受託事業費、目3林道費、負担金等交付団体の概要、78ページ。 次、79ページ、款6商工費、目1商工業振興費、負担金等交付団体の概要、79ページ。</p>
<p>6番議員</p>	<p>6番です。79ページ、商工振興関係の報償費のところ、次世代経営リーダー育成研修事業というのがありますが、ちょっとこれの内容をお願いします。</p>
<p>産業建設</p>	<p>こちらの105万6,000円の内容でございます。令和4年度で、第1期生としま</p>

課長	<p>して、企業の次世代といいますのは、比較的若手のリーダーといいますか、社長様、代表の方、それらの方の研修を実施しました。3回実施したわけですが、この方々のフォローアップといいますか、その次の段階の内容で実施すること、そして、2期生、また新たに別の町内の企業の代表の方を対象に研修を実施し、今年度であれば、最終小海高校での発表の場というのがありまして、それでそこで会社のPRをしたり、それから自分の考えを主張していただいたり、そういったことも内容としましたが、そのような内容で行っていきたいということでございます。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>小海高校との連携事業とは関係がないんですか。ちょっとすみません、これは町が主催ですか。</p>
産業建設課長	<p>商工会とも連携して、共催というような名目で、もちろん商工会からも出席はしていただきました。小海高校だったということは、たまたまといいますか、就職相談会なども実施している中でありますから、企業のPR、町内のPRにはつながると思ひまして、そこを発表の場としたということでございます。今年度につきましては、また、そういった内容も、また講師の方と相談をしながら、決定をしていきたいという予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>これ、商工会に委託をしたほうがいいんじゃないですかね、その辺の考えはどうでしょう。</p>
産業建設課長	<p>そういう部分、多々あると思ひますので、今年度も共催でおりますけれども、その次には委託というような方法も考えられると思ひますので、検討したいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
12番議員	<p>12番、篠原です。79ページの18節経営継続支援金という欄がありますけれども、前にもこの支援金やったんですよね。そのときに、我々の友達には支援金を手続をしてもらったという方もいれば、そんな事業あるのを全然知らなかったという人もいれば、手続の仕方が分からないというように、結構バラつきがあつて、私、前、これ質問したと思ひますけれども、せっかくこういう事業を行うなら、ここに説明欄にあるように、適合した人に、全員に支援金が行き渡るように、周知の徹底をお願いしたいんですけれども、このまず説明からひとつよろしくお願ひします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。欄外の4番のところに、経営継続の支援金の説明がございます。コロナ禍及び物価高騰における事業者の経営を支援するという</p>

	<p>ことです。前回、実施しているものにつきましては、コロナの影響を受けて、販売額が、売上高が前に比べて10%以上減少した事業者ということなんですけれども、今度、物価高騰もございまして、収支はやはり影響を受けるという予想がされております。</p> <p>今年度につきましては、財源の裏づけはなく、一般財源ということですが、ただ、影響を受けている方いるのであれば、10%以上、また、30%から50%、50%以上というふうに、ランクを分けまして、その分、金額が例えば個人の1,000万円未満の売上高のランクの方であれば、10%から30までは10万円、30から50までは15万円というようなランクづけをして、交付金を交付していきたい、そういうこととございます。</p> <p>議員おっしゃられました、知らなかった方がいるということであれば、やはりその分についても、今年度はしっかり広報していく必要があるかと思えます。関係の方々になるべく伝わるように、お知らせをしていければと考えております。</p> <p>以上です。</p>
12番議員	ありがとうございます。よろしく申し上げます。
議長	<p>79ページ、ほかに。</p> <p>次、80ページ、目2観光費、81ページまで。</p> <p>次、82ページ、負担金等交付団体の概要、目3国際交流センター運営費。</p> <p>次、83ページ、目4、松原湖高原観光交流センター運営費、85ページまで、83ページ、次、84ページ。</p> <p>次、85ページ、負担金等交付団体の概要、85ページ。</p> <p>次、86ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、負担金等交付団体の概要、86ページ。</p> <p>87ページ、項2道路橋梁費、目1道路維持費、87ページ。</p> <p>88ページ、目2道路改良舗装費。</p> <p>89ページ、項3都市計画費、目1都市計画事業費、89ページ。</p> <p>次、90ページ、款8消防費、目1非常備消防費、90ページ。</p>
5番議員	<p>お願いします。機器等管理費のところ、13使用賃借料のところなんです、雨量観測機器リース2か所、新規ということでご説明受けましたが、なぜ消防費、災害対応だと思うのですが、なぜ消防費でつけていらっしゃるのか、そのあたりをお願いします。</p>
町民課長	<p>災害対応というふうに答弁した部分もありますが、実際のところは、やはり雨量計におきまして、雨量の状況、降水量の状況によりまして、その地</p>

	<p>区の避難、その他の警報を出さなきゃいけないという部分がございますので、消防費のほうに掲載してございます。</p>
5 番議員	<p>ということは、この機器は消防団が管理するという理解でよろしいですか。</p>
町民課長	<p>こちらのほう、管理につきましては町のほうで管理いたしております。</p>
議 長	<p>90ページ、ほかに。 次、91ページ、目2常備消防費、負担金等交付団体の概要、91ページ。 次、92ページ、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、92ページ。 93ページ。目2事務局費、93ページ。</p>
3 番議員	<p>この中にある小海高校を支援する会というところでちょっとお聞きしたいと思うのですが、昨年は56万5,000円で、今年度303万1,000円ということで、250万ほど小海町の負担は増えているわけですが、先般、ちょっと私のほうの一般質問の中で、バスの運行及び学習塾というような形で質問させていただいたわけですが、その中で、各今年の小海高校の募集のあれを見ますと、前期19名、それから後期、今朝の新聞ですけれども27名ということで、これ全員入学すれば46名というような形になるわけですが、昨年がたしか42名ぐらいですから、約1割、4名ほど増えているわけですが、5年度の全体の予算の概要とそれから各取組の状況を教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。</p>
教 育 長	<p>お答えをいたします。議員さんおっしゃるとおり、去年までは小海町56万5,000円ということでした。去年までの小海高校を守り支援する会に対しましては、全体で160万円の補助金が出されております。そのうち、PTAが20万円、同窓会が20万円ということで、残りの120万円に対しまして、地元の6町村ということになります。その内訳ですけれども、55万円分については、定額分という扱いで、地元の小海町ということで30万円、残りの5町村が5万円ということで、合わせて55万円です。65万円分につきましては、小海高校の卒業生の生徒割ということで、こちらが令和2年3月現在の人数を現在使用しております。5年に1度ずつ見直しましょうという話にはなっております。こちらが約1万人の卒業生がおいでの中で、小海が4,100人ほど卒業生おって、率の上でいきますと40.8%という数字になります。65万円の40.8%ということで26万5,000円、こちらが去年までの数字でございます。</p> <p>それから、小海高校を何とかしなければいけないと、募集定員も募集人員、</p>

	<p>それから応募人数も今議員さんおっしゃられたとおりで、実際のところ、この5月1日というところに限っていうと、もう小海高校の生徒数160を割り込むというのは確実でございます。</p> <p>そうしたときに、そうした年が2年続くと、県のほうでは、廃校、分校、中山間地存立特定校という3つの選択肢を与えられて、さてどうするという話になってしまうわけなんですけれども、そういうのをなるべく防ぐためにということで、どうしたらいいかということ各町村の教育長、理事者、それから小海高校と話し合った中で、さらに支援を拡大、拡充しましょうよということで、提案されてまいりましたのが、まず、小海駅を基点とした通学の利便性の向上というものが1点、高校側から上がってきまして、こちらの事業費が508万6,000円になります。マイクロバスのリース料ですか、先ほど一般会計の歳入のほうにありましたけれども、それを運転してくれる運転手、町が受託しまして、行いますけれども、その運転手代ですか、あとは、子供たち、佐久市方面から上ってまいります子供たちは定期代というものを、馬流駅で降りる、乗り降りする内容の定期となっておりますけれども、それを小海駅まで差額を支援する会が負担して小海駅までの定期代としないかとか、あとは、南牧、川上方面からの子供については、小海駅で乗り降りする定期になっていますけれども、その日の予定によっては馬流駅で乗り降りしたほうが都合がいいケースがあるということで、馬流駅まで延長する定期代の差額分、そういったもの、スクールバスと定期代の差額分で508万6,000円ということになります。</p> <p>それから、もう一点は、現在も行っておりますけれども、先生方による個別指導の充実ということでございます。具体的な充実といいますのは、先生方にしっかりと報酬を差し上げて、力を注いでもらおうという内容でございます。時給にして1,600円相当のものを、今はボランティアですけども、差し上げますので、ぜひ子供たちをしっかりと指導していただきたいという内容について、それにかかるものが96万円ということで、合わせて604万6,000円というものが支援拡大分ということでまとめさせていただきました。</p> <p>それに、先ほど言いました小海高校における小海町の卒業生の割合40.8%を掛け合わせたものが、今回、当初予算でお願いしておるトータルで303万1,000円という内容になります。よろしく申し上げます。</p>
<p>3番議員</p>	<p>ありがとうございました。着々と、いろんな手を打っていただいて、小海高校存続という形の中で、各町村なりで動いていただいていると思いま</p>

	<p>す。本当に今、教育長言ったようにこのままいくと、本当に廃校、もしくは分校というような形になりかねない部分でありますので、何とか、そういった事態にならないように、地元で頑張っていきたいと思います。また、地元にもIT企業等ありますので、そういった皆さんも活用しながら、地元の企業に就職するなり、また今後の中で、いろいろ別の科を設けるとか、そんなような形で、県と協議をしていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局費、ほかに。 94ページ、項2小海小学校費、目1学校管理費、94ページ。 次、95ページ、目2教育振興費。</p>
5番議員	<p>5番です。お願いします。報酬、支援員さんが、昨年からお1人増えて3名ということになっていますけれども、説明欄の中は昨年と同じことが書いてあると、1名増やされた、そのあたりの背景とといいますか、心持ちとか、お願いします。</p>
教 育 長	<p>お答えをいたします。支援員3名、町費講師4名ということですがけれども、具体的に申し上げますと、町費講師4名というところの方については、先生方と同じ時間帯、7時間45分勤務されて、かついろんな公務担当する方をここの給料4人ということで計上してございます。それから、支援員3人という者につきましては、7時間勤務の方、6時間勤務の方というような形、その方たちは、校内で何々係という仕事を与えずに、授業等の支援のみで済む判断で行っておるところでございます。</p> <p>実際、こういう当初予算を要求させていただいて、議会に提案させていただいているわけなんですけど、実情として、なかなか町費講師、担任を行ってくれる先生方というのは見つかりません。そういった中で、それに代わる形として、そこまでの負担は耐えられないので、支援員ならいいよという方ですと、見つかる可能性があるということで、支援員のほうを1人増やした形、ただ、給料のほうも、4人いて見つければ言うことなしという形でございます。今後の話をさせていただくと、この4人が埋まらなければ、やはり各クラス運営で手薄な部分が出てきたり、いろんな支障を来す可能性がありますので、これからまだ探し続けはしますけれども、新学期になりまして、なかなか見当たらないということで、ただ、支援員はやりたいというような方がおいでになりますれば、この辺の2節から1節の組替えのような補正をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>95ページ、ほかに。</p>

	次に、96ページ、項3社会教育費、目1社会教育総務費、96ページ。 97ページ、目2公民館費。
6番議員	6番です。お願いします。すみません、96ページに戻って、文化財の関係ですけれども、新規で戦争遺構調査というところが幾つか載っているんですけれども、新しい事業ということなので、説明のほうお願いします。
教育次長	戦争遺構調査謝礼ということで、4年度には補正で大畑のほうの監的壕を調べさせていただきました。その関連で、小海に1つ、北牧側にも1つあるということで、馬流にもあるということで、5年度については馬流の監的壕の調査に対する謝礼、それから測量等の委託料をのせてございます。以上です。
議長	次、98ページ、目3美術館運営費。
6番議員	6番です。お願いします。施設管理運営費の中で、学芸員を1名ということなんですが、今、美術館職員に1人学芸員いると思うんですが、これ1名増やすということの、すみません、理由をお願いします。
教育次長	こちらに報酬として学芸員をのせさせていただきました。今、いる学芸員さんもあと3年ほどで定年を迎えるという形になりますので、継承者として学芸員を1名つけたいということで、今回、報償費として上げさせていただきました。以上です。
議長	98ページ、ほかに。 次、99ページ、目4音楽堂運営費。 次、100ページ、項4保健体育費、目1保健体育総務費、100ページ。 次、101ページ、目2小海小学校給食費。
5番議員	お願いします。給食費、児童の給食費は無償としますということで、本当に大変喜ばしいことなんですが、再確認ということで、これは恒久的にという理解でよろしいですか。
教育長	今の町長がやっている間は確実に無償というふうに理解しております。
5番議員	今の黒澤弘町長の間はということですが、ぜひそのもしも代わられた場合も、ぜひずっと続けていただきたいということで、要綱などでお示しはいただけないでしょうか。
教育長	これについて要綱というものはございません。議会の予算議決をもっていつも了解しておるので、その議決がないことには、その年、年、変ってしまうような要綱は要綱の用をなさないように、理解いたしますので、議会の皆さんの毎年の予算の議決をもってその都度、その都度提案というのが

	筋になるのではないかなというふうに思っております。
議長	<p>101ページ、ほかに。</p> <p>次、102ページ、目3スケートセンター運営費、102ページ。</p> <p>次、103ページ、負担金等交付団体の概要、103ページ。</p> <p>次、104ページ、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、項2農林施設災害復旧費、104ページ。</p> <p>次、105ページ、款11公債費、目1元金、目2利子。款12予備費、105ページ。予算書に移ります。</p> <p>予算書8ページ、第2表地方債、8ページ。</p> <p>次、89ページ、給与費明細書、93ページまで。</p> <p>89ページ、90ページ、91ページ、92ページ、93ページ、94ページ、95ページ、96ページ。</p> <p>その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
11番議員	<p>11番、篠原伸男です。83ページの松原湖高原観光交流センター運営費で聞いていいかどうかちょっと悩んじゃったもんだから、あれですけども、昨年、企業版ふるさと納税で電気自動車テスラといたしました。あれを購入しまして、松原のほうで充電、八峰の湯の充電というんですけども、全体的にはこの今ゼロカーボンということで、大変、今年の予算見ていると力を入れておりますので、町としては、この電気自動車、どのように利用していくかお尋ねいたします。</p>
総務課長	<p>まず、町長の出張、そういうものに利用したい。それと、そのほかに「憩うまちこうみ事業」などによりまして、町への来客、来場者、そういう方々がおいでになったときに、その自動車を利用して、町内の案内、そういうものにも利用していきたいと、そんなことを考えております。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>町長から、来客、来町者ということになってくると、役場の中にも充電施設を造ったほうが便利じゃないの。その都度、松原まで乗っていくじゃなかなか大変だし、あれ、四駆かどうかは知りませんが、その辺のところもひとつ検討事項の中に加えておいていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ほかにございませんか。
5番議員	<p>すみません、お伺い忘れてしまいまして、恐縮なんですけれども、温泉の関係なんですけれども、収入のほうで入湯税はプラスになっているかと思いますが、入浴税はマイナスになっていると。また、今、83ページですが、</p>

	委託商品仕入れはかなり減っていると、その辺のプラスマイナスがあるというの、せっかく改修したわけですが、どういうお考えなのか、お願いします。
観光交流センター所長	お疲れさまです。まず、物販の関係でございますけれども、新しく、今まで改修前登録されている方、それから、改修含めまして、改修後、また再登録をさせていただいて、物販のほうを行っていくという形で、現在、その登録作業であったり、搬入であったりという形で進めているんですけども、今までやっている方が、またそっくり来るといことが、ちょっと今のところはっきり確定しておりませんので、ちょっとその物販の関係のほうは控えめに見させていただいたということになります。それから、入湯税のほうにつきましては、まず、昨年、その前のコロナであって、思うような当然伸びはないよと、今回、改修後、コロナのほうも落ち着いて、それから特段制限もなく行けるといことで、入館を15万から16万ほどを見込んでいの中で、12万を入湯税のほうは見ているということになります。入湯税のほうは前回は12万、今回は13万です。すみません。
5番議員	入浴税のほうはマイナスになっていると、入浴料、失礼しました。税じゃない、入浴料、なぜ、そっちはマイナスなのか。
観光交流センター所長	すみません、入浴料につきましては、メンバー等の分がございまして、おおよそ12万5,000円ぐらいを現状見ているんですけども、この後、実際に営業を開始しまして、メンバー、会員の方々が入ってきますので、その分も含めてはいるんですけども、なかなか昨年、今までどおりな予算というのも見切れないというのが現状ですので、ここは昨年に合わせた現状で見させていただいております。
議長	ほかに。 これより、3時30分まで休憩とします。 (ときに15時17分)
日程第19 「議案第27号」	
議長	休憩前に引続き会議を開きます。 (ときに15時30分) 日程第19、議案第27号「令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。 歳入歳出とも予算説明資料でページごとに行います。

	<p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ、款1国民健康保険税、1ページ。</p> <p>2ページ、款2使用料及び手数料。款3県支出金。款4財産収入、2ページ。</p> <p>3ページ、款5繰入金。</p> <p>4ページ、款6繰越金。款7諸収入、項1延滞金及び過料、項2雑入、4ページ。歳出に移ります。</p> <p>5ページ、款1総務費、項1総務管理費、項2運営協議会費、項3趣旨普及費、5ページ。</p> <p>6ページ、款2保険給付費8ページまで、6ページ。</p> <p>7ページ、8ページ。</p> <p>次、9ページ、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、項2後期高齢者支援金等分、項3介護納付金分、9ページ。</p> <p>10ページ、款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費、項2保健事業費。款5基金積立金。款6諸支出金、10ページ。</p> <p>11ページ、款7予備費、負担金交付団体の概要。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第20 「議案第28号」</u>	
議長	<p>次に、日程第20、議案第28号「令和5年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも予算説明資料でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ、款1保険料。款2使用料及び手数料、項1手数料、項2使用料、1ページ。</p> <p>2ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金、2ページ。</p> <p>3ページ、款4支払基金交付金。款5県支出金、項1県負担金、項2県補助金、3ページ。</p> <p>4ページ、款6サービス収入。款7財産収入、4ページ。</p> <p>5ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金、5ページ。</p> <p>6ページ、項2基金繰入金。款9繰越金。款10諸収入、6ページ。</p> <p>歳出に移ります。</p>

	<p>7ページ、款1総務費。</p> <p>8ページ、款2保険給付費9ページまで、8ページ。</p> <p>9ページ。</p> <p>10ページ、款3地域支援事業費、項1日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費。項2一般介護予防事業費、10ページ。</p> <p>11ページ、項3包括的支援事業任意事業費、目1包括的支援事業費、目2任意事業費。項4その他諸費。</p> <p>12ページ、款4基金積立金。款5諸支出金。款6予備費、12ページ。</p> <p>予算書に移ります。</p> <p>予算書30ページ、給与費明細書34ページまで、30ページ。</p> <p>31ページ、32ページ、33ページ、34ページ。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
6番議員	<p>6番です。お願いします。</p> <p>地域支援事業の予防ということになるのか、先ほどの予算書の一般会計の予算の中の名称が長い保健事業と介護予防の一体的、あれの関係はこの中に反映されてくるんでしょうか。ちょっとその辺りが予算との絡みがよく分からないんですけれども、お願いします。</p>
町民課長	<p>介護保険のほうと先ほど言いました保健と介護の一体化事業、こちらについては予算的なものはリンクしてはいないので、いずれ介護予防とは別に、国保と介護予防の一体化という中では、介護保険にかかる前の段階のケアということで、そこら辺一番は国保や社会保険に加入している方々の部分を、後期高齢に移る間にケアしていくというのが一体化事業の目的ですので、そちらを中心に予防していくというのと、介護保険にならない利用をしていくのとまたちょっと別な部分もあって、ここは別々に考えていただければというふうに思います。</p>
議長	<p>ほかに。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p>日程第21 「議案第29号」</p>	
議長	<p>次、日程第21、議案第29号「令和5年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p>

	<p>予算説明書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ、款1後期高齢者医療保険料。款2使用料及び手数料。款3繰入金、1ページ。</p> <p>2ページ、繰入金続き。款4繰越金。款5諸収入、項1償還金及び還付加算金、項2雑入、2ページ。</p> <p>歳出に移ります</p> <p>款1総務費。款2後期高齢者医療広域連合納付金。款3諸支出金。款4予備費、3ページ。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<p><u>日程第22 「議案第30号」</u></p>	
議長	<p>日程第22、議案第30号「令和5年度小海町簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>簡易水道事業会計予算、総則から、1ページ、2ページ。</p> <p>収益的収入及び支出、収益的収入、3ページ、4ページ。</p> <p>収益的支出、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ。</p> <p>9ページ、資本的収入及び支出、9ページ。</p> <p>次、10ページ、キャッシュフロー計算書。</p> <p>次、11ページ、給与費明細書14ページまで、11ページ。</p> <p>12ページ、13ページ、14ページ。</p> <p>15ページ、令和4年度貸借対照表、15ページ。</p> <p>16ページ、令和4年度損益計算書、16ページ。</p> <p>17ページ、令和5年度貸借対照表。</p> <p>18ページ、令和5年度損益計算書。</p> <p>19ページ、企業債償還計画。</p> <p>20ページ、企業債年次償還表。</p> <p>21ページ、簡易水道給水調査表。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>

12番議員	<p>12番、篠原です。</p> <p>予算書には特別関係ないんですけども、私が聞きそびれたかどうか分かりませんが、上水道から簡易水道に名称を変えることによってメリットがあるということなんですけれども、そのメリット、どういうところへどういったメリットがあるか、お聞かせ願いたいですけれども。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>簡易水道になることを検討した理由としまして、今後、配水管の布設替え、そういうものが多々必要になってくると、今、特に松原の別荘地内ですけれども、事故が多いということで布設替えをどんどん進めたいわけですけれども、水道料金のみではやはり実施できる工事に制限があるということで、水道料金もそのままにしながら、工事も増やしていきたい、それにはどうしたらいいかということでして、それで簡易水道になることによりまして、まず補助金ですけれども、有利な補助金、これが上水道事業ですと4分の1のところは3分の1受けられるというメリットがございます。また、企業債につきましても有利な借入れができるということでして、これによってもう少し、今までよりスピードアップした工事が進められる。このような考えの下に令和5年度から実施していきたいということでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに質疑のある方はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第23 「議案第31号」</u></p>	
議長	<p>日程第23、議案第31号「令和4年度小海町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>6ページ。</p>
11番議員	<p>6ページ、繰越明許費についてお尋ねします。</p> <p>八千穂高原インター出口看板設置事業が繰越しになったわけですけれども、これは当初予算も南北相木からも負担金等といただいて、60万で当初によって、それから8月31日3号補正でやってきて172万7,000円となったわ</p>

	<p>けですけれども、これが今度は新しくできる道の駅のものとの看板の位置図のもの等々のことで、繰越しということになってきたんですけれども、そもそも当初予算立てる頃はどういうところに立ててという具体的なものは全然なくして、負担金をいただいて予算計上したわけでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>当初予算に60万、そして、補正3号、第3回の定例会のときにまた増額ということです。これにつきましては、八千穂高原インターを高速から降りて突き当たった場所ですけれども、そこに看板を立てたいということで計画しておりまして、進めていったところが南北相木のほうからも我々も乗りたいというような話がございまして、金額を増額させていただきました。</p> <p>また、今回の繰越しの内容なんですけれども、その3町村で進めていたものをいざ設置する、それで佐久建設事務所さんに占用申請を出していたことなんですけれども、その情報を佐久穂町さんが入手しまして、佐久穂町のほうでも道の駅ができるわけで、そこに看板を立てる予定があるけれども、交差点に今、佐久穂さんでは、苔の森ですとか、スキー場方面の看板が立っているわけです。それで、今立てようとしているもので2基になります。一つの交差点に3基以上が建てられないというようなことを佐久穂さんが聞いて、それで今後、佐久穂さんが道の駅の看板が立てられないから、ここに入れてくれというような言い方じゃないですけれども、そこに一緒に何とかしたいというような話がまた浮上しまして、それでとりあえず工事はそのままストップと。そして、道の駅の看板を一緒に付けるとなると、また柱の太さですとか、基礎の大きさがまた変わってくるようなことになります。また占用の申請も変えなければならない、そんなようなことになっていくわけですけれども、いずれ佐久穂町においては、まだすぐに設置するわけではないので、とりあえず柱を太くして、これから未来に道の駅の看板も立てられるような基礎と柱を付けて、そのスペースを空けておく、そんなような協議を行いました。それで、今後も3町村の看板はできていますので、建設事務所さんへの申請、それから、構造計算、そういったものが済めば、これで設置できるような段取りになっております。それがちょっと3月、今月いっぱいにはできそうもないという見込みが立ちましたので、それで繰越しというようなことにさせていただきました。当初から何回も変更をしているということで、非常に不手際のように見えるんですけれども、そんな状況がありまして、今に至っております。以上です。</p>

11番議員	最終的には、そうすると3か所は駄目だと言って、今既存に1個あるよね、それで町がやって、土台やって、そうするとそれは3か所にならないの。中では、同じ立てておいた大きいのものの中に町のやつもこうやって突っ込むということなの。
産業建設課長	おっしゃられるとおりで、今度立てるものが2基目で、2基目の柱の中に、両相木と小海の3町村の部分が、今まで進めてきたものが入って立ちます。それで、上に佐久穂さんの道の駅の看板が付けられるスペースを空けたまま今度は設置をしていきたいということです。繰越しにはなってしまいますけれども。そういうことをしておいて、スペースを空けておけば、今後将来的に道の駅の看板はそこに付けることができるというようになりますので、そんな工事をするようになります。いずれにしても3基はできないというのが建設事務所さんの説明です。
11番議員	そうすると、あそこにできる道の駅がどういう図面でどういうものができるかまだ分からないけれども、柱だけ立てておいて、下っ端のほう割れちゃうぜ、うちの看板は。それで、大きい柱というか、それは佐久穂町は間違いなく近々に立ててくれるのか。それは確約取ってあるのか。これは3回目の質問だからこれ以上はあれだけども、佐久穂が上にあって、南北相木がまさか下の小ぢんまりというような恰好にもならないように、十分気をつけてください。それと、確実に立てて、本来ならこれは一旦改変しちゃって、もう一回じっくりにしたほうが、立ててスペース的にも取ったほうが良いと思うけれども、そういうことの事情ならば事情けれども、佐久穂町がどんなものを書くかだっけ構想がついていなくて、多分分からないと思うんだよね。実際どういうものができるかだと思っただけけれども、柱だけは間違いなくこの繰越明許費に間に合うようにやってくれるという確約は取ってあるわけですね。
産業建設課長	佐久穂さんとの協議の中でということとして、書面でどうというような取り交わしはないわけですがけれども、確実に佐久穂さんから申入れされた話ですので、どうしたらいいかなという協議をされたもので、それに応じたというようなことになります。 看板そのものも、現在、佐久穂さんで立ててあるような平たいとといますか、そういう文字が一つ、名称が入る、そういった看板が相木の分で2つ、小海の分で1つ。道の駅もえらい地図が乗っかるとか文字が何段にもなるとかいうものではなくて、道の駅がこちら側にあるという、そういう案内のものなので、そのスペースを空けておくという内容です。

	以上です。
議長	6ページ。第2表、第3表、ほかにございせんか。 (質疑なし)
議長	歳入に移ります。 9ページ、款1町税、項1町民税、項4市町村たばこ税。款6法人事業税交付金、9ページ。 10ページ、款7地方消費税交付金。款8ゴルフ場利用税交付金。款11地方交付税。款13分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金、目2民生費負担金、10ページ。 11ページ、目3衛生費負担金。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務費使用料、目2民生費使用料、目5商工費使用料、目7教育費使用料。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、11ページ。 12ページ、目1民生費国庫負担金続き。目2衛生費国庫負担金。
6番議員	6番、的埜です。 12ページの衛生費国庫負担金の療養医療費の関係ですが、歳出のほうの説明で未熟児の関係の説明があったんですけれども、これはいつ産まれた子どものことを言っているのか。その辺を詳しくお願いします。
町民課長	こちらにつきましては、今年度出産をされた方のお子さんということになります。今、今年度12月、1月と、12月に双子で2名、1月に1名ということで、いずれもこの間説明したように2,000グラム以下の未熟児ということですので、そちらへの対応ということでございます。
議長	項2国庫補助金、目1総務費補助金、目2民生費補助金、目3衛生費補助金、目4土木費補助金、目5教育費補助金、12ページ。 次、13ページ、款16県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金、目2衛生費負担金、項2県補助金、目1総務費補助金、目2民生費補助金、目3衛生費補助金、目4農林水産費補助金、13ページ。 次、14ページ、目4農林水産費補助金続き。項3県委託金、目1総務費委託金。款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入。 次、15ページ、款18寄附金、目1一般寄附金、目2ふるさと寄附金。款21諸収入、項4雑入、15ページ。 16ページ。
6番議員	6番です。 雑入の鞍掛豆の関係ですけれども、鞍掛豆販売収入370万から230万ということで140万減らしているんですけれども、順調にいつているようなこと

	をどこかで言ったと思うんですけども、何か、どういうわけでしょうか。
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>370万が230万円ということの内容ですけれども、これにつきまして予算より見込みできなかった部分という内容ですけれども、豆腐に使う部分、これもありますし、町外の業者さんに豆のまま販売する、それから町内はもちろん販売、直売所もその一つですけれども、販売するものの収入ということで見込んだものですが、予算で370として見込んだところにちょっと追いつかなかったということで、この原因というものも究明する必要もあるんですけども、いずれにしても歳出でもありましたように、今、きな粉ですとか、豆、いろいろな形で試しております、商品開発につながるような活動をしておりますので、そういった暁にはまた消費が増える、そんなことを考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	次、16ページ、項4雑入続き。款22町債、目1過疎対策事業債、目2臨時財政対策債、16ページ。
6番議員	<p>6番、的埜です。</p> <p>町債、過疎債の関係ですけれども、大きく減らしているんですが、全体で見て、6月補正のときに私、質問したと思うんですね。ちょっと3.2億円だったか、その許可の見込みがあるのかということ質問したところ、立てた中で予算化すると言われたんですけども、そのときも相当無理な予算組みではないかということ申し上げたんですけども、ここで大きく減らしてきているというのはどういうことでしょうか。見積もりがやはり過大だったのか。ちょっとその辺の、お願いします。</p>
総務課長	<p>この起債につきましては、事業が終了間近になってきております精算額でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次、歳出に移ります。</p> <p>17ページ、款1議会費。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、17ページ。</p> <p>次、18ページ、目1一般管理費続き。目2財産管理費、目3広報費、目4企画費、18ページ。</p> <p>19ページ、目4企画費続き。目5地域振興費、19ページ。</p> <p>20ページ、項3戸籍住民登録費、項4選挙費、目2参議院議員通常選挙、目3県知事選挙費。</p>

	<p>次、21ページ、項5総計調査費、項6監査費。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、21ページ。</p> <p>次、22ページ、目1社会福祉総務費続き。目2老人福祉費、目3やすらぎ園運営費、22ページ。</p> <p>23ページ、目3やすらぎ園運営費続き。目4心身障害者福祉費、目5あゆみ園運営費、項2児童福祉費、目1保育所費、23ページ。</p>
6番議員	<p>的埜です。お願いします。</p> <p>社会福祉費の3目やすらぎ園の関係ですけれども、過疎対策事業債マイナス100万ということなんですけれども、これ歳出はどうなっているのか。お願いします。</p>
やすらぎ園 所長	<p>歳出のほうは財源振替えなもので、歳出のほうは予算どおりになります。</p>
6番議員	<p>見合う補正がないということでしょうか。ちょっとすみません、お願いします。</p>
やすらぎ園 所長	<p>事業費はそのままなんですけれども、過疎債申請において満額つかなかったということです。</p>
総務課長	<p>この事業については750万の過疎債の充当額を650万に100万円減額をして財源振替えをさせていただいたという内容でございます。</p>
6番議員	<p>さっき16ページのほうで私、過疎債の関係で聞いたんですけれども、今、満額つかなかったというような説明だったんですけれども、さっきの説明と、じゃ違うんではないかと思うんですけれども。</p>
総務課長	<p>全体の過疎債の調整をここでさせていただいたという内容でございます。</p>
議 長	<p>次、24ページ、目1保育所費続き。目2児童措置費、目3児童館運営費、目4結婚推進・子育て支援費、24ページ。</p> <p>25ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2予防費、25ページ。</p>
6番議員	<p>6番、的埜です。</p> <p>すみません、24ページに戻ってもらって、出産・子育て応援事業、結婚推進・子育て支援費の中の出産・子育て応援事業、昨日説明があったんですけれども、これはいつ支給することになるのでしょうか。</p>
子 育 て 支 援 課 長	<p>それではお答えいたします。</p> <p>こちらにつきましては、今現在、子育て環境のほう例えば核家族化が進んでいるだとか、地域のつながりが希薄になっているということもある中で、妊婦・子育て家族の孤立感だとか、不安感を抱くご家族も多いという</p>

	<p>ことで、そういった中において、妊娠期から出産・子育てまでに一貫した支援を行うということで、妊娠届け時に5万円相当、出生届け時に5万円相当の経済的支援ということで、令和4年4月以降の出産についても10万円が支給可能ということでございます。</p> <p>こちらのほう、昨日、副町長からもお話がありましたように、支給要綱等整理しまして、14名分ですけれども、何とか3月中の支給を目指して実施していきたいということでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次、26ページ、目2予備費続き。項2生活環境衛生費、目2塵芥処理費、目3し尿下水処理費、26ページ。</p> <p>次、27ページ、目5町営バス運行管理費。款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費、目2農業振興費、27ページ。</p> <p>次、28ページ、目2農業振興費続き。目3畜産振興費、目4農地費、28ページ。</p> <p>次、29ページ、目5山村振興事業費、項2林業費、目1林業振興費、目3林道費、29ページ。</p> <p>次、30ページ、款6商工費、目1商工業振興費、目2観光費、30ページ。</p> <p>次、31ページ、目2観光費続き。目4松原湖高原観光交流センター運営費、31ページ。</p>
6 番 議 員	<p>6番です。</p> <p>31ページ、松原湖高原観光交流センター運営費の需用費の経理ネットワーク移設、昨日ちょっと説明ありましたけれども、今頃なのかなということ、入ってなかったという説明だったんですけれども、それを下の工事請負費、駐車場整備、こういったことは改修工事に入っていなかったか、ちょっとその辺すみません、ネットワーク関係は誰がやるのか。お願いします。</p>
観 光 交 流 セ ン ター 所 長	<p>経理またネットワークの関係なんですけれども、これについては、事業者については工事費に含まれていませんでした。それで、事業者なんですけれども、事業者についてはNTTデータと、下請け等には入らないと、事業者自体ができないということで、今回、こちらへお願いをするもの。それから、駐車場の整備につきましては、改修工事のほうは館内、建物のほうなんですけれども、駐車場にあってはその中には入っておりませんので、改めて白線等の整備、また舗装、駐車場の補修という形でお願いいたします。</p>
議 長	<p>31ページ、ほかに。</p>

	<p>次、32ページ、目4松原湖高原観光交流センター運営費続き。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、目2道路改良舗装費、32ページ。</p> <p>次、33ページ、目2道路改良舗装費続き。項3都市計画費、目1都市計画事業費。款8消防費、目1非常備消防費、33ページ。</p>
11番議員	<p>11番、篠原です。</p> <p>新田小海原線改良工事1,200万円ということですが、これは1か所の工事ですか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>1か所でございます。補助金の申請、追加要望をしております。追加要望の決定が来たということで歳入にも計上させていただいております。これを別発注工事として追加の工事をしてまいります。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>これは別途に入札して行うということか。この1,200万円分は。同じ工事のところか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>補助金をいただくに当たりまして、同じ工事の変更、増額での補助金、それは対象にはなりません。別工事として発注をすることになります。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>それは、そういう意味でないとこの増工の補助金というものはないかと、全くの継続ではなくて、全く今まで4,650万円ではなくて、全く別途なもので新たに申請、何か違った工事、どんな工事の内容になっているわけ、そのところの工事は。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>昨年度もやはり募集がありまして、その補助金を申請して、追加要望いただいたという経緯がございます。本年度も同じでして、やはり別の工事として補助金をいただいて、それで発注するということになります。内容につきましては、今回、中部電力との保証料のところでも精算で載っておりますが、中電の埋設管もあった、それから南環の下水道もあり、そして、水道管もあるということで、大変、短い距離でございますが、工事費についてはかなりの費用がかかるということでございます。もちろん、補助対象の事業、補助対象外の事業ありますので、その辺を精査してもう一回第2工区というようなことになろうかと思いますが、そして工事を進めてまいります。この2工区分につきましては、道路の舗装、上層、安全施設とい</p>

	<p>うようなことが内容になってきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに33ページ。</p> <p>次、34ページ、目2常備消防費。款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、目2事務局費、項2小海小学校費、目1学校管理費、34ページ。</p> <p>35ページ、目1学校管理費続き。項3社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費、35ページ。</p> <p>次、36ページ、目2公民館費続き。目3美術館運営費、目4音楽堂運営費、36ページ。</p> <p>次、37ページ、項4保健体育費、目1保健体育総務費、目3スケートセンター運営費。款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費、37ページ。</p> <p>38ページ、目1道路橋梁災害復旧費続き。款12予備費、38ページ。</p> <p>39ページから補正予算給与費明細書43ページまで、39ページ。</p> <p>40ページ、41ページ、42ページ、43ページ。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<p>日程第24 「議案第32号」</p>	
議長	<p>次に、日程第24、議案第32号「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、6ページ、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税。款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金。款5繰入金、項1一般会計繰入金、6ページ。</p>
7番議員	<p>井出幸実です。</p> <p>款1の国民健康保険税なんですけれども、後期高齢者分支援分だけ増えておりまして、あと医療費分、介護分、そのままのようなんですけれども、令和5年度の当初予算を見ても、この後期高齢者支援分だけちょっと増えていて、あとは減額になっているんですけれども、税金なんですね。</p>

	その分の理由をちょっと何かあるじゃないかなというふうに思うんですけども、お聞かせいただきたいです。
町民課長	こちらにつきましては、原因はないんですが、やはり積算時の見積りのほう少し軽少で見たという部分があると思われまます。 以上です。
議 長	ほかに、6ページ。 歳出に移ります。 7ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分、7ページ。 8ページ、款4保健事業費。款7予備費、8ページ。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第25 「議案第33号」</u>	
議 長	次に、日程第25、議案第33号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。これから質疑を行います。補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入、5ページ、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、目6介護保険事業費補助金。款4支払基金交付金、5ページ。 次、6ページ、款5県支出金、項1県負担金。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、目2その他一般会計繰入金、項2基金繰入金、6ページ。 歳出に移ります。 款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、7ページ。 8ページ、目3地域密着型介護サービス給付費、目4施設介護サービス計画給付費、目8居宅介護サービス計画給付費、8ページ。 9ページ、目8居宅介護サービス計画給付費続き。項5高額医療合算介護サービス等費。款6予備費。 全体を通じて質疑のある方はございますか。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
○ <u>質疑終了</u>	
議 長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
○ <u>常任委員会付託</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第9号から第33号につきましては、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認め、議案付託表のとおり付託しますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。
○ <u>散 会</u>	
議 長	<p>以上で本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>以後の予定は7日火曜日、午前10時から一般質問を行います。</p> <p>これにて本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時35分)</p>

令和5年第1回	
小海町議会定例会会議録	
「第7日」	
* 開会年月日時	令和5年3月7日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和5年3月7日 午後 3時39分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。今日は一般質問であります。月日がたつのは早いもので、はや2年を過ぎようとしています。一般質問は、今回8回目であり、今さら皆さんに申し上げることはありません。今日は6人の方が質問を行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>定刻になりました。ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。</p> <p>なお、やすらぎ園所長は体調不良のため、欠席との連絡がありました。</p>
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	<p>日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>
<u>第5番 渡邊 晃子 議員</u>	

議 長	初めに第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。
5 番議員	<p>第5番、渡邊晃子です。おはようございます。よろしくお願いいいたします。ちょっと風邪か花粉か、鼻と喉の調子が悪くてお聞き苦しいかもしれませんが、どうかご容赦ください。</p> <p>質問に入ります前に、少しお時間いただきたいと思います。3月11日まで、あと4日となりました。今年は、この我が町にとりましては、ヤッホーの湯リニューアルオープンということで、おめでたい日になるわけですが、あの日から12年となります。東日本大震災と福島第一原発事故から12年ということになります。原子力緊急事態宣言は解除されておらず、事故の原因究明も未解明のままが多い、今なお避難生活を余儀なくされている被害者への賠償や補償も不十分なまま、値切り、打切りが強まり、除染しないままの土地も多く残されています。そんな中、政府は、原発の60年超運転を可能にする法案、閣議決定をし、今国会に提出をしています。現在の運転期間上限は、福島第一原発事故を受けて決めたもの、原発事故をなかったことにする、まさに暴挙と言わざるを得ません。</p> <p>小海町にも、福島の飯舘村からお越しの方々がいらっしゃいました。飯舘でもう作れないからと、同じ気候の小海町でオヤマボクチを使った凍み餅をつないでほしいということで、私も一度一緒に作らせていただきました。その方たちも、飯舘に戻った方もいらっしゃる、戻らなかった方もいらっしゃる。ばらばらになっています。命、暮らし、生業を奪うだけではなくて、そういったコミュニティーも奪う、原発増進、推進、とても許すことはできません。前回も私、お話ししましたけれども、浜岡原発や柏崎刈羽原発に万が一のことがあれば、本当に我が町もただごとではない、人ごとではありません。</p> <p>どうか、職員の皆さん、特にここにいらっしゃる課長級の皆さん、町長をはじめ、そういった福島のことにも心に置いて、町民の命、暮らしを守る、そういった立場で行政運営を進めていただきたいと切に願います。では、質問に入らせていただきます。</p> <p>子育て支援政策について、私、再三質問をさせていただいておりますけれども、改めて、前回は大変不十分でしたので、よろしくお願いたいと思います。内閣府が2020年10月から2021年1月にかけて、日本、フランス、ドイツ、スウェーデンの4か国で、20から49歳の男女を対象に行った令和2年度少子化社会に関する国際意識調査によれば、自分の国が子供を産</p>

	<p>み育てやすい国と答えたのは、スウェーデンで97.1%であるのに対し、日本はたったの38.3%でした。この数字は何を意味するのか、小海町では何ができるのかということで議論させていただきたいと思います。</p> <p>まず、保育所について、未満児の対応ということでお聞きいたします。令和5年度予算書、質疑でもお聞かせいただきましたけれども、4月から入園される未満児さんが見込みで41人と大変大きな数字で驚いております。現場の先生方、現在、クラス割りや教室割り振りなど、大変ご苦労されているかと思っております。まず、4月からの加配が必要なお子さんも含めたクラス割り、先生の配置も、見込みで結構ですので、まずは教えていただきたいと思っております。お願いします。</p>
<p>子育て 支援課長</p>	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>来年度のクラス割等についてお答え申し上げます。</p> <p>まず、年長の関係でございますけれども、園児数につきましては、22名を予定しております。うち1名が加配の園児ということでなります。こちらにつきましては、担当保育士として正職1名、加配の担当保育士として臨時職員1名を予定しております。年中につきましては、2クラスということでございます。1クラスにつきましては16名、うち加配対象が1名というふうになっております。もう1クラスにつきましては15名、うち加配対象が1名というふうになっております。2クラスとも担当保育士、正職1名ずつ及び加配担当保育士、臨時職員ということで1名ずつ配置の予定でございます。続きまして、年少の関係でございます。年少につきましては、2クラスということで、おのおのクラス園児10名ずつということと、加配園児の予定がおのおの1名ということになっております。おのおのクラスに担当保育士、正職1名ずつ、加配担当臨時職員1名ずつということで予定しております。</p> <p>続きまして、2歳児のクラスでございますけれども、2クラスということで予定しております。おのおのクラスに担当保育士を正職1名ずつ、副担任として臨時職員ということで予定しております。1歳児につきましては、園児数15名ということで、クラスにつきましては2クラスということで、おのおのクラスに担当保育士1名ずつ、副担任として1名ずつということで予定しております。ゼロ歳児につきましては、園児数8名ということで、担当保育士正職1名、副担任2名ということで、来年度体制を検討しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

5番議員	失礼しました、議長。予算書によれば、加配未満児保育士8人、代替保育士6人と昨年度と変わらないんですけれども、募集されていましたが、先生も増えるんでしょうか。産休、育休の先生の状況も併せてその辺りもお聞かせいただきたいと思います。お願いします。
子育て支援課長	それでは、お答えいたします。 保育士の関係でございますけれども、ただいま議員さんのほうから話がありましたように、現在、産休、育休の関係で2名の保育士さんお休みをいただいているところではございますが、その2名戻ってくると、5年度から復帰してお働きになるということでございます。来年度の保育士、正職員でございますけれども、合計で13名を予定しております。今年度より増えるということになります。会計年度任用職員につきましては、現在、5年度勤務予定をしていますのが8名という状況になっております。 以上でございます。
5番議員	すみません。募集されていたけれども、新しい保育士さんは増えないという理解でいいですか。
子育て支援課長	お答えいたします。 募集していました職員につきましても採用ということになりますので、新たに増えるということでございます。
5番議員	年度当初で41名の未満児さんを受け入れると、ちょっと確認なんですけど、これ年度途中からも対応ができるのかどうか、お断りするような事態にはならないか、ちょっと確認したいと思います。
子育て支援課長	お答えいたします。 来年度につきまして、41名の未満児の園児の入所を予定しているところでございます。先立って入所の申込みのほうをお受けしているという状況ではございます。現在、入所の申込みがあった方々につきましては、全てお断りするということではなくて、全て受入れというふうな状況でございます。また、途中に入所の希望があった場合にも、ご家庭の状況ですとか、そういったことをお聞きしながらお受けするというスタンスで取り組んでいきたいと思っております。 以上です。
5番議員	分かりました。 町長、昨年3月26日から新しい任期を迎えられて間もなく1年になられます。公約にも保育環境の充実、未満児保育の要望にお答えできるよう保

	<p>育士を増員し、共働き世帯の支援をするとともに、少人数保育によりきめ細かな保育を行うとあります。増員とは、どれぐらいの人数を想定されていたのかなと思うんですが、保育士の数もそうですけれども、教室が足りないという問題、これもうずっと言わせていただいていますし、町長もご認識があると。私のほうでコピーしていただいた資料の1ページ、令和5年度保育所事業のほうを見ましても、一番最後5番目、保育環境の整備、健康で安全に過ごすための施設整備とあります。保育所に関しては、今年度、来年度でようやく屋根の改修が予算づけされましたが、そのほかは令和3年度からの長期振興計画を振り返ってみましても、保育所運営費は手つかず、同じ予算のままですが、町長、改めて教室が足りない問題、未満児さん、こんなに増えて、いよいよ深刻になっていると思うんですけれども、どうお考えでしょうか。</p>
<p>町 長</p>	<p>子育てしやすいまちという売り物で、売り物といいますか、宣言をしたまちでございます。したがって、それは粛々と進めていく覚悟でございますが、どうしても今の保育所の立地条件、あるいは周囲の状況等々を鑑みまして、一番は増築をしたいわけなんです。今、できるところが職員の駐車場近辺ぐらいでありまして、これは大幅な改革がどこかで出てくると思われましても、今のところ、爆発的な児童の皆さんの増加というものは見えないものでございまして、そういったものを熟慮した中で、やはり進めていかなければいけないということでございます。ただし、渡邊議員おっしゃるように、法的にこれが認めることができないというような事態は絶対に避けていかなければならないという認識はもちろんですので、適材適所といいますか、そういったもので対応していきたい。</p> <p>それから、保育士さんは、ただいま毎年募集しているわけですが、なかなか、一昔と違いまして、花形職業というわけにはいなくなってきたようでございます。その根本的なものも検討しながら、今後、保護者の皆さんとの連携を密にしまして進めていきたいというふうに思っております。基本的に子育てしやすいまち、これは貫くつもりでございますので、何とぞご理解のほどをお願いしたいと思います。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ご答弁の中で、今のところ爆発的な増加が見られないということでしたけれども、村上団地37区画、若い方々ターゲットということで、そういったところと、どうかなと思うんですよね。若い方、子供を産んで育ててもらおうという方針なわけですから、やっぱりもう長期的に見て進めてい</p>

	<p>かなければ、立地条件等々、そういう状況も私も分かりますけれども、そういうところも長期的に見ていかなければいけないと思う。なぜ、長期振興計画に調査研究というタイトルすらないのか、ちょっとその辺も疑問であります。ぜひ、これこそ町長、スピード感を持ってお願いしたいと思います。</p> <p>次にまいります。</p> <p>支援の必要な子供への対応、発達支援専門の保健師をとということで質問させていただきます。これも用意した私のほうの資料の1ページなんですけれども、保健所事業の1の(6)、要支援児や気になる子等の支援、加配の配置や各種専門機関等による指導を行うというふうにあります。予算上では、4年度と同じで発達相談嘱託員10万7,000円とありますけれども、現状、保育園では、発達、気になる子たちへの支援はどのように行われているか、ちょっと簡単に概要をお願いします。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>支援の必要なお子さんへの対応ということでございますけれども、先ほど加配を予定している園児について、人数等お答えさせていただきましたが、人数につきましては、先ほどのとおりということでございますが、そういった、また支援が必要な園児に対しましては、加配担当ということで、園児1名に対しまして1名の加配保育士を配置している状況でございます。こういったように、安心・安全な保育を実施していきたいというふうに考えおります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>5番議員</p>	<p>先ほど、加配の必要なお子さんの数もお答えいただきました。この数字以上に、少し気になるというお子さんもほかにもいらっしゃるかと思います。この間、信濃毎日新聞でも、「ふつうって何ですか？」という特集が組まれていて、皆さん読まれておられるかと思うんですけども、特に直近2月の第2部では、発達障害は早期発見、支援が重要だとされているため、保健師や保育士らに医療機関の受診を進められる子供の数が増えているという実態が連載されました。皆さんも関心持たれていると思いますし、町でもどのように支援したらとお考えかと思えます。</p> <p>まず、1歳児だとか3歳児健診だというのは、皆さん行かれる、私ももちろん行っていますけれども、その場で保健師さんといろいろお話をしたり、発達のチェックをしていただくわけですが、こういうときに本当に保健師の存在、大きいし頼もしいと思います。しかし、町の保健師業</p>

	<p>務、本当に多岐にわたっている。なかなか保育園やあゆみ園、そして学校と連携して支援の必要な子供たちに、したくても十分なケアがし切れしていないのではないかと想像します。前回も取り上げましたが、保健師さん、今年度もお一人派遣で来ていただくと、町村レベルに保健師さん来ていただくのは、本当にその町の福祉に力を入れますよという構えが必要だと改めて感じているところです。</p> <p>そんな中ですけれども、子供の発達支援専門にずっとフォローできる保健師さんの枠、つくっていただきたいと思うんです。信毎の記事でも、これは保健師ではなく、言語聴覚士さんの話ではありましたが、乳幼児の様々な特性を見てきたが、小学校に入学して以降は経過を追跡していない。データがない。支援がこれで正解かと悩む現場の声もありました。小海町ではどうでしょうか。私も友人から聞いておりますが、発達支援外来、半年待ちが当たり前だと、本当に専門医不足だとか、言語聴覚士さんだとか、そういった方の不足の深刻な状態が分かります。診断がなければ、加配保育士さんもつけられないというわけですよ。まず、日常的に相談のできる、成長を共に見守ってもらえるような、子供の発達支援専門の保育士さんの存在、これは大きな子育て支援になる、子育て支援やります、頑張りますよという支援の意思表示になるかと思えますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>ただいまの保育所等、発達障害の児童の対応というようなことでございます。町のほうといたしましては、今、児童発達支援事業所ということで、現在、南佐久6か町村で行っております、あゆみ園というものがございます。こちらにおいて、児童発達支援を行っているわけでございますが、今、渡邊議員申されたように、保育園での発達支援というお話もありましたが、今現在も発達支援が必要な児童については、各町村保健師、保育士とあゆみ園が連携を取りまして、あゆみ園のほうで対応をさせていただいているというような状況でございます。</p> <p>今、佐久地域のほうでは、佐久圏域の障害者自立支援協議会というものがございまして、その組織の下部組織の中で各町村で構成している市町村等の事務所連絡会というものがございます。各町村のほうで構成しているわけでございますが、小海は単独でなく、南佐久の郡の5か町村でそういう組織を持っておりまして、そこには、各町村の保健師や福祉担当、障害者の相談支援専門員、そういう方も参加した部会でございます。こ</p>

	<p>の中で、令和4年度の会議の中で、やはりあゆみ園というものにつきまして、支援の充実を図っていったらどうだというような意見が出ました。そこで各町村、来年度にはなりますけれども、あゆみ園の充実について協議をしていくという方向になってございます。</p> <p>今現在もあゆみ園は、保育士以外にも理学療法士や作業療法士、そういう方に来ていただきまして、発達支援のサポートなどしております。今後につきましても、先ほど申されたような言語聴覚士などのサポートをお願いして充実を図っていくというような形で、あゆみ園につきまして、やはりそういう発達支援の南佐久での中核というような位置づけで、今後、各町村、保育園や保健師等々の連携を取りながら、支援に当たっていききたいというふうには考えております。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>あゆみ園、本当に私も友達、卒園した子などいらっしゃいますけれども、本当にあゆみ園、素晴らしいところだということでお話も聞いています。その充実を図るということを伺って、それは本当にいいことだ、よかったですと思います。ただ、やはり町としても、さらに踏み込んで支援をしていただきたいとやはり思うわけです。保健師さん、前回も取り上げましたけれども、やはり保健師不足、大変な問題です。結局、取り合いになってしまうわけですが、町村レベルだと。そして保健師さん、人と人の距離が本当に近いと、保健師はとても頼られるだろうし、責任が重いと思います。大変なお仕事だと本当に思います。でも一方でとてもやりがいのあるものだとも思います。その魅力をどう伝えるのか、どうやって小海町に来ていただくのかと、本当に先ほど言いましたけれども、町の姿勢が問われていると思います。あらゆる策を講じて、保健師さんを増やしていただきたいと思います。</p> <p>前回、私、お答えを聞いて固まってしまったんですが、奨学金返済支援の補助金制度なんですけれども、公務員が除外ということで、これは何かそういった規定があるのか、それを外すことはできないのか、先ほど保育士さんも花形のもう職業ではないと、なかなか来てもらえないようなお話もありましたけれども、保育士さん、保健師さん、本当に国家資格で大事なお仕事です。ほかの仕事が大事じゃないとかそういうわけではもちろんありませんけれども、この公務員除外の規定というのは外せないものなんでしょうか。</p>
<p>教育次長</p>	<p>お世話さまです。</p> <p>最初の制度の設立から、公務員は除外という形で記述しております。今</p>

	<p>のところそれを外すという考えはございません。</p>
5番議員	<p>ぜひ、そのあたりも町として検討していただきたいと思います。次に移ります。</p> <p>保育料完全無料化をと書きましたが、無償化のほうが正しいのかと思いますので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。この問題、何度もこの場でも取り上げられています。直近では、令和3年第1回定例会で篠原伸男議員が随分町長に迫られました。今年度は、保育料450万円、負担者、未満児さん41名で予算が計上されました。令和4年度は24名で480万円だったということで、この所得階層別の資料もいただきましたけれども、今年度園児数は、未満児さん増えているけれども、450万円に減額になっているというは、やはり2人目、3人目のお子さんが多いという理解でよろしいでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>資料綴りの1ページの関係でございますけれども、保育利用料ということで、階層区別に、また標準時間ですとか、短時間ということでお示ししてございます。議員さん、おっしゃられましたように、保育料につきましては、令和元年度の10月から無償化ということになっております。そして、1人目の金額が基本ベースではございますけれども、やはり2人目については半額、3人以上になると無料というふうになっております。詳細の人数の手持ち資料、本日お持ちしておりませんが、確かにおっしゃられるように、2人目、3人以上というご世帯が多いというふうに認識しております。</p> <p>以上でございます。</p>
5番議員	<p>2人目が半額、3人目以降は無料にという大きな支援されているわけですが、こう見ると1人目、まあこれだけの負担があるというわけで、町長、篠原伸男議員に対して、大変素晴らしいご提案、計画ではないかと思っておりますけれども、今のところの考えでは、ちょっともう一歩考えてやりたいと思っておりますとのご答弁でした。その後、出産祝い金、町長、2人目70万円とスピーディー上げられました。今度、村上団地にまた若い世帯たくさん来ていただくわけですし、完全無償化、先ほどのご答弁、一歩考える段階は過ぎているように思うんですけれども、改めていかがでしょうか。</p>
町長	<p>前回もご答弁申し上げたと思いますが、未満児さんにつきましては、保育士さん全員と個人面談をし、そして、その件についてお伺いして、全</p>

	<p>員の保育士さんから、ある程度、2歳以上ぐらまでは、お母さんの愛情の下で育てていただくのが、一番適していると、その後、後遺症という言い方は失礼なんです、いろんな現象が現れ、実際に出ているというふうに伺っております。私は、保育士を信用し、そして、行政を進めていかなければいけないという立場でございます。そういったものまで鑑みまして、完全無料化というのは、そういった意見に反するものだという一面もでございます。そこを鑑みまして、今の状態で進めさせていただいているということでございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>私も先生方とお話ししていて、そういうお声を聞いています。無料にすると未満児さんが増えて、正直なところ困るんだとか、預けなくてもいい親御さんまで預けるようになるということまで聞きました。しかし、現状無料にせずとも未満児さんは増えていますね。それに、社会情勢も本当に変わっています。働かざるを得ない親御さんもいる。でも、働く、働かないも、親が決めることであります。</p> <p>町長もご答弁の中で、未満児さんをお母さんが大切にしていきたいのがまず第一でありましてというふうに述べられています。これですと、また、働くお母さん、赤ちゃんを預けて働くお母さんがまるで我が子を大切にしていないかのようにも取られてしまうかと思うんですね。それですし、お母さんだけが大事にするのかという、ちょっとそういう印象も持ってしまいました。</p> <p>先ほど、保育士の皆さんから、2歳以下ぐらには一番お母さんと一緒にという話ありましたけれども、3歳児神話という言葉があります。3歳までは母親が子育てに専念すべきだという考え方のことですが、実はこの3歳児神話とは、3歳頃までに子供のこれからの能力、発達が決まるから心して育てよという、三つ子の魂百までの意味と等しいと、つまり、子供が3歳になるまでの期間は、成長の意味合いとしてとても大切だけれども、必ずしも母親がずっとそばにいないてはならないという意味ではないということです。一緒にいる時間の長さよりは質なのだ。また、アメリカの心理学者ジュディス・ハリス・リッチは、「子育ての大誤解」という本の中で、親が愛情をかけて育てればよい子に育ち、育ち方を間違えると道を踏み外すという子育て神話は間違っていて、子供の生活と将来は家庭以外の環境の影響が多いともいっています。</p> <p>どなたでも、いろんな考えあると思うんですけども、理解もしますけれども、どなたでも預けたいと思う親御さんがやはり預けられるように</p>

	<p>する。その体制をつくる。これこそが本当の子育て支援ではないかと思うんです。私も調査不足なんです、県内では、まだ未満児まで完全無償化しているところはないようです。先ほど、保育士さんたちの考えというところでもお聞きしましたが、県内でナンバーワンということで、町長、改めてもう一度お願いします。やりませんか。</p>
町長	<p>今、渡邊議員から、様々な学識経験者、それから、論文等々がありましたとおり、これといった決定的な結論はないわけで、それぞれの皆さんが自信を持っておっしゃっておると私は思います。そういった中、私もこの町ではこうすべきだということをリーダーとして一番考えていかなければいけないという立場にありまして、考えた末の結論でございますので、ぜひご理解を願いたいと思います。</p>
5番議員	<p>町長の考えは理解はいたしました。 次にいきたいと思います。 公園の整備についてお伺いします。長期振興計画ですと、誰でも集える公園、令和5年度調査研究、項目だけついています。松原のアスレチック広場、297万円でしたが、調査をされた、どうなったかなど、12月議会での議論もありました。何年か前にアンケートを取って、佐久穂町のげんでる公園のような公園を、町中に公園が欲しい、そういう声が多かったと、ちびっこ広場前の駐車場、補助金の関係でしばらくはタッチできないということでしたけれども、いつから触れるようになるのか、予定があるのか、そのあたり、公園の展望をお示しいただきたいと思います。お願いします。</p>
総務課長	<p>お疲れさまです。 公園の整備につきましては、議員さん申されましたとおり、長期振興計画108番におきまして、誰もが集える、誰でも集える公園整備と、それと187番におきましては松原湖高原の公園整備、この2つの計画をお示しさせていただきます。 ちびっこ広場の関係については、108番のほうでありまして、先ほど申されるように、以前に拡幅する、整備を行う案がありました。そういう中でありまして、補助金を利用して、駐車場というか前の建物を整備をした、そんな関係があり、5年度まで制約があり、手がつけれないという状況の中でございます。今後、6年度以降、拡幅とか充実、そういうものに向けて調査研究を進めてまいりたいということを考えております。 そして、松原湖高原の公園であります、これは長期振興計画記載のと</p>

	<p>おり5年度で検討をしまして、6年度でアスレチックの遊具の撤去とか、そういうものを進めてまいりたいということでございます。そして、令和3年度に行いました松原湖高原の調査につきましては、その調査を無駄にすることなく、長期振興計画の中で示してあります松原湖高原の公園整備に役立てていきたいということを現在は考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>5番議員</p>	<p>分かりました。</p> <p>5年度予算、村上団地公園整備1,000万円がついています。去年、委員会の中でも、1区画だけなんですかと伺ったことはありました。様々な方と協議して考えていきますというお答えでしたけれども、協議しての1区画という結果だったのか、特に本間地区子育て中の皆さんともよくお話をされたのか、町長、団地から子供の声があふれるようなということもおっしゃっていましたが、1区画と言わず、広げようというお考えはなかったのか、もう決まってしまったことですが、もう少し大きくしてほしいなと大変残念です。保育園の施設整備と併せて、ぜひとも公園のほうもスピード感を持って進めていただきたいと思えます。</p> <p>次に、不育症治療にも補助をということでお願いします。町では、不妊治療に関して、1回目10分の10、45万円、2回目以降、4分の3、30万円と補助をされています。令和3年度からも変わらず75万円の予算。</p> <p>不育症、皆さん、ご存知でしょうか。資料の2ページお願いします。こちら、佐久市のコウノトリ支援事業の資料になります。その中の2ページの一番下、不育症とはというところなんですけれども、2回以上の流産、死産、あるいは新生児死亡などを繰り返し、結果的に子供を持っていない場合と定義され、不育症の検査方針や治療方針が整理されてきました。不育症の原因は人それぞれですが、検査を行い、適正な治療を行うことで出産に至ることができるようになりました。ということで、私も実は、昨年友人から聞くまで知りませんでした。赤ちゃんができて繰り返し流れてしまう、不妊も、できないのも本当につらいですけれども、できて流れてしまう、私も一度経験ありますが、どれほどおつらいかと思えます。</p> <p>お聞きしたところだと、相当検査ですとか、血液検査、染色体検査、費用がかかる。保険適用のものもあるわけですが、私、ちょっと手元に今日、資料何としたことか忘れてしまったので、具体的な数字を申し上げ</p>

	<p>げられないんですけれども、37週まで自分で注射するものだとか、合計で8万円もかかったり、それから、ほかにもお薬飲み続けるのに5万円、トータルでかるだろうだとか、本当に大変な費用がかかります。お仕事もお休みしなくてはならない。身体的にも精神的にもいろいろなことを乗り越えていかななくてはならいと、不妊治療と不育も何ら苦痛は変わらない。</p> <p>町長、公約で不妊治療助成事業への支援増額、不妊治療に要する医療費の一部を助成する事業へのさらなる支援増額ということもうたっていると思います。不妊治療の増額ももちろんですけれども、ぜひ、この不育症治療にも支援をしていただきたい。できない理由って何もないと思うんですけれども、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>お恥ずかしいお話でございますが、私もこの不育症の治療というものを、渡邊議員からいただきまして初めて知りました。そして、1人お子さんができても、二度目、三度目とうまくいかなかったという事例等々を含めまして、これを不育症というものであり、それに対して国あるいは県、そして町も考えていかなきゃいけないということを知ったわけですが、これは担当課長と協議をした結果がございますので、課長のほうからお答えさせていただきます。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>渡邊議員ご説明いただいたような形の例、不育症ということでございますが、厚生労働省の関係でございますと、妊娠してから、流産、死産、早期新生児の死亡など、2回以上繰り返した場合には不育症の定義というようなことでございます。2回以上の流産や死産があると不育症の検査や治療を進めていくというふうなうたっております。確かに妊娠経験のある女性の4.2%が不育症に悩んでいるというような現状でありまして、また、適切な治療を受けると、大体70%から85%が無事出産できるというような形だということで報告があるということでございます。確かに先ほど申されたように、検査や治療につきましては、保険診療上として、疾病検査を受けた場合を除いては自費ということでございますので、通常の妊娠よりは、費用の負担がかかるというような形でございます。現在、国においても保険適用を見据えた先進医療ということで実施されているものがありまして、県を通じて助成ということで、補助金等出ているという状況でございます。確かに、今回調査しましても県内や佐久管内も複数の町村においては、不育症の治療について一部助成と</p>

	<p> いうような形が出てございますので、中身を見ますと要件や助成回数、助成金などについては、市町村様々でございますけれども、南佐久郡内でも佐久穂町や南牧村のほうで実施をしているというような形でございます。 </p> <p> これにつきましても、当町においても不育症に関することにつきまして、相談については、やはり保健師等で常時行ってはございますが、不育症の治療ということについては、子供を持つことが困難な夫婦の経済的負担や、やはり先ほどから申されているような子育て支援ということ、または少子化対策ということを進める中では共通の政策だなということには感じておりますので、町としましても、今後、国の保険適用の動向や県、他町村との現状を把握した中で、助成について調査研究、あと勉強をさせていただきまして、進めてまいりたいというふうに思っております。 </p> <p> 以上です。 </p>
<p>5 番議員</p>	<p> ぜひ、本当に前向きに早く検討していただきたいと思います。既存の今の町条例もそうですし、私、出したんですが、佐久市のほうもそうですけれども、保険診療適用外の治療費となっていると、適用のものも増えているわけですけれども、適用でもやはり高額のものが多いということで、自己負担がかなりかかる。ぜひ、こちらにも踏み込んで、全般的に支援を早くしていただきたいと思います。前向きに検討ということを期待して、次のほうに移りたいと思います。 </p> <p> 失礼しました。その前に、すみません。改めて町長、もう一度、施政方針で村上団地の造成について、求めやすい販売価格の設定により社会問題となっております少子高齢化の歯止めとなりますよう販売に注力するところでございますと、また最後にも、定住促進、少子化対策等に向けて、1区画でも多くの販売を目指してまいりますと強調されておりますね。その心意気、大変結構だと思います。しかし、宅地分譲だけで、本当に若い皆さんがたくさん来てくれるかと、子育て支援進めているという中ですがけれども、さらに支援策、足りているとはまだまだ、まだまだいけると思うんです。ぜひ、今日ご提案させていただいたこと、子育てにもさらに積極行政を推進していただきたいと思います。 </p> <p> 失礼しました。では、次に移ります。 </p> <p> パートナーシップ制度導入をということで、それだけで通告をさせていただきました。明日3月8日、国際女性デーです。国際婦人年の1975年3月 </p>

	<p>8日に国連で提唱されて、77年に議決をされました。世界各地で、日本でも様々記念行事が行われます。世界経済フォーラムが男女格差の大きさを国別に計って比較するジェンダーギャップ指数2022によると、日本は調査対象となった世界146か国のうち116位、156か国のうち120位だった前年から僅かに順位を上げましたが、G7では引き続き最下位となっています。特に政治参加分野の格差は引き続き大きく139位、また経済分野については、前回より順位を下げて121位となっています。</p> <p>男女平等の観点の話からでしたけれども、今回は男性、女性にとられない、もっと多様な性についてのことです。パートナーシップ制度については、昨年第2回定例会で、的埜議員も質問をされました。そして、現在ご承知のように、元首相秘書官のLGBTQプラス、性的マイノリティーの方への差別発言が波紋を広げて、国会でも法整備をと論戦がされています。町長、率直にお尋ねしたいんですが、こういった報道だとか、性的マイノリティーの方々、同性婚について、町長のご見解を伺いたいと思うんですけれども、お願いします。</p>
町長	<p>町内にも、そういった悩みをお持ちの方がおいでで、私も個人的に相談を受けた経緯がございます。そして、ホルモン注射ですかね、を何度かしなきゃいけないとか、生々しいお話もお伺いした中なんですけれども、基本的にもう自分の体に持っているんだという表現でございました。したがって、これはそういった生き方を自分で選んだからには、貫いていただきたいというふうに思います。</p> <p>同性婚がどういうことだと言われますと、私もぴんと来ないわけなんです。今、先進国あるいは先んじた国、あるいは文化の中では、十分認められている社会の現象、現象と言ってはちょっとまずいですかね。社会の生きざまでございます。そういったものを完全に無視するということは、私は一切しません。むしろ、そういったご相談あった場合には、しっかり真摯に向き合ってお相談を受け、そして、生活もそういったことでかなり困窮の状態であるように伺っておりますので、そういった部分で何かできることを模索していくのも、これは行政ではないかというふうに思います。問題と言っては失礼なんです、そういったことが起こってくる。要するに医療の発達とか、様々な要因があろうかと思えますけれども、それを的確に捉えて判断していくというのは、行政の常ではないかというふうに考えておりますので、相談に来られる方も私を頼ってきているわけですから、そういったものに対しての対応はしっかり</p>

	<p>していきたいというふうに思っております。</p>
5番議員	<p>町長のところにも個人的にご相談があったということで、そういう方のお話を生々しく聞いておられるということでした。個人的に相談あれば真摯に向き合う、それはもちろん当然だと思うんですけども、本当に世界的に見て日本はどうかというところ、ぜひ、もっと目を向けていただきたいと、施政方針でも、ゼロカーボン政策について世界的問題とおっしゃっておられます。</p> <p>この問題も同じです。G7が5月に広島で開かれますが、G7全ての国で、このLGBTQプラスの方への差別禁止法や同姓カップルの法的保障をされているか、町長、これはご存知でしょうか。</p>
町長	<p>報道等で示されていることは存じております。</p>
5番議員	<p>すみません。それを具体的に、報道等でどう示されているか。</p>
町長	<p>具体的に私がどう示すということは、ちょっと不可能であるかと思えます。各国の外務大臣以上の皆さんがお話することではありますが、こういう小さな町でもそういったことがあるということは、私は認識していきたいと思えます。</p>
5番議員	<p>すみません。ちょっと質問の仕方がおかしかったかもしれません。G7の中で、このLGBTQプラスの方への差別禁止法や同姓カップルの法的保障がされていないのは、日本だけです。OECDのレベルで見ても、性的マイノリティーをめぐる法整備、日本は35か国中34位、ワースト2位です。非常に遅れていると。例えG7までに、今、政府がやろうとしているLGBT理解増進法を成立させたとしても、性的マイノリティーの権利を保障したとは到底言えず、ほかの6か国と同じレベルには遠く及びません。資料の7ページにもお出ししましたけれども、こちら信濃毎日新聞の記事です。日本の中でも、もう男性、女性問わず、ちょっと見にくくて申し訳ありませんが、全ての年齢層で同性婚いいじゃないかと、これ世論はもう熟しているわけですよ。当事者の方々が求めているのは、理解増進などではなく、法的保障だということです。</p> <p>さて、前置きが長くなってしまいましたが、それで地方で何ができるのかと、パートナーシップ制度を導入して、国を突き動かしていくことができるのではないかと思います。全国では、1月10日時点で255自治体が導入、東京都も導入がありましたので、人口カバー率が65.2%までに伸びました。12月時点で4,186組に交付をされていると、長野県内では松本市、駒ヶ根市に続き、昨年12月に長野市も導入をされました。さらに、</p>

	<p>ご存知のように、長野県でも骨子案が出されて、今、パブリックコメントを集めているところです。その骨子案もちょっと資料を出させていただきました。4ページから6ページになります。</p> <p>前回、的埜議員の質問への総務課長のご答弁は、問合せ、そういったものは特にございませんと、周りの動向、そういうものを踏まえて、パートナーシップ制度の制度化、そういうものに限らず、人権に配慮した、町民の皆様が幸福に感じる、そのような政策を進めていくべきだということでした。周りの動向という周りはどこを指すのかと思うんですけども、全国的にはどんどんと増えている。今現在、こういったものを求められていないとか、求める人が少ないだとか、周辺の動向だとか、先ほどの保育所に関してもそうですけれども、そういったこと全く関係ないはずです。制度をつくるのは、町が応援していますよというメッセージではないでしょうか。</p> <p>村上団地造成37区画、宅地分譲に大きな労力、お金をかけ、若い世代に来てもらおうと、そして、憩うまちの提携企業も24社にも及んでいると、関係人口もどんどん増やしていく。長野県でも移住者だとか、実際問題、人口の奪い合いになってしまうわけですけれども、そういった中で、こういった施策を率先して導入して、より魅力のあるまち、町長の卓越した外交活動でも、こういったものを導入すれば町PRになるんじゃないでしょうか、ぜひ、人権を守る、そういった観点からでも、既存の条例からより具体的な制度として、このパートナーシップ宣誓制度導入を求めます。町長、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>渡邊議員、G7の関係、それから、世界的な位置お示してくださいました。それは、やはり先進国と言われている国の中で取り残されているというか、遅れているということは、事実を否認しません。やはり、そうしたことを率直に素直にお受けしまして、そして、私が本日申し上げたいのは、私どもがもう少し深入りした研究、あるいは勉強をしなければ、ちょっと軽率な返事ができないというふうに、私は感じております。十分に調査といいますか、率直なご相談もある立場でございますので、そういったものを十分に検討させていただき、そしてよりよい方向を探っていきたいと思っております。また、ご助言あればいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
5番議員	<p>勉強、研究ということですけども、ぜひ、これもスピーディーにやっていたきたいと、それから、前回は千葉の例、的埜議員、紹介されま</p>

	<p>したけれども、今月1日から始まった富山県のパートナーシップ宣誓制度も同性間にとらわれない、異性間の事実婚カップルも対象としています。長野県の骨子見ますと、今のところ利用対象者は、少なくとも一方が性的マイノリティーである二者を対象者とするというところで、この辺が足りていないと思うんですよね。当事者の方が実際制度を利用するのも、小さな町では勇気が要ることだと思いますけれども、まずは本当に早く制度を導入して、皆さん、サポートしますよというメッセージを出していただきたい、そして、ぜひ多くの当事者の声、さらにいろんな町民の方でなくとも、いろんな声を見聞きしていただいて、研究していただいて、本当によりよい制度を導入をと再度お願いを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。 これより11時10分まで休憩とします。 (ときに10時56分)</p>
<p><u>第6番 的埜 美香子 議員</u></p>	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (ときに11時10分) 次に、第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>第6番、的埜美香子です。今回、1、2、3と3項目を大きな項目とし、通告しましたが、1項目に新年度予算についてというふうに書きましたが、いずれも新年度予算、事業に関わることで、そのことはご承知おきください。 早速、1項目の質問に入らせていただきます。令和5年度新年度予算、予算書が届きまして、まず初めに、パラパラと今年度の予算の大きな事業は何かなということで予算書を見ていきます。そして、今回の特徴はという、そういう見方を初めにするわけです。たまたまというか、12月議会の一般質問で、来年度の重点事業はということで私、お聞きしたところ、町長は5項目を挙げられました。1つ目、グループホームの整備、2つ目、バイオマスボイラーの設置、3つ目、緑地公園整備、4つ目、町営バスのデマンド化、5つ目、コロナ物価上昇対策と、この5つを挙げられました。ですので、それらが予算書に載っているだろうと予算書を見ましたところ、村上団地公園整備と従前のワクチン接種費用と経営継続支援</p>

	<p>金とプレミアム商品券がそれに当たるのか、それぐらいしか見当たらず、どうしたのか、あれ、というふうに思いました。</p> <p>それで、町長の年頭の挨拶の中でも、たしか、同じことが書いてあったと思い、公民館報を見直したところ、公園緑地化はありませんでしたが、ほかは同じように書かれておりました。しかし、招集日の施政方針の中では、駅前整備の中にグループホームの文字があるだけで、そして、プレミアム商品と肥料等高騰の事業の継続と、事業者経営継続資金のことしか触れられませんでした。たったの2か月間に、こんなにも大きく方針が転換されるものなのか、どうしちゃったんだろうというふうに思ったわけです。</p> <p>今、挙げましたグループホームの整備、バイオマスボイラーの設置、町営バスデマンド化について、どうお考えかお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>ご丁寧に5つの説明をしていただきました。1つ目が、障害者が安心してこの地域で生涯暮らせるグループホームの整備、2つ目が、八峰の湯へのバイオマスボイラーの設置、3つ目が村上団地の緑地公園化、公園をつくるということ、4つ目が道路整備やデマンド交通などインフラの整備、5つ目がコロナ対策の物価上昇対策ということで、5項目を挙げさせてもらったことについて、ただいま的埜議員からのご質問でございます。</p> <p>一つ一つにおきまして、お答えさせていただきます。1つ目のグループホームの整備につきましては、小海町障害者施設検討委員会で協議検討しており、設置場所の候補地が決まりました。今後、建築へ向けて、小海駅北側を生活福祉エリアとして位置づけて、専門家への委託及び県のご指導をいただき、まちづくり交付金を視野に入れて、10年以上先を見据えたランドデザインの作成をまずしていきたいと考えており、予算的には具体的な工程が決まり次第、議会、審議会等のご意見をいただいた上で、補正対応を考えております。</p> <p>2つ目のバイオマスボイラーにつきましては、カーボンニュートラルの観点から導入を進めておりますが、これも長期的視野に立ち、木質植物由来の燃料の、安価で安定した供給を確保した上で、慎重に進めてまいります。</p> <p>3つ目の村上団地への緑地公園整備ですが、これは当初予算に1,000万円を計上しました。地元区と相談協議を進めて、実施してまいります。</p> <p>4つ目のインフラ整備につきましては、これは文字通り経済の発展、安全・安心な生活の向上のための基盤整備ですので、常に取り組んでいき</p>

	<p>ますが、必要度の高い事業を見極め、集中して取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>5つ目のコロナ物価対策でございますが、これは国・県単位での取組に町として合わせ、効果的に取り組んでいくことが必要で、当初予算ではP-マネーの発行、経営継続支援事業等を計上いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
6番議員	<p>ただいま説明の中で、グループホームの整備は、施設検討委員会のほうで場所が決まり、生活福祉エリアとしてまちづくり支援金のほうで補正で上げていくということを説明されました。質疑のほうで、このことに関しては少し質問させていただき、内容が、まだ検討の段階だというふうに私は捉えました。</p> <p>そして、町営バスのデマンド化も、昨日ちょっと資料配られましたけれども、私はあの内容を見て、まだまだちょっと検討の余地があるのではないかというふうに捉えました。</p> <p>バイオマスボイラーの設置に関しても、カーボンニュートラルの観点でということ、また後の質問でもありますけれども、これをまた慎重に進めていくということ、これもどうなんでしょう、内容のほう、まだまだということなんですか。</p> <p>ちょっと、もう一度、その3点について補正で上げられる段階なのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>グループホームの問題につきましては、地主さんですね、土地をお持ちの皆様と協議ができたということを検討委員会に発表させていただいたという段階でございます。そして、検討委員会の皆様と視察等々をしてきた中で、係から聞いた範囲によりますと、大変いい視察をしてきたということですので、そういったことも取り入れて、あるいは考慮して進めるべきだということで、ある程度の絵ができたり、いろいろとしているわけなんですけれども、それをやはり有利な補助金を使って進めていくという段階での壁があったりということは否めません。したがって、どれが一番、町にとって有利なのか、あるいは、お使いになる皆さんがどれが一番いいのかということは、再度検討の余地があると思いますので、少々のお時間はいただきたいと思います。</p> <p>それから、ボイラーでしたっけ、これにつきましては、また後の質問等々ありましたら、係のほうからご説明申し上げますが、燃料自体の購入と仕入れといたしますか、無料をちょっと考えていたわけなんですけれど</p>

	<p>も、廃棄物の関係から、やはりだんだん、当初、そういう指導をしていたら、ただ、そういう形で進んだわけなんですけれども、一歩進めばもう一つ、もう一歩進めばもう一つというような県を中心としたご指導がございまして、それを的確に一つ一つクリアしていかなければならないというのが実情でございまして、先日、阿部長野県知事がおいでになったときにも、私はぜひ、ハードルの高いのは、実にこれは結構なことだと、いいことだと思いますと。しかし、それを事業を現実のものにするのに、もう少し素早い的確なご指示をいただきたいというリクエストをしました。これは、職員も本当に喉まで出ていることなんですけれども、私でなければ言えませんので、言わせてもらいますけれども、実情は本当に頑張っているんですよ。しかし、そういった制約があり、だんだん出てくるというのが、これが非常に歯がゆいところでありまして、けれども、着々と進めているところがございます。</p> <p>そして、デマンドでしたっけ、もう一個、これも今、試験段階で進めているところございまして、そして、実際に動いていただく方がどういう範囲でできるのかというような段階でございまして、今、試験でございまして、そういった中で、必ずやいい方向が見えるだろうと思っておりますので、また、ご意見、それから周りの意見等々、十分に拝聴した中でやっていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いを申し上げます。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>グループホームの関係は、有利な補助金ということで、まちづくりの支援金のほうがいいのではないかと進んでいくという話も議案質疑の中でもありました。私はやはり、福祉的な観点をしっかりと忘れないでというか、福祉的な観点をしっかりと進めていただきたいなと、そのことは強く要望したいと思います。</p> <p>また、明日の全員協議会や、また、委員会質疑などもありますので、またバイオマスボイラーやデマンド化のことを、そのときにも質問させていただきます。</p> <p>それと、先ほど、渡邊議員の質問の中にもありましたが、村上団地内の公園整備ですが、これ、内容のほうよく分からないのですが、これが緑地化なんですか。公園の整備の内容のほう、お聞きしたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>村上団地の公園につきましては、緑地化という表現であります、遊具の設置、そして公園というか、芝だと手入れが大変だとかいろいろ今、協議をしている段階ですが、そういう広場の整備ということでござい</p>

	<p>す。以上です。</p>
6番議員	<p>広場の整備を緑地化と、そういうようなイメージでよろしいでしょうか。</p> <p>5つ目のコロナ物価上昇対策事業ということで、先ほど町長の答弁の中でも、また町としても効果をとということで事業に当たると、そういうふうにおっしゃられました。12月の重点施策の5つ目、今言ったコロナと物価上昇対策事業、これ、町長、何といってもコロナ物価上昇対策ですというふうに答えられました。</p> <p>私、今回の予算を見てびっくりした1つが、財政調整基金4,600万円を使って、電気料高騰対策事業が全て町の関係の電気料金アップのもので、町民の暮らしのための電気料高騰対策事業ではないという、ちょっと目を疑うような予算であります。今、どこへ行っても電気代の値上がりがすごくて、本当にびっくりする、大変だという、そういう話題ばかりです。</p> <p>ガソリン代もずっと高いままで、食料品もどんどん値上がりし、皆さん本当に節約、節約、切り詰めて、切り詰めて生活をしています。どうして町民に直接支援しないのか、国からの臨時交付金待ちなのでしょうか。町長のその辺のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>現況につきましては、私も報道あるいは実感しているところでございます。そういったものは、できる範囲がこれでございます。できれば、国の施策の中で、そうしたものを対応していただければというふうに考えているところでございますけれども、全ての業種、全ての皆さんに対して、こういった状況が発生しているわけでございます。日本、こんなに弱いのかなと実感するところなんですけれども、それを平等かつ公平に行っていくということは、なかなか、いろいろな歯止めがございます。</p> <p>困窮した世帯等々、いろいろな角度から見させていただいておりますので、できる範囲で、あるいは町の経費につきましては、これは本当に最低限のものでやっているつもりなんです、やはりそういったものからまずやっていかなければならないというのが数字で出させてもらったものでございますので、ぜひご理解をいただきたいと。</p> <p>それと、やはり、これは議会であり町政でありますから、町政であり議会でありますから、そういったご意見をまず私のほうが拝聴することが大切なことではないかと感じておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。</p>

6番議員	物価高騰、町長も実感しており、全ての皆さんが感じていると。だけれども、平等にということは難しいと、できる範囲でやっていくというお答えでした。今回、予算の中にプレミアム商品券も事業化されていると思うんですけれども、これがもしかしたら物価上昇高騰の対策の1つなのかなというふうにも取れたんですけれども、町長、その辺はどうなんでしょうか。
町長	それはもちろん、経済活動でございますので、そうして有効に使っていただきまして、物価に対してのことだと理解していただいて結構でございます。
6番議員	プレミアム商品券ですね、物価高騰対策だということで、これまでのプレミアム商品券が本当に町の経済を潤しているのかということが、なかなか、いまだに検証されていないのではないかと、私はそういうふうに資料等々見ましても、まだ検証がしっかりとできていないのではないかと、いうふうに思います。それとやはり、さっき平等という話もありましたけれども、やはりお金を持っている人しか買えない、そして本当に困っている人は、プレミアム商品券は買えない、そういう状況だと思えます。それならば、私は町民1人1万円配ったほうが、家計はうんと助かると思えます。そして、公平、公正、適正を基本として行政を進めていくというのが私はそういうことなんじゃないかと思えますが、もう一度、町長、お考えをお願いします。
町長	私は経済活動の根源を言っているわけでありまして、そこに平等性というものが生じてくるというふうに考える1人でございます。全町民の皆様、平らにお配りするということは、果たして、その生活、それから人格等々を鑑みましたときに、私の考えでは、やはりプレミアム商品券というもので経済活動を活発にすることが一番ではないかという考えでございます。
6番議員	私は、一つ一つの家計の経済、そういった家計の経済活動につながると思えますので、やはり、その辺は平等性を保って、町民一人一人に行き渡るような施策をやっていただきたいなと思えます。 そして、先ほど来からの重点施策ですね、12月の長期振興計画でのローリング事業として掲載されたものです。長期振興計画の中身は、各種審議会でも審議されてきたことが反映されてきているのではないのでしょうか。そのことも12月の質問で、町長は基本中の基本だとおっしゃいました。補正でとか、次年度にとか、そういう話も出ましたが、では、長振

	<p>のローリング事業の意味は何でしょう。お願いします。</p>
総務課長	<p>長期振興計画、ローリングとはというご質問でございます。</p> <p>長期振興計画は、地域づくりの最も上位に位置をする行政計画であると位置づけております。基本構想、基本計画、そして実施計画の3本の柱で構成をされております。長期展望に立った計画的な効率的な行政運営の指針を目指すものでございます。令和元年度に長期振興計画を第6次長期振興計画の策定をしました。そして、1年ごとに3年間の計画を見直し、長期振興計画審議会、この審議会に諮問をしまして、答申をいただいているという内容でございます。</p> <p>社会情勢、町を取り巻く状況、常に変化をしております。このような中で、少子高齢化、また、環境問題、福祉問題など、様々な問題を的確に捉え、そして住民の皆様のニーズに合った施策を進めることが重要であり、現実と計画のずれ、そういうものを埋める、それがローリングという言葉であります、見直しをしていくというものでございます。</p> <p>長期振興計画は、昭和45年に第1次の計画が策定をされております。53年間にわたりまして、そのとき、そのときに合った見直しが行われてきたものであり、町長が招集の挨拶でも申し上げさせていただきましたが、先輩の皆様方の知恵と努力により築かれてきたものだと考えております。以上でございます。</p>
6番議員	<p>ただいま総務課長が述べられたような進め方をしっかり、私はしていただきたいなと思います。私、度々、申し上げていますが、政策立案までの調査、さっき、なかなか町長、やろうとしたらうまくいかないこともある、事業のほうね、おっしゃいましたが、私は政策立案までの調査、そして政策立案から工程をしっかりと踏まずに事業化、予算化しているために、こういったことが起こるのかなと思うわけです。</p> <p>まずは課題の整理、そして調査研究、町民への周知、その一つ一つの過程を議会に諮っていく、そして政策決定です。以前は、私、そういったことがきちんと行われてきたと思います。町長、私、前にも申し上げましたが、町長が職員の皆さんに言い続けている機動力5か条を私、見直したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。3番の心配の先取りをするな、すぐ行動、5番のパーフェクトを狙うな、70点でよい、ともかく進めと、この考え方が間違いの元になっていないのでしょうか。町長、その辺お願いします。</p>
町長	<p>ご指摘の部分も多少はあろうかと思いますが、先ほど説明したよ</p>

	<p>うに、当初、考えた時点では、それで進められるという返事を県のほうからももらっているわけです。しかし、進めていったらこうだということがあったもんで、その説明をさせていただきました。多少のご理解をしていただきたいと思います。</p> <p>それから、前へ進めということは私の理念でございますので、現代を生き抜くには、もたもたしていたら置いていかれてしまいます。まずは、行動を起こし、そして、その中で皆さんのご意見を拝聴し、決めていくという形にしたいと思います。</p> <p>また、的埜議員のおっしゃることも十分私は世論として大切なことだというふうに思っておりますので、全部否定するわけではございません。しかし、私の理念として、それを申し上げさせていただいたということは、ご理解願いたいと思います。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>多少のご理解をということでしたが、もたもたしていたら遅れると、それはもちろん分かります。しかし、さっき言ったように、やはり一つ一つの段階、過程をやはりしっかりと踏んで進めていくことが、私はスピード事故を起こさないことかなと、それにつながると思います。先ほど、重点事業というふうに私、最初、申しあげましたけれども、重点事業として上げられたものがこのように予算書に載ってこないということは、やはり、多少という私はそういった理解はちょっとできません。</p> <p>次の2項目のゼロカーボンの取組についての質問に移ります。私、以前から気候危機の問題を取り上げてきました。温暖化防止対策ということで、森林資源の活用や、脱炭素環境保全型農業の振興、また、家庭への断熱や省エネ化を進め、再生可能エネルギーの普及をということもお願いしてきた経緯があります。長期振興計画の中で、12月にやっとカーボンニュートラル推進補助事業が掲載されました。新年度予算の中でも、ゼロカーボン推進事業と地球温暖化対策計画が予算化されました。しかし、中身が全然分からないのですが、このゼロカーボン推進事業、ゼロカーボン推進事業補助、そして地球温暖化対策計画、この3点について、まずその説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>まず、地球温暖化対策計画でございます。この計画につきましては、温室ガスの排出の抑制、そして吸収量に関する目標、そういう目標に対し、講ずべき措置を基本的な事項として目標を達成するために立てるものでございます。2016年にこの地球温暖化対策推進法という法律が改正をされております。そして、2030年、温室効果ガスを2013年度から46%削</p>

	<p>減するという内容でございます。そして、2016年以降、各自治体でこの計画に取り組みられていると、そういう中で、県からの指導などありまして、今回、予算に計上させていただいたという内容でございます。</p> <p>そのほかに、ゼロカーボンの補助事業であります。これにつきましては、住宅の屋根、そういうものに太陽光発電システムを設置をする、また住宅へその電力を蓄電する、そういう設備を施した場合に補助金を交付をするという内容でございます。具体的には、それぞれ30万円ずつ支給というか補助金を交付する、また、クリーンエネルギーの自動車、電気自動車をはじめとしまして、そのような自動車、また家庭用の自動車への充電設備、そういうものを購入された場合に、それぞれ30万円ずつ補助をする、また、太陽熱利用システム、これは住宅の熱循環型の仕組みであるそうですが、このような住宅を建設された場合に、同じ30万円を限度として交付をするということを制度化しまして、やはり町民全体でゼロカーボン、地球温暖化、そういうものに取り組む姿勢を示したいという補助事業でございます。以上でございます。</p>
6番議員	<p>ゼロカーボン推進事業と地球温暖化対策計画、これはどこに委託をするのか、委託料で載っていると思うんですけども、お願いします。</p>
総務課長	<p>すみません、地球温暖化事業計画、これにつきましては、エネルギー、二酸化炭素、CO₂そういうものを、数値化をして計画を立てるといような業務を、憩うまちこうみの協定企業でやられているところがございます。そのようなところに打診をしまして、まだ決定は当然してありませんが、業者を選定していきたいという内容でございます。</p> <p>そして、先ほど、ちょっと説明から漏れてもうしわけなかったのですが、ゼロカーボンの推進事業、その委託料のほうの推進事業です。これについては、県の元気づくり支援金、県が求めていますゼロカーボン、そういう事業に便乗して行う、そういうものに5分の4の補助金が交付をされるという内容でありまして、事業費は450万円、そして、360万円だったように記憶をしておりますけれども、県の交付金を利用するという内容です。これは、省エネ、地産地消、そしてワーケーションの推進、都市との交流、夏季のエネルギー対策、そういうもの、またJ-クレジット、自然環境を活用してのエネルギーの有効利用、そういうものを目的とした内容でございます。これも、業者はまだ決定してありませんが、業者委託をして事業を推進してまいるとい内容でございます。</p>
6番議員	<p>全部委託先に計画、任せるといことでしょうか。その辺お願いします。</p>

総務課長	全部というか、言葉悪いですけども、丸投げとか、そういうことではなく、ポイントポイントを委託をし、業務を行ってもらおうという内容になると思います。
6 番議員	では、町もそこに加わり、計画を立てていくと、そういうことでよろしいでしょうか。 それと、ゼロカーボン推進事業補助の関係ですけども、12月の長期振興計画の説明のときに、制度設計は今、進めているところだというふうにおっしゃいました。今も制度化という話がありましたけれども、補助事業ですが、補助基準というのは、もう出来上がっているのか、お願いします。
総務課長	要綱を制定をします。そして、特に資料の要求とかそういうことではないんですが、予算決算常任委員会でその要綱をお配りをしまして、具体的な説明を申し上げたいという予定でございます。以上です。
6 番議員	今、全国的にゼロカーボンシティの取組が、たくさん事例があります。10年以上前から取り組んでいるところが多いわけですが、進め方や課題など、大いに参考になると思います。先進地に先進的に取り組まれている自治体の多くは、住民に計画作成にも参加してもらいながら、住民視点で進めているということが特徴的です。 これから、長期振興計画の後期の作成にも入ってくる時期ですので、私、町民にはカーボンニュートラルのために個人でできること、そういったことも周知しながら、計画策定を町民と一緒に作り上げていくという、そういったことが必要なんじゃないかと思いますが、町長、今後の流れ、どういうふうにご考えておられるかお願いします。
町 長	的埜議員のおっしゃること、大変分かりますので、そういったものを参考にさせていただきまして進めていきたいと思っております。
6 番議員	町長自身がやはり環境に配慮したまちづくり、どのように取り組んでいかうかということをしっかり持っていただいて、進めていただきたいなと思います。施政方針では、企業版ふるさと寄附金により、電気自動車を導入し、環境問題へ取組を鮮明にしたと。5年度は住宅への太陽光発電設備等の促進や電気自動車購入など、補助金の制度を行い、環境に考慮したまちづくりに取り組んでまいりますと、そういうふうにおっしゃられているので、やはり、町長自身がしっかりと持っていただきたいなと思います。 先ほど、電気料金の値上がりの話をしました。町は地球温暖化対策の予

	<p>算を立てているときに、町の節電対策がないまま財政調整基金を充当して、値上がり分、丸々予算に計上するということも、とても私はこの地球温暖化とかそういうことに関して、ちょっと矛盾を感じるわけですが、その辺はどのように考えておられるかお願いします。</p>
総務課長	<p>電気料金が急上昇した、そしてその時点で節電対策、このようなことは当然、節約とかそういうことでは努力をすべきでありますし、また、現在も行っているということです。ただ、急にこうなったから、太陽光発電を役場の庁舎の屋根につけましょうとか、そういうことは現実的に無理でありますので、できることはやっていくという段階だと思います。以上です。</p>
6番議員	<p>できることはやっていくということで、まだまだ値上がりが続くと思いますので、節電対策のほうを進めていただきたいと思います。</p> <p>先月、私たち議会の視察研修で行ってきました高知県梶原町は、23年前に1人の女性職員の発案で新エネルギーがこれからの地球温暖化防止、石油の代替エネルギーとして十分活用できると、そういった発想の中から、カルスト高原に2基の町営風車を設置したことがきっかけで自然エネルギー施策が始まったそうです。それから、環境、教育、健康の3本柱のまちづくりの方針が示されてきたそうです。自然エネルギーの取組は、風、光、水、森を生かして、風力発電、木質バイオマス、水力発電など、町の産業、林業への経済効果をもたらし、観光面にも効果があり、東京からも視察がととても多いそうです。そして、町民にも理解を得ることに時間をかけたそうです。家庭の屋根にソーラーパネル設置補助をし、普及させたそうです。町中の家の屋根には、ソーラーパネルが取り付けられてました。そして中心街には電線がなく、庁舎をはじめ、図書館や社協の建物、そういった町の建物に、町内産の木材が使われ、景観も統一感があり、長い取組の成果が一目で分かるという感じでした。</p> <p>町の進む方向がはっきりしていて、長期的なスパンで進めています。町の資源の有効活用が経済の循環や防災、住民の暮らしの質の向上を図りつつ、脱炭素社会を実現したいということでした。こういうことが、やはりまちづくりなのではないでしょうか。ぜひ先進地に学んでいただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>なかなか、我が町が先進地となることはできないわけですがございますけれども、そういった事例は確実に我々の勉強にはなると思います。ぜひ参考にさせていただきます。</p>

6番議員	<p>ぜひ参考をお願いしたいと思います。</p> <p>もう一つ、公民館報に掲載された町長の年頭の挨拶の中で、ゼロカーボン関係では、森林環境への支援、バイオマス発電計画への支援というふうに書かれていますが、この支援とはどういう意味でしょうか。</p>
町長	<p>一番大きな相手としましては、中部森林組合と協議しているわけなんです。J-クレジットとか、それから、森林に対する温暖化に、ゼロカーボンに対する施策、様々ございます。そうしたものを町の中で取り上げていただいた場合に、そういったものの支援をしていきたいという考えでございます。よろしいでしょうか。</p>
6番議員	<p>バイオマス発電計画への支援は。</p>
町長	<p>バイオマス発電は、これから必要不可欠なものになってくると思いますが、そういった計画が出たときに、お話をよく聞き、そして町民の皆様がそういったものを利活用するということであれば、そういうものが出てくれば、積極的にやっていただきたいという意味を込めまして、支援をしていきたいということでございます。</p>
6番議員	<p>森林環境への支援は主に森林組合等にとということで、違う、ということで捉えたんですが、森林計画等々含めて、それは進めていっていただきたい。そして、バイオマス発電計画の支援ということで、計画ができたときという今、お答えでした。</p> <p>私は、電力やエネルギーはやはり地産地消が原則だと思っています。それが地域の産業にもつながり、環境問題の解決にもつながっていくと、そういうふうに思っています。バイオマス発電の関係、この後、黒澤議員のほうから質問もありますので、内容はそちらのほうでまたお聞きしたいと思いますが、あの計画が続いているのであれば、やはり地元住民への説明もない、また、場所のほうが先行的になっている、そして、よそからごみを持ち込まないという議会の決議、そういったものもされていますので、私はこの話は、拙速でまだまだ検討の段階であるということをお願いしたいと思います。</p> <p>前にも白馬村の長期振興計画も紹介しました。SDGsの達成という観点で、魅力あるまちづくりを進めるということが明確になっています。町長自身がSDGsの達成に向けて町の将来ビジョンを持つ、そして、町民が一丸となって進めていく、私、白馬村のように長期、これから後期の計画立てるわけですので、その策定の中で、SDGsの達成という観点で、魅力あるまちづくりを進めていってはいかがいかなと思うのです。</p>

	が、その辺はどうでしょうか。
町 長	<p>世界的な規模で進められていますSDGs、まず、持続可能であるということをおうたっております。その辺、白馬村の件も周知させていただきましたけれども、持続可能でなければこれはちょっといわゆる計画にそぐわないということでございます。</p> <p>そうしたものは大変難しい部分でございますけれども、ぜひこれは進めていかなければならないと。まずは自然の豊かな小海町の中でということになるかと思っておりますので、せっかくプラチナ構想ネットワークのほうからウェルビーイング賞という大変名誉ある賞をいただいておりますので、それにそぐった計画を、またこれから立案していきたいというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>持続可能なということで、世界的な規模で、先ほども2030年までという話もありました。やはり、長期的にしっかりと持続可能な開発目標、そういったものをしっかりと達成に向けて、町のビジョンつくっていただきたいなと思っております。</p> <p>最後の質問に移ります。アルルを無償譲渡するので、町のために活用してくださいとアルル組合から提案書が出され、3年4か月が経過します。その間、令和2年度は8回にわたり検討委員会でワークショップを通じ、検討を重ねました。その結果を答申という形で、町に提出をしました。町に欠けるものは何か、町の宝探しをして、駅前につなげる作業をワークショップという形でグループごとにつくり、福祉の充実、地域の行事や食、宝を生かす方法、人のつながり、そして町内外の交流、そういったつながりが小海駅に必要なんだということが導かれ、参加者みんなの共通認識になったと思っております。</p> <p>しかし、それをつくり上げるのは、行政主導ではなく住民が主体となって進めないとうまくいかない、だから、住民主体でできること、そして町主体でできること、共同でやれること、そして、短期でできそうなこと、長期にわたってできそうなこと、誰がやるのかとそこまでまとめ上げました。ファシリテーターのヤマウラさんがまとめたわけですが、そして、町長は、ずっとこの工程を見ていました。しかし、答申を具体性がないと、そして画期的なご意見が出てこないと言いつつ続けたにもかかわらず、無償譲渡を受ける方針を決められました。1年前、無償譲渡を受ける決断、その理由、決めては何だったのか。町長お願いします。</p>
町 長	まずは、駅前通りですかね、商店街の活性化、そして小海町が元気に動

	<p>くと、やっていくという核だと私は自分で信念を持っております。小海町駅前、あるいはアルルというものは、小海を中心であるという私の考えからそういうふうになったわけですけれども、現在におきまして、様々なご指導、ご指摘を受けた中で、寄附採納という形を取らせていただくことになりました。そして、検討委員会の皆様の中で、これだという決定的なご意見が私ははっきり言って感じられなかったというのが事実でございます。</p> <p>前回の委員会の中でも、ぜひ行政のほうから発案させていただきますのでご理解願いたいと言ってきたわけなんですけれども、的埜議員もそこにご出席だったもので、内容はよく理解していただけたと思うんですけれども、やはり、先ほど来、申し上げておりますように、1歩でも2歩でも前に進めるということが必要だと思いましたので、私はそういう決断をし、そして発表させていただいたということに至っております。</p>
6番議員	<p>町長、昨年3月の議会のときにも、検討委員会で具体案が出てこない、だから行政が乗り出さなければ決着がつかないと、1年前ですよ、行政が主となって開発していくと、こうおっしゃいました。</p> <p>なのになぜ、また1年かけて検討委員会を開く必要があったのか。そしてまた、5年度も検討委員会が予算に載っています。まだ続けるのか、ちょっとその辺もお願いします。</p>
町長	<p>これは、広くご意見を拝聴するというところでありますので、それは続けていくというつもりでございます。その中で、提案をさせていただいて、ご理解をいただきたいということでございます。</p>
6番議員	<p>先ほど、町長ご答弁の中で、2月に、先月ですね、行われた検討委員会の中でも、委員から、この委員会は何を求められているのか分からないと。そのときに、町長は先ほど言われた検討委員会で具体案が出なかったと、画期的なご意見が出てこない、私は非常に委員に対して失礼とも取れる発言ではないかと感じました。</p> <p>ご自身が方向性を示されない、そういった中で、こんなにもずっとズルズルと引きずって、事をあたかも委員が具体的に示さないのが悪いような、そういった考えはあんまりではないでしょうか。その辺、町長、どうでしょうか。</p>
町長	<p>人様々なお考えがあるということがよく分かりました。そういった中で、私は、そんな委員の皆様失礼なことを言っているというふうに取り立てては困ります。それでは、画期的なご意見があったのでしょうか。</p>

	<p>これをやろうという意見があったのでしょうか、という考えを私が個人的、個人的といいますか、持ったというのが発端でございまして、やはり1歩前に進めるには、そうしていかなければならないと。それから、各種部門での様々な会議を進めた中で、そして、議員の皆様のご指摘、ご指導をいただいた中で、これだけの時間がかかったということは、議員のお1人としてご理解していただきたいと思います。</p>
6 番議員	<p>町長の言う画期的というのは、どういうことなのか。私、ずっと言っていますけれども、1年かけた検討委員会の中で、本当に細かいことですが、いろいろな案が出たと思います。ずっと、町から何も示されないまま私は1年たつ中で、その中で、議会でも小海駅舎アルル再整備検討特別委員会を設置せざるを得なかったと。なぜなら、町の行政財産である小海駅舎アルルの活用について、具体案を明示しないまま、アルルの無償譲渡の受入れや、駅事務所の購入に町民の多くが疑問を抱いている、町の方針が不確定で、町民に伝えるべく報告ができない、そういった理由です。そして、特別委員会、今年に入り、7回開きました。</p> <p>その中で、町側から駅事務室アルルについては、各課長及び係長でプロジェクトチームを組織して、その活用計画を立てる猶予をいただきたいと、その旨の要望が出されました。その結果、特別委員会は町が交わした契約の責務を履行させるための施策を最優先して審議をしてきました。施設を町有化すれば、町費と投入しなければならないわけで、当然、町民からは公平性を求められ、町民の要望に応えられ、町民益につながる活用が示されなければならないのです。先ほど、昨年3月に町長が、行政が主となって開発をしていくと、そういった話をしました。それがプロジェクトチームなののでしょうか。</p> <p>私は、やはりまちづくりは町民と一緒に進めていくべきだと思っています。課題整理から交通の問題、買物の問題、高校存続の問題、問題解決の糸口が駅にあるのか、そうであるならば、それらを満たせる整備をしなければならないのではないのでしょうか。私は、検討委員会のワークショップがそうだったと思っています。あそこまでまとめ、あとはどうやって進めるか、町民の後ろ盾をやってやるか、そういうことが町に求められていると思いますが、町長、ネックになっているのは何だと思えますか。お願いします。</p>
町 長	<p>町民の皆様、あるいは議会の皆様とこうしてお話することは、決してネックではないかというふうに思います。ただし、一つ一つのを整理</p>

	<p>していくのには、時間がかかるということでございますので、ぜひご理解を願いたいと思います。</p>
6番議員	<p>一つ一つ整理していくのに時間がかかると、もう3年3か月ですので、本当にアルルの組合の人たちは大変なんじゃないかなと察します。</p> <p>視察の話の第2弾というか、第2弾ですが、やはり高知県の今度は海沿いのまち、須崎市で面白い取組を見てきました。ここは須崎の活性化を取り戻し、人口減少を何とか食い止めたい、商店街の活気を取り戻したいという市民の思いからスタートし、NPOを立ち上げ、行政へ働きかけ、行政の人口減少対策と合致させ、指定管理者制度を使い、商店街のリノベーションをうまく進めているまちです。市民の力を行政がうまく支える仕組みづくりを上手にやっているという、そういう印象でした。</p> <p>市民の役割、行政の役割、そして議会の役割は明確で、時間はかかってもしっかりと条件整備を整えて進めています。先ほど、町長も一つ一つ整備していくという話がありました。やはり、私はそういうスタンスがいいのではないかと思います。須崎市も小海と同じ人口減少、商店街の衰退と、同じ問題を抱えています。そこで、このNPOが中心となって、空き店舗の改修や田舎暮らしの体験プログラム、貸出しキッチン、様々な取組を行政が後押ししています。いろいろ参考になりましたが、その一つ、これはいいなと思ったのが、小海でも課題の空き店舗と住まいが一体となっている問題ですね。小海でいうと、住宅リフォームや店舗のリフォーム制度、こういったものなのかなと思いますが、店舗部分と住まい部分を切り離す制度を、そういった制度をつくったそうです。これは、県の補助金も受けているそうですが、商店街の皆さんは、どうしてアルルの中の店舗だけ優遇されるのと、そういった声もあるわけです。でも、店舗新築等助成事業の決算での数字を見ると、ほかの店舗にも補助事業をやってきています。令和3年度の決算の時点で、75件、さらにこういったリノベーションで公平性を担保するというやり方もあるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>リノベーションということなんですけれども、もちろん、まちづくり、個々のお店の考え方、それが今、補助制度を策定して店舗改装ですとか、住宅については住宅リフォームを受け付けております。これがその地域で考えるということになれば、そういった活用の仕方は方法の一つとしてあり得ることではなかろうかと思います。</p> <p>以上です。</p>

6番議員	<p>今、課長おっしゃられたように、地域でという話です。やはりアルルを残すという、そういう必要性を町民が納得できる、一番は私はそこだと思えます。アルルに人が来ないのは、日常に必要な食品が手に入らない、気軽に入れるカフェがない、観光客が買えるお土産屋、車で飲み食いできるものが売っていないと、そういったものが絶対に必要ということも検討委員会で多くの方が意見として挙げたことです。あとはやはり、町が条件整備を整える、そういった段階ではないでしょうか。</p> <p>職員である以上、これ町長、職員に対して、年頭で挨拶で、訓示で言っていることですが、職員である以上、町民の皆様の意見、要望をしっかり受け止め、それぞれが丁寧に親切、かつ心のこもった行政を行うこと、そして自らも楽しく仕事に挑んでいきたい、励んでいただきたい。今年は景気の低迷が予想されますが、そのような中、公務員のポジションは社会に守られ、安定されていると見られています。そのことに甘んじず、最大の努力をすることは責務であります。</p> <p>町民の皆様の声、気持ちを一瞬たりとも忘れることなく業務に努めることを望みますと、そういうふうに町長、おっしゃっています。そして、選挙のチラシの中にも、町長第2ステージへということで、2期目、数々の難局を乗り切るために、地域や暮らしの問題解決に寄り添った施策が求められていますと、そういうふうにかかれていています。町長に求められていると思います。私も一緒に汗をかきつもりでおります。期待しております。いろいろと厳しいことも言ってしまいましたが、以上で私の一般質問を終わりにします。</p>
議長	<p>以上で第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。</p> <p>これより、1時10分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに12時09分)</p>
<p><u>第1番 黒澤 敦史 議員</u></p>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時10分)</p> <p>次に第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。</p>
1番議員	<p>1番、黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。よろしくお願 いいたします。</p> <p>まず、質問の前に申し上げますが、私の質問は、その質問本体に至るま</p>

での前置きが長く、少々回りくどく感じられるかもしれませんが、しかし、私は議員の中で最年少であり、そうなれば、おのずと町の課題等、考えることも、先輩である町長や町幹部の皆様、先輩議員の皆様と異なる場合も出てまいります。そのようなことを踏まえた中で、私の質問の要旨を少しでも詳しく、細かくご理解いただくことにより、今まさに町を主導する皆さん世代のものとは異なる課題、またそれをきっかけに幅広い世代が考えている課題にも耳を傾けていただき、よりよいまちづくりの参考にしていただきたいと考えていることから、少々長い前置きとなっております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、1つ目の質問ですが、議会視察を念頭に、議員の政策、事業案、事業改善案の提案についてお伺いいたします。

私は、初めて議員となり1期目の2年を過ぎようとしておりますが、ようやく議員活動がどのようなものであるかが分かってきたと同時に、幾つか疑問に思うことがあります。ここでは、その疑問について、特に町の利益につながるであろうと考えるものを提案の形で質問させていただきたいと思っております。

先日、議会視察があり、移住促進の先進地、また自然エネルギー利用の先進地ということで、高知県を訪問いたしました。視察地はもちろん先進地であることから、今までも全国から多くの視察を受け入れているようで、現場でいただいた説明も大変参考になるものでした。自らの見識を深め、気づきを得るという意味においては、大変有意義だったと思っておりますが、このことに関連し、1つ課題を感じていることがあります。

それは、公費を使った視察で議員が得た気づきや深めた見識は、自らの内部にとどめるだけではなく、町政へ提案し、反映させなくてはならないのではないかという点、そして現在のところ、当町ではそのための仕組みが不十分なのではないかという点です。

当たり前のことですが、私は公費を使う議会視察の目的は、議員が先進地の取組を目の当たりにすることにより気づきを得て、また見識を深め、それを町の活性化に生かすことにあると思います。そして、町において実際に政策や事業を立案して実行する主体は、あくまでも町長以下役場職員の方々であり、私たち議員は、町の提案する事業について内容を審議することが、一般的に求められている仕事の主なところであろうと理解しております。ですから、私たち議員も、事業を審議するに足

	<p>る十分な知識を持ち、見識を高める必要がありますが、審議のためという、どうしても受け身の姿勢になってしまいがちかと思えます。もちろん、一般質問やその他の議会の場において、視察した内容や気づきを取り上げ、また議会以外の場でも町に対して、視察で得た気づき、そういった点を示し、それに関係する町の現状をヒアリングし、意見を述べることはあろうかと思えますが、それだけでは、公費による視察を行った議員のアウトプットとしては不十分ではないかと考えています。</p> <p>言うまでもないことですが、公費、すなわち町民の貴重な税金を使って行く視察ですから、私たち議員は、しっかりとその効果を出さねばなりませんし、それが果たせないことが明確であるならば、公費ではなく、頂いた報酬の中で行くべきだと考えます。</p> <p>では、求められる視察の効果とは何なのか、町民にとって議員が視察に行った効果だと理解していただけるものは何なのか。私は、あくまでも一つの答えとして、議員が視察で得た気づきによって、新たな政策や事業、事業改善案を考え、町に対し提案する場が必要であると思えます。議会のことは議会が決めるという原則ではありますが、この提案の場には町の参加が不可欠ですし、町にとっても議会にとっても有益であって、一体となって実施するものですから、単に議会のことにとどまるものではありません。視察ごとに議員それぞれが気づいたことを生かし、考え、町の現状に合わせた政策案や事業案、事業改善案を町へ提案することは、ある意味では町にとって外部の情報を得る、議員12人分、12個のアンテナがあることになります。視察費のほかに費用もかからず、こんなにすばらしいことはないかと思えます。</p> <p>そこで、質問として伺いたしますが、議会視察そのものへの考え方、評価等、この提案の場、私が今申し上げた提案の場の設置について、町長はいかががお考えでしょうか。</p>
町 長	<p>ただいま黒澤敦史議員から大変すばらしいご提案をいただき、そして議会の皆様の視察研修ということについて質問がございました。</p> <p>私は、議員の皆様の視察研修、これは必要なことだと感じております。見識を広げ、そして他のよい例を見てきて我が町に生かすということは、これは必須の問題ではないかというふうに思います。また、今回の視察研修をお聞きしましたところ、改めて議会からの感想、連絡、報告というのはちょっと違いますね、私に対してはないわけですがけれども、個々の皆さんにお伺いしたところ、長いバス旅であったということであ</p>

	<p>ります。そして、先進的な視察ができたという感想を伺っております。また、どうしても人間でございますから、そうした中でのコミュニケーションづくりというものには、こうして2日間過ごしたことによって、皆様の意思統一、あるいは新たな人間形成ができていないのではないかというふうに感じております。</p> <p>その結果を何かに役に立てるというご提案でしたが、それは行政側も望むところでございます。何らかのいい形態をつくり、そして意義のある研修視察が今後もできればというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>私をご提案申し上げたその場の設置というものが、必ずしも絶対的な正解というか、ものではないと私も思いますが、より効果的な議会視察ということになるように、我々議員も、そして町としても、ぜひご提案、むしろいただければありがたいかなというふうに思います。</p> <p>私は、先ほども申し上げたとおり、議会視察は何かしらの効果を上げなければならないと考えております。そして、そうであるならば、そうなれば、議会視察は今以上に価値があるものになるであろうと考えております。先進地の取組や施設を実際に目の当たりにし、担当者、特に市長、その取組への市長の思いを直接意見交換しながらお聞きできる機会は、そうあるものではありません。現地に行くからこそその刺激があり、刺激や気づきがあり、実際に議員が根拠を持った政策案、事業案、事業改善案を提案するに当たり必要不可欠なものであると思います。</p> <p>しかしながら、この議会視察の効果について、町民の皆さんが不信感を抱いていることも知っておりますし、現状のままでは町民の期待に応えられないとも思います。よって、視察の効果となる政策案、事業案、事業改善案を考えたとしても、町への提案にまでつながらない現状は、改善すべきではないかと考えていますし、町には、提案が実行するに値するものであればもちろんのこと、実行まで至らなくても、提案を通じて先進地の状況や新しい考え方を知ることは有益なことであるので、ぜひ前向きにその場の設置を議会と一緒に検討していただきたいというふうに思います。</p> <p>さらに言えば、私たち議員にとっても政策の提案力を高め、町から示された事業案を審議する力の向上につながるもので、町民の皆さんの町政や議会への信頼、期待を高めることができるものであります。</p>

	<p>私は、よりよいまちづくりのためには、議員と職員が健全な形で意見を交換し議論する場が必要であると思います。私たち議員は、町民から選挙で選ばれた立場であり、町長を除く職員の方とは、民意を代表するという意味で立場が異なるものです。だからこそ、議会の場では、場合によっては対立することもあるかと思いますが、双方とも町の将来や町の課題の解決については責任を共有していて、その立場に上下はありません。先ほど、事業案などの提案の場の設置の検討を求めましたが、町は議会のまちづくりに係る取組について関与しないというのではなく、今以上に積極的に関わっていただきたいというふうに思います。それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。</p> <p>2つ目の質問は、草刈久保のバイオマス発電施設の計画についてです。まず、本計画については、民間事業者の計画であって、町が事業主体でないことから、計画の内容を全て把握しているわけではないかと思いますが、町が把握している計画の内容、進捗状況、周辺環境へ与える影響の見込み等、町民への説明の実施状況について、簡単にお答えください。</p>
町民課長	<p>お疲れさまです。では、お答え申し上げます。</p> <p>草刈久保のバイオマス発電につきましては、令和4年1月に全員協議会のほうで、民間業者によります草刈久保でのごみ処理場でのバイオマス発電の施設建設計画ということでご説明を申し上げます。</p> <p>この事業であります、業者の説明によりますと、事業計画内容は、事業系の食品残渣や町の酪農で出る畜糞、町の家庭から出る生ごみを原料として発酵させ、メタンガスを発酵させた中で、そのガスを燃焼させて発電を行う計画であるということでございます。</p> <p>メタンガスを発生させて発電を行う施設につきましては、ドイツ製の発電施設を設置する予定だというようなことでございます。この施設につきましては、日本ではまだ設置というところはないそうでございます。しかし、この施設について、ドイツではかなり普及しているという施設だとのこと。</p> <p>普通、メタンガスを発生させる場合には、湿式といいまして、湿らせる、水分を含ませて発酵させる方式が一般的でございますが、この場合については、このときに出る使用後の汚水の処理が大変というようなことになってございます。臭気や、浄化して放流するなど後処理について、かなり処理がかかるというところでございますが、今回、草刈久保で行う施設につきましては、乾式といいまして、水分はほとんど使用しない方</p>

式で発酵させるものであるということでございます。ですので、污水处理等の後処理も少量で済むということで説明を受けてございます。

発電能力については、年間2万1,000トンの原料を使いまして、1年間で7,052メガワットの発電量を行うというようなことでございます。こちらを中部電力等に売電していくという計画だそうでございます。また、災害の時とかの緊急時ですが、蓄電池などを使いまして、町の方へ電力の供給ですとか、あとは携帯電話の充電の協力などもして下さるといようなことでございます。

現在の進捗状況でございますが、事業実施に当たりましては、出資の企業を募るといような状況と、また廃棄物の処理を行いますので、施設の建設をするに当たりましては、まず県の許可が必要であるということでもあります。その県の許可の後に、産業廃棄物の処理につきましても許可が必要でございまして、生ごみ等一般の廃棄物は町の許可、畜糞などの産業廃棄物については県の許可をもって処理を行うというふうになってございます。業者といたしましても、出資企業を募っている、また県の許可を得るための準備を現在行っているといような状況でございます。

県の許可の申請につきましては、事前に県との事前協議というものを実施しなければいけないということでございます。この中で、業者が出してきました事業計画等につきまして、法律に照らし合わせながら修正、変更などを協議し、行っていくということでもあります。ある程度の了承を県のほうで得られれば、町や地元、関係地区への説明を行うといような形になるようであります。ただ、この事前協議でありますけれども、1年から1年半ぐらいはかかるのではないかというふうに、県のほうから言われているといところでございます。

また、計画の周辺環境に与える影響ということでございますが、先ほど申し上げましたが、メタンの発酵をさせる際には、湿式ではなく乾式という形で行うことですので、臭気や汚水の排出量も少ないため、周辺への影響というのはほとんどないのではないかというふうに説明を受けております。

町といたしましても、こういう施設につきましては、臭気とか汚水の処理、放流が一番の周辺環境への影響を与えるのではないかと考えておりますので、今後、業者の説明や協議の中では、しっかりした対策の実施を要望していく方針であります。

	以上です。
1 番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>あと、車が増えたりとか、そういうこともあろうかと思しますので、よくよくしっかりと話を聞いていただきたいと思います。</p> <p>私は、本計画のような、ごみに関わる事業を町が受け入れることについて、どこかが引き受けなければならないものであり、周辺環境などから町が適地と考えるものであるのならば、開始から終わりまでの十分な事業管理と安全管理、環境管理を条件に受け入れることは、やむを得ないことだと考えています。例えば、ごみ焼却施設や火葬場、し尿処理場、少々大げさになると発電所であったり核廃棄物の処理場であったり、また米軍施設だとか、家の隣には来てほしくないけれども、社会のためにはどこかになくってはならない施設というものが、必ず存在し、今現在もそういった施設を受け入れてくれている地域があればこそ、私たちの生活は成り立っています。</p> <p>私はこのように考えていますが、だからといって地域への環境を鑑みず、無条件で受け入れるようなことはあってはならないと考えています。その事業や施設が設置されてから、将来廃止され、または廃止された後、その施設がなくなるまで、周辺に悪影響が及ぼされるようなことは決してあってはならないと考えます。</p> <p>今回のケースとは異なりますが、ごみの埋立場の場合、ごみの搬入が終了しても、もちろん埋め立てたごみはその場に残っていますので、付近の水質検査などにより、周辺環境への影響の観察を将来にわたって続けなければなりません。行政であれば、継続性が担保されていますので問題ないと思いますが、民間による事業の場合、それは確実には担保できませんので、行政が何らかの手当てを行うことが必要となるのではないのでしょうか。</p> <p>この町内においても、千代里には、かつてごみ処理を行っていた施設が、事業者が事業を継続できなくなってしまったため、残ったままとなっています。計画されているバイオマス発電施設は、今申し上げたごみの埋立場のようなものではありませんが、ある程度大きな施設が造られるかと思えます。その施設が運用されている間、周辺環境に及ぼす影響や、千代里の焼却炉のように、事業者の都合で施設が放置されたままになるような危険性について、意見交換や役場内の検討はなされているのでしょうか。</p>

	<p>千代里の場合、現在も周辺環境への影響調査が行われているかと思いますが、検査を続けていった先、基準を超える有害物質が確認された場合には、町がその対応をせざるを得ないのではないかと思います。このような周辺環境へ将来にわたって影響を及ぼしかねない施設の、将来発生するかもしれない事象について、町はどのように考えているかお尋ねいたします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>町はどのように考えているかということでございますが、千代里の場合ですと、施設におきましての残置廃棄物の飛散防止措置や、法律上の産業廃棄物保管基準等を満たしている状況であるとされております。県は水質検査を実施し、基準値以下であるため、県としての対応は完結したとしておりますが、定期的に現場パトロールを実施して、建物の状況を常に監視、確認しております。町でも今現在、引き続き環境調査を続けておりまして、数値に変更があれば県に報告し、今後の方針を協議して解決していくというような状況でございます。</p> <p>今回のバイオマス発電につきましても、施設建設や事業計画につきまして、国や県の環境基準、施設建設の基準、それぞれの法律で確認して、町職員には専門的な知識を持つ職員がおりませんので、長野県の本庁でありますとか地域振興局の各担当課に相談しながら対応していきたいと思っております。</p> <p>法律上の検査結果や報告義務などを事業者が全てちゃんとクリアしていれば、周辺環境への悪影響は与えないというふうに考えております。また、このような特別な事業実施の場合ですと、発生するであろう危険な事案等、あるかもしれません。その中では、事業者との情報交換を密にしながら、またしっかりした取決めをしながら、役場内では関係部署との連携を十分に図っていくことが大事ではないかというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のお答えは、しっかりとやっていただけるというようなご説明ではありましたが、最悪の事態というのもよくよく想定して、しっかりと考えていていただきたいというふうに思います。</p> <p>私は、このように将来にわたって周辺環境へ影響を与えるような計画や事業の場合には、町は計画の時点から、より積極的に関わっていくべきだと考えます。計画から積極的に関わり、計画や事業が将来にわたって</p>

	<p>周辺環境へ影響を与えるものではないと判断されるのであれば、必要とされる監督のみでよいし、やはりそのリスクがあるということであれば、地域住民へそのことを詳細に明らかにし、計画に対して理解を求めると同時に、町による安全性への担保策を明確にしなければならないのではないかと考えます。</p> <p>私は、かねがね申し上げておりますが、今私たちがこうして豊かで幸せな生活ができていけるのは、先人たちのたゆまぬ努力と犠牲があればこそだと思います。これは私の勝手な想像ではありますが、先人たちは、まさに今を生きている私たちが幸せに生きるためにはどうすればよいかを考えて、このような社会をつくってきてくれたのだと私は思います。</p> <p>であるならばこそ、今を生きている私たちも、50年後、100年後、さらにその先の世代が豊かで幸せに生きることが出来る社会づくりをしなければなりません。そういった視点に立って、草刈久保のバイオマス発電所が、本当に未来の小海町の環境にとって安心して地域の資源となる事業となるのか、よくよく精査して、引き続き関与、ご対応いただきたいと私は思いますが、最後に町長、私の今の最後の締めめの言葉を聞いて、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>黒澤敦史議員の今のお言葉、やはり我々の先人たちに感謝すると同時に、これから私たちが生きていくのに、言葉にも出ました50年、100年後を見据えた中の事業をやっていかなければいけないというふうに思っております。</p> <p>技術の進歩があり、そして様々な計画が立てられるわけなんですけれども、そこにあるのは、やはり法律であり、住民感情でありというものの、それから、本当にこの環境に合っているかという判断を行政のほうでしていかなければいけないということがございます。</p> <p>先ほど一般質問の中でもお答えしましたが、長野県の、いわゆるこういったものの基準は日本一、高うございます。私は、そういうものはそれで、とてもいいことではないかというふうに思っています、誇りにも思っています。しかし、こういう事業を進める中で、ある程度のスピードがなければ、これはゴールまでたどり着けないという事例ばかりでございます。したがって、黒澤議員のおっしゃるように、これからのことについて十分な協議をし、そして政策の中で、これがいかに町民、あるいは県民、国民のためになるかということの判断は、どこかでしていかなければならないと思います。その判断を間違えないようにするには、やはり</p>

	<p>様々な知識、資料、そしてご指導が必要かと存じます。</p> <p>本日、大変いろいろな提案をいただきましたが、その辺を行政のほうもしっかり参考にさせていただきたいと思いますので、また忌憚なき意見をいただければというふうに思います。ありがとうございました。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>町長とする強いリーダーシップとともに、よくよく慎重さも、今の強い町長の思いを常に胸に留めて、時には力強く、そして慎重さも忘れずに、引き続きこの問題、ご対応いただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。</p>
<p>第2番 鷹野 文則 議員</p>	
議 長	<p>次に第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。</p>
2 番議員	<p>2番、鷹野文則です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>最近DXという、デジタルトランスフォーメーションですけれども、この単語をよく耳にします。コンサル会社とかIT会社のキャッチコピーのように聞こえますけれども、これは2004年にスウェーデンから発した理論であります。日本では2018年、経済産業省が産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進というレポートを発表しました。その定義は、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革することとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立するとあります。</p> <p>その後、政府は、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針で、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されまして、関連法が成立し、地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定及び実施する責務を有するとされています。</p> <p>大変難しく表現しておりまして、よく分からない部分があるんですが、ちょっと視点変えてみますと、ZOZOTOWNやアマゾンのネットショッピング、これもDX、それからその中に出てくる、お勧めはこんな</p>

	<p>ものとか、ほかの人はこんなものを買っていますとかいう情報が出てきますけれども、これも今まで店員さんが提供していた情報をお客さんに伝える、それをデジタル化したという意味で、DXではあろうというふうに思います。ということは、我々生活している中で、大小はあるにしても、DXに触れているというふうを感じるわけですが、要は、自治体や住民がデジタル技術を活用して、住民本位の行政地域社会を再デザインするという事だと思えます。</p> <p>町のほうでもDXに取り組んでいると思いますが、計画の趣旨並びに計画、組織体制、進捗状況についてお尋ねします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お疲れさまです。では、お答えします。</p> <p>DX、デジタルトランスフォーメーション、その推進状況についてという内容でございます。</p> <p>自治体のDX推進事業計画、これにつきましては総務省、また関係省庁によります支援対策等をまとめまして、令和2年12月に、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画が策定をされております。</p> <p>町では、総務係が総括的な窓口となりまして、国の補助金などを利用しながら、情報技術を住民サービスに利用をしまっているという内容でございます。</p> <p>重点的な取組事項としまして、6項目ほど挙げられるわけでありまして、1つ目は、自治体情報システムの標準化・共通化。</p> <p>これについては、各自治体ごとに住民基本台帳とか保険業務、様々な業務のシステムがそれぞれ異なっております。その仕様を標準化・共通化することによりまして、自治体同士の連携をより容易に、また制度改正などのときには、システム改修が安価で短時間で改修が行われるよう目的を定めているものでございます。国は令和7年度までに自治体に導入することを示しておりますが、町の長期振興計画では、令和5年にシステムの標準化を計画をしておりました。そういう状況ではあります、国の仕様の変更により、先送りになってしまったというものでございます。</p> <p>また、2つ目には、マイナンバーカードの普及促進。</p> <p>マイナポイントの申請期限、今いろいろな話題が上がっております。町でも広報を行いまして、マイナンバーカードの取得の申請の受付、そして利用方法、そういうものを案内をしているところであります。</p> <p>3つ目には、行政手続のオンライン化。</p>

	<p>マイナンバーカードを利用し本人確認を行うとともに、町民の方がインターネットで各種の手続きが行えるようになるというものでございます。子育て、介護、そういう業務につきまして、今年度、令和4年度にシステム改修を行っております。令和5年4月1日から、インターネットからでも手続きができる見込みであり、町のホームページなどで広報をしまいるという内容でございます。</p> <p>また、4つ目には、A I、R P A利用促進。</p> <p>このA I、R P Aを利用することによりまして、職員の業務を大きく効率化することができます。業務の手順をシステムに命令することにより、自動的に業務を行うことであります。県の自治振興組合が取りまとめまして、共同調達を行う予定でございます。小海町もその業務の効率化に参加し、導入を図ってまいるということです。</p> <p>また、5つ目には、テレワークの推進。</p> <p>地方公共団体情報システム機構の自治体テレワーク試行事業に参加をしております。コロナ感染で出勤ができなくなってしまった職員、その職員が利用し、在宅で勤務を行ったところでございます。新たな働き方を実現する働き方改革の一つとして、子育てや介護、その両立に悩む職員などのためにも今後考えていく部分でございます。</p> <p>そして、最後であります、セキュリティ対策の強化。</p> <p>サーバー攻撃や情報の漏えいなど、その対策として、パスワードではなく静脈認証を行い、そして自治体間のネットワーク、インターネット、その環境を切り離したりしましてセキュリティ対策を施し、そして保守業者とも連携をし、対応をしておるところであります。</p> <p>人間社会でありますので、人と人の触れ合い、会話、そして人間関係が希薄にならないよう配慮をしながら、町民の皆様の利便さ、職員の業務の効率化、そういうものを見据え、最終的には町民の皆様の利益につながる、そういう方向で今後も検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
2 番議員	<p>着実にD X化が進んでいるというふうに今お聞きしましたけれども、自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させる、それからデジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくとか、今、総務課長の申し上げたとおりのことが書かれてあるわけですがけれども、そういう中で、実際に2025年の崖と呼</p>

	<p>ばれるハードルのところで、対応できないようなシステムが残るのかどうか。</p> <p>それと、組織体制、総務課中心というふうにお聞きしましたけれども、国の示す計画書では、首長が長にならないといけないみたいを書いてありますけれども、その辺がどうなのか。</p> <p>それと、標準化ということは、ガバナンスクラウドを使用していくということ、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
総務課長	<p>2025年、これにつきましては、私ども、このシステム、ほとんどが電算、そのようなシステム会社へ依頼をしております。そういうところで対応しながら町も対応していくということになるかと思えます。</p> <p>そして、首長が長にならなければいけないということではありますが、窓口は総務係であり、最終的には町長だということだと思います、ちょっとよく、答えになっているかどうか分かりませんが、そして、ガバナンスの問題は、おっしゃられるとおりではないかと思っております。</p>
2番議員	<p>ありがとうございます。今のガバナンスクラウドを使うということは、全国的なレベルのシステムというふうになると思うんですけども、現在町でシステムをお願いしているシステム会社が、そのレベルに乗っていただけるのかどうかとか、そういう部分はどうなんでしょうか。</p>
総務課長	<p>全国レベルのレベルに、そのシステム会社が到達するかどうかということではありますが、システムの共通化、標準化、そういうものについて対応されているということですので、全国レベルのシステム改修、そういうことが行われていると理解しております。</p>
2番議員	<p>それと、国は強引にマイナンバーカードの推進を図っておりますけれども、町のほうも一生懸命、マイナンバーカードの普及率を上げていらっしゃると思うんですけども、取りあえず、今の時点でどのくらいの普及率になったんでしょうか。</p>
総務課長	<p>現在、人口が4,414人ということで動いております。そして、申請の状況ですが、64%、2,820人ほどが申請をされております。</p> <p>そして、交付、既に受け取りに来られている方、これは51%、2,200人程度の方が受け取りに来られているという町の状況であります。</p> <p>以上です。</p>
2番議員	<p>64%ということで、国のほうが72%ぐらいまでいっていて、それが64%で、たしか1年前ぐらいは28だか9ぐらいで、非常に少ない普及率だった</p>

	<p>んですけれども、職員の皆様の頑張りで64%になったということで、敬意を表するところでもあります。私も先日、保険証のひもづけがよく分からなくて、窓口でやってもらったんですけれども、自分が今後なってきたようなデジタルデバインド、これについて、デジタルデバインドの対策について、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。</p>
総務課長	<p>デジタルデバインド、ちょっと難しくてよく分からないんですが、いずれ窓口で、ひもづけだとかそういう部分については、説明をしていくということになるかと思います。</p>
2番議員	<p>デジタルデバインドは、要はデジタル化についていけない人、オンラインができない人、そこら辺をどうしていくかと、誰一人取り残さない政策という部分だと思うんですけれども。</p> <p>先日、3月1日に、前の佐久病院の院長であります清水茂文先生がお亡くなりになりました。本日、葬儀なんですけれども、私どもが、小海分院ができるとき、そのときに、佐久病院グループの中で一番最初に電子カルテを導入しました。それで、それは職員の中で相当抵抗がありました。そういう中で、何というんですか、電子カルテに対応できないと音上げる職員がいっぱいいました。そういう中で、清水茂文先生が、単なる道具なんて恐れてはいけないと。自分たちが恐れたりすると、それは患者さんに迷惑がかかるということで、そういう話をされた後、非常にデジタル化が早く進んだというふうに記憶しております。</p> <p>そういう中で、やっぱりどうしても、デジタル化というところがアレルギーがあるというか、アレルギーというよりできない人という部分が絶対あると思うんですけれども、その対応についてお尋ねしております。</p>
総務課長	<p>デジタルデバインド、デジタル化に対応ができない人、まさに正直なところ、私のような人ではないかと感じます。そして、清水先生のお言葉のように、やはり単なる道具として使い慣れる、そういうことが必要ではありますが、やはり知識がある人が教える、職場だとしたらそういう連携の中で対応し、そして高いハードルをだんだん低くしていく。私たちはもう、あしたあさってという人間になってしまいましたが、これからの皆さんはそういう部分で生きていますので、そういう方に私どもも教わりながら、業務を推進していくということになります。</p> <p>そして、一般の方、そういう方で実際に、スマホは欲しいけれども使い方が分からないからとか、いろいろな方がいらっしゃると思います。町としては、相談があった場合は、非常にたけている職員もいらっしゃる</p>

	<p>ますので、そういう職員に教えてもらう、そういうことで対応していくということが、今の段階で言えることではないかと感じております。以上です。</p>
2番議員	<p>おっしゃるとおり、デジタル技術を使ったほうが便利な場合と、使わないほうがいい場合というのは、当然、両方出てくると思います。それはそのときそのときに応じて適切に対応していただくということだと思うんですけども、このDXにおいて、町内の企業さんとかそういうところが支援とか求めた場合の対策とかは、できているのでしょうか。</p>
総務課長	<p>具体的にそういうところまでは、実際は進んでいないというのが現実であります。</p>
2番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>DXはゆとりと豊かさを実感できる生活の実現、活力ある地域社会の実現、安心して暮らせる社会の実現等々を目指すものですが、先ほど言いましたように、今までの必要な資源というものは、ヒト・モノ・カネでありました。これからは、やはり第4のツールとして、デジタル技術だということだと思います。住民の皆さんの幸せのための手段として、デジタル技術を駆使したほうがいい場合と使わないほうがいい場合があると思いますので、住民起点で住民本位の地域社会をつくれるよう、取り組んでいってほしいと思います。</p> <p>それと、大きな変革で、これは地域差が出そうなプロジェクトでありますけれども、職員の働き方改革も含めて、着実に進めていきたいと思えます。</p> <p>以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。</p> <p>ここで2時20分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時02分)</p>
<p><u>第4番 井出 和人 議員</u></p>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時20分)</p> <p>次に第4番 井出和人議員の質問を許します。井出和人君。</p>
4番議員	<p>4番、井出和人です。質問をさせていただきます。</p> <p>最初に、農業問題からご質問をいたします。</p>

	<p>毎回毎回、農業と林業ばかりの質問で誠に申し訳ないとは思っておりますが、特に林業に関しては、これから先、最も重要な産業になってくるというようなところが何回も繰り返させていただいております。</p> <p>昨年度は、コロナによって、学校給食の中止、それから外食産業の縮小、漬物業界の売上げ不振等によりまして、農産物の販売不振が続きました。</p> <p>また、ウクライナの紛争等によりまして資材価格の高騰、それから燃料の高騰等、農家の皆さんは大変厳しい年になりました。町で昨年度、農業資材等価格高騰対策を実施していただきましたが、まず、その結果の申請件数と合計金額、どのくらいになったか教えてください</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。昨年11月の臨時議会の一般会計補正(5号)予算でお認めいただいた農業資材等の価格高騰対策事業につきましては、コロナ禍及び世界情勢による燃料価格や農業生産資材等の高騰などの影響を受けている農業者に対して、対象経費の5%を支援するという事業でございました。受付期間を12月1日から2月末までということで事業締切りをしております。この間の申請件数93件でございました。そして支援金額ですけれども、1,381万6,000円ということです。申請農家の方からは、窓口において、大変ありがたいといった感謝の声がありました。しかし、肥料、燃料、資材等の高騰は高止まりの状態です。一部には、肥料のように国・県の補助制度がありますが、農家の負担は大きいままです。今後の農業政策につきましては、JAとの綿密な協議を行ってまいりたいと考えております。以上です。</p>
4番議員	<p>93件ということで、私の想像以上の件数かと思えます。ただ、金額が予算の2,000万に対して非常に少なかったということは、やっぱり5%というパーセンテージが重荷だったかなというふうに思います。1,300万のうち零細農家、例えば1,000万以下の販売金額の皆さん、おおむねで結構ですけれども、件数、金額はいいですから、件数だけお願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。申請者の内訳でございますが、この申請について、支援金の上限額が設定してございまして、その区分が500万以下である区分、それから500万1円から1,000万円まで、そして1,000万円以上というような区分で、それぞれ25万ですとか、27万5,000、30万円の上限を設定させていただきました。500万円以下の方、20件、500万から1,000万円、14件、そして1,000万から3,000万円の方、25件、3,000万以上の方が34件というふうになっております。500万以下の方、約2割の数字になります。</p>

	<p>こういった農家さんも対象となる事業でありまして、農家の大小問わず、引き続き営農をしていただけるための支援につながったのではないかと考えております。以上です。</p>
4番議員	<p>分かりました。3,000万以上の皆さん、これは大規模農家の皆さんかと思われま。500万以下の方、本当に零細の皆さんで、資材代、あるいは肥料代等々、一番実感して困っている皆さんだというふうに私は理解しております。何とかこういったところを救ってやる方法、また予算のところで質問いたしますけれども、ないものかというふうに考えています。金額が少なく、効果のあるのがこの皆さんです。3,000万以上の皆さんは、補助しなくても自立農家としてやっていける皆さんで、いろんな補助金が、簡単ということはないですけども、手続が慣れていて、もらいやすい皆さんです。そのところから、小規模農家の皆さんを、今年もどうなるか分かりません。値段等々は下がっておりませんし、今年夏からトラックドライバーの職務規律が厳しくなりました、運賃が多分、大分上がると思います。そんな中で周りの皆さんに聞きますと、契約の農家の、今まで白菜、皆さんご承知のとおり、1ケース800円で契約を結んでいた方は値上がりがないそうです。当然農協に出される皆さん、市場で売られる皆さんも、高値販売なんて約束なんかしてありませんから、いずれ大変厳しい年になるというふうに私は理解しています。そこで、次、土造り、それから牛糞堆肥等の補助がありました。これも非常に効果のある対策だったというふうに考えておりますけれども、堆肥、緑肥、土壌検査等の、この件数もお願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。2月末現在の申請状況でございます。小海コンコースからの堆肥、96件、124万2,000円、畜産農家の堆肥について、5件、25万7,000円、緑肥につきましては、5件、7万9,000円、土壌検査については、現在まだ申請ありませんが、検査は始まっているということをお聞きしておりますので、これから農家への請求があり、そして申請書が提出されてくると思われます。畜産農家の堆肥の補助、これも初めてということなんですけれども、畜産農家の支援にもつながっている事業というふうになっております。今後も、制度の周知に努めながら、農業支援を行っていきたくと考えております。以上です。</p>
4番議員	<p>堆肥事業につきまして120万余、それから今年の予算が230万円以上を計上されております。春肥のほうが秋肥よりも散布量が多いというのが農家の作業です。多分230万では足りなくなる。もちろん補正予算組んでい</p>

	<p>ただくのが希望ですけれども、そういった可能性もあります。できるならば、4年度と同じような方法で土づくりに関しては助成をしていっていただきたい。土壌検査についてゼロ件ですが、これは、以前から小海の皆さん、土壌検査に関しては興味がなかったというのが現状です。古い話ですけれども、本間のスタンドの裏にJAの土壌検査室がありました。それは、本当に旧式な検査しかできなかったというようなことで、簡易検査の機械を、畑測る機械を持っていらっしゃる農家の皆さんは、大変数があります。川上の大深山にJA全農の施設として、当時県下でも1台、2台という高性能な機械が入っていきまして、それによって、川上、南相木の皆さんは、すごい検査をした経過があります。そんなことから、小海の皆さん、私は、土壌検査あまりしてくれないんだろうというふうに予測はしておりました。しかし、もうちょっと広報をしていただいて、基本となる土壌検査、それによって肥料設計がなされるということが大事ですので、この辺のところも何らかの形で広報していただき、ぜひとも予算をオーバーするような事業にしていっていただきたいというふうに考えます。土壌検査して、それに指示どおりにできる農家は、若い人たちであり、大規模農家です。小さな農家の皆さんは、春先レタス類を作って、秋に白菜作るというような作り方をしますので、なかなか合った施肥ができないというのが現実かと思えます。どっちにしろ、肥料が高止まりしている、あるいはもっと上がるかもしれない、そんな中で、堆肥、緑肥、土壌検査等の事業をぜひとも続けていっていただきながら、予算も増やしていただけたらというふうな希望をいたします。</p> <p>次に、林業のことですけれども、新たな森林管理システム、意向調査であり、整備事業でありが5年度も計画されております。森林組合で現在、森林経営委託契約書というものを作成しておきまして、1月と先月私のところも来て、ハンコを押してやりました。それには、小海町の森林整備計画に従いというふうに書いてあります。町でも森林管理システムを構築というのがうたわれておりますが、ここのところの違いがあったら教えてください。</p>
<p>産業建設 課 長</p>	<p>お答えいたします。ただいま議員さんおっしゃいました契約書につきましては、森林計画を策定する際に、森林所有者から森林経営を受託する南佐久中部森林組合との間で締結されるものでございます。森林組合は、この計画を一定面積以上になるよう取りまとめをして、5年間の整備</p>

	<p>計画を立てて、計画に対し、認定請求を町にする手続になります。計画作成時に使用する帳票類は、森林情報管理システムというソフトですけれども、それで作成をしております。同じものが町にもございまして、認定請求された申請が町の、小海町森林整備計画ですけれども、これに適合するかどうかの判定を町側のこのシステム、同じシステムで行うことになります。その内容というのは、何を認定するかという部分でございしますが、これにつきましては、例えば面積基準があったり、それから植栽の計画があるかどうか、間伐であった場合、間伐のその量、ある程度、この材積というふうにありますけれども、それが35%以内というような、そういう制限もございまして。それらの幾つかの項目に合っているかどうか、それを判定をして、認定をしているという状況でございまして。以上です。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>大変難しいところでございまして。森林組合から来た資料を私も見まして、契約をしたわけですけれども、森林の所有者はもちろん、字名であったり、面積であり、人工なのか自然なのか、あるいは樹種が何なのか、植えて何年たっているかというところまで記入してありまして、一番古いので私のところは70年です。これ、70年覚えているわけがないんで、そういったことまできちんと整備されているというのも、実は、私でなくても、後継者の皆さんがここまで詳しく知っているかどうか、この辺のところは森林の問題でありまして、常日頃、林って、あつて迷惑、なければ増える。今頃だと、お金になれば、あつてよかったなというような、非常にやっかいな土地です。これが、全ての林の持ち主の皆さんが植林をし、下刈りをし、あるいは間伐をし、というようなことをしていたかどうか。今売っている林については、後継者の皆さんは、多分植えた覚えがない木だと思う。林というのは、おじいさんが植えて、孫が金を頂くというような、大変長いスパンの産業です。</p> <p>こういったことから、町の管理システム、これ法律で定めてありまして、こういったものをつくりなさいというのが林野庁、あるいは県から、県の林務課から来ているわけです。管理計画書、あるいは管理システムというものをアドバイザーが携わって、作っているという中で、至急に完成をさせ、必要な方に閲覧できるような方策を取っていただきたい。そのことによって、自分の財産が分かる。改めて確認していただくというようなことが考えられますけれども、閲覧等々はどういった方法で出されるんでしょうか。お願いします。</p>

産業建設課長	<p>森林所有者の方が閲覧を希望されるということであれば、その中で、森林台帳システム、または森林GISというようなものがありまして、地図の中にその場所、地番なり、林番図なり、その方の所有者の部分が表示できるようなシステムがございます。そこを確認していただく、そういう方法がございますので、そんな方は申し出ていただければ、窓口で対応できることになっています。以上です。</p>
4番議員	<p>それでは、台帳については整備されているという解釈でよろしいですね。結構です。</p> <p>そこで、最後のところにあるように、所有者が不明であるというような問題が出てきた。先頃の質問では、町ではありませんということでした。これから5年後、10年後、可能性は大であるというふうに思いますし、森林がなぜこれほどまでに粗末にされるのか。午前中、あるいは先ほども質問があったように、ゼロカーボンには森林が一番貢献している。それから、脱炭素についても、お金をかけなくても既に効力を発揮している。温暖化防止でも、お金をかけなくても自然にやってくれている。こういったありがたいものが身近にあり過ぎて、林にお金をかけないという考え方、これ、仮に法律が変わって、林のない都市の皆さんは、林のあるところへ行って買ってくださってなるかもしれない、それは夢ですけども。森林が果たす役割、長野県の調べですと、山崩れ防止だとか、土砂の流出等々で1丁6,000億の価値がある。水源涵養林としての価値が1兆2,000億円だそうです。いろんなことを足していくと、年間1人当たり140万円の恩恵を受けている。1日3,800円だそうですけれども、恩恵を受けているにもかかわらず、森林譲与税の1,500万が一時来るだけだということは、大変寂しいことだというふうに私は思っております。いかに森林に対してお金を持ってくるか。</p> <p>前回の質問でもお話ししましたがけれども、木曽の南部地区の皆さんは、愛知県に行って、川下の人たちからお金を寄附してくださいとお願いして、川上の山林育成に役立っているそうです。どういった方法かということ、遊歩道を造ったり、あるいはキャンプ場に招待したり、いろんなことをやっていますけれども、あるものを利用して、お金をもらっているということですので、大変いい方法かと思えます。そのことを憩うまちこうみでも一部やっていますが、このことは、予算をかけて、来ていただいて、林業には還元がない、非常に寂しいことですので、ぜひともそういう、もし仮にシステムができたのなら、林業にも少々でいいです</p>

	<p>から、補助を頂きたい。このことによって、今言ったような、わざわざCO₂削減うたわなくても、やっていますよということです。</p> <p>管理システムの中で、こういった市町村が管理をしてくださいという項目のほかに、所有者がいても管理できない場合には、町で管理してくださいというのがあります。非常に難しいところですが、このこともやっていかなくちゃならない。知事との懇談会の中で、若い林業経営者の方からお話があったように、なかなか個人では、森林の伐採であり、持ち出しについて受けられないというお話がございました。この県の森林管理システムの中には、若者たちでグループをつくり、町村あるいは県から受けられるシステムを構築しなさいという項目もあります。現状の中では、受けさせるほうもそうですけれども、伐採するのは個人の企業でもできます。でも、残った10年間の下刈り、植え付け、間伐等々の作業がこの皆さんに10年保証できるかどうかという大変難しいところがある。どうしても森林組合に中間に入ってもらわざるを得ない。そのことによって、中間に入った森林組合が手数料を頂くことによって、地主であり、作業する皆さんが少々なりとも手数料を取られるんじゃないか。もちろん手数料取らなければ、森林組合もやらないと思いますけれども、そういった問題が出てきます。現在小海町に販売を目的とした林業を営む後継者の皆さんが、私の知る限りでは4軒、4人ほどおりますが、機械化もなかなかできない、それから労働者も雇えない、自分もしくは1人雇っているというような皆さんがほとんどです。そういった皆さんを、こういった後継者のいない林業を育成するために何とか利用していただけないかということも含めて、この管理システムの所有者等々、あるいは市町村が管理を行うというような法律と一緒に何か考えられないかどうか、この辺の考えもお聞かせください。</p>
<p>産業建設 課長</p>	<p>お答えいたします。まず初めに、議員さんおっしゃられるように、森林はやはり財産だと思います。地球の温暖化防止や災害の防止、水源涵養、木材の生産、本当に多面的な役割を果たしているという現状、なかなか浸透しにくい状況ですが、本当に森林に興味を持っていただきたい、そういう思いで進めていきたいと思っております。</p> <p>現在進めております森林経営管理制度、これにつきましては、来年、令和5年度から意向調査を始めることとなるわけですが、この意向調査というのは、まさに所有者の皆さんへアンケートということなんですけれども、例えば森林組合通じて整備をして、自分で収入を得たり、</p>

	<p>植林もしたり、そういうことをしていくか、または、私はもう町外に住んでいて、とても管理ができない、それは町に任せるよというような回答があったとすると、そういう方とお話をして、場合によっては、森林経営管理権というものを町が設定して、その所有者に代わって手入れをしていく、そういう制度、これを明確に進めていく、町中進めていくことがこの森林経営管理制度でございます。まだこのアンケート、来年度からになりますので、何年もかかる、5年、10年のスパンでかかっているものなんですけれども、所有者が森林管理をしない、町が委託を受ける、そういう森林、何名でどのくらいかというのはこれからはっきりしていくことですし、また、随時相続発生したりしていきますので、今後もずっと、そういう手入れされない森林というのは増える可能性もあるわけでございます。そういった中で森林整備は、やはり自分でやるという人とももちろん進めていただきますし、手入れされない森林がないように行政側でもそこに譲与税を充てて、整備をしていく、こういうことが必要になっていきます。</p> <p>先ほど言われました小規模の林業者の皆さん、何か可能性はないかということで、ちょうど先月の知事との懇談会で、そこへ出席された方がそのような話をしておりました。整備をするのには、やはり補助事業を取り入れてやっていくんだけれども、個人だと、なかなかそれが難しい。伐採することはできても、次の植林、それから下刈り、労力、お金もかかるわけなんですけれども、そういったことが難しいという質問に対して、その内容については了解したというような返事でした。県の方でも、そんな内容を把握しているので、今後考えていっていただけたと思います。いずれにしろ、これを進めるに当たりましては、森林の所有者の方々に、これだけ大きな役割があって、財産なんだよというお知らせを併せてしながら、進めていきたいと考えております。以上です。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>そういったことで、急いで周知をするべきだというふうに考えますし、若い後継者の皆さんに対しても、ぜひとも方策を練っていただいて、グループをつくる、あるいは団体で受ける、あるいはできるところだけでいいよというような法則を見つけていただければ幸いです。いずれ、ここ数年、森林組合でも手が回らないのが事実です。場所のいいところから、出し場のいいところから手をつけていって、最後に残るところが急斜面になろうかというふうに思っています。そういうことのないように、満遍なくやっていただければ幸いですし、それから先ほど言</p>

	<p>いしましたが、所有者がない、あるいは不明の場合、都道府県知事、または町村で執行できるというような法律もありますので、そういったことのないように、事前に手を打ちながら、森林の育成を、切った後は必ず植えましょうというような運動も含めて、林業にもうちよっと力を入れていただきたいというふうに考えて、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第4番 井出和人議員の質問を終わります。</p>
<p>第7番 井出 幸実 議員</p>	
議長	<p>次に第7番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。</p>
7番議員	<p>7番、井出幸実であります。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。新聞でいろいろ出ておりますけれども、小海線についてですが、実は質問をと考えましたところ、大変難しいこととやりづらいことに気がついたところでございます。まとまりのない質問になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。JRのことにつきましては、政府が許認可等を行っていますが、存続・廃止等の議論には自治体の意見を参考にするとのことで、一般質問をさせていただきます。</p> <p>初めに、お伺いしておきたいのですが、令和5年度の国の予算方針の中に、政府は、令和5年度予算でインフラ整備を支援する自治体向けの社会資本整備総合交付金を5,500億円規模とする方針を固めました。配分対象に地域公共交通再整備構築事業を追加し、経営が厳しい鉄道の利用促進やバス転換などの経費の半額を補助するとあり、また、赤字のローカル鉄道をまちづくりと一体的に見直す自治体に対して、事業費を実質7割支援する方針を固めたとあります。この方針は、鉄道を既に上下分離方式や第三セクターを採用している自治体を想定しているのか、小海町の現状では対象にならないか、伺いたいと思います。</p>
総務課長	<p>お疲れさまです。地域公共交通再構築事業という事業でございます。令和5年から開始をされるというものであり、地域の公共交通網の維持が難しくなっている地域におきまして、その再構築、そういうことを図るために行われる支援の制度であって、維持の可能性、そして利便性・効率性、そういうものの高い交通網を構築することを目指しておる内容であります。補助事業の要件としては、地域公共交通計画、そういうものを策定しまして、国土交通大臣の認定を受けるという内容であり、そこ</p>

	<p>には立地適正化計画というまちづくりに関する計画を策定し、鉄道の維持について、JRと自治体が協議を行いまして、路線維持の計画を立て、そして、まちづくりや観光などに関する計画、その戦略の一つとして、鉄道の活用、そういうものが位置づけられているという内容の事業のようでございます。そして対象の事業としましては、利便性・効率性の向上に資する施設整備、駅の新設や改築・移設、既存施設の撤去、そのほかバスの停留所・車庫の整備、EVバスの整備などが挙げられております。以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございました。上下分離方式か第三セクターで実施している鉄道式でなければ、対象にならないというふうに理解をさせていただきま。小海線は、昭和10年に小諸・小淵沢間が全線開通して、今年で米寿の88年になります。小海線の全線開通、白寿99年をお祝いしたいと思っていたのですが、どうなることやら、怪しくなっているこの頃であります。私の育ってきた中では、「なんだ坂こんな坂」の小海線があるのは当たり前でありました。そして、自分も気づいてみれば、すぐそこに後期高齢者、「人生下り坂最高」のど真ん中にいます。国鉄の分割民営化のときから、赤字やローカル線の議論はあったが、国鉄時代の赤字部分はたばこ税の増額等で賄い、赤字路線は、新幹線、大都市圏の黒字路線で賄っていく考えではなかったのでしょうか。人口の減少とコロナに伴い、経営悪化でJRは経営が厳しいとJRは言っていますが、JRの2019年度は2,940億円の営業黒字、2020年度は5,080億円の営業赤字になっています。この赤字は、コロナ真っただ中なので仕方がない数字と思われま。今回のローカル線の収支問題は、コロナの状況をもう少し見極めて、1年、2年、JRの営業成績を確認してからでも遅くないと感じています。大正、昭和、平成と、長く沿線の人々の暮らしや仕事を小海線は支えてきました。JR東日本が不採算路線の収支公表に踏み切りました。その中で、小海線の赤字幅が拡大している発表がありました。それを踏まえて、赤字幅の大きなローカル線について、国土交通省の有識者検討会は、JRと地元自治体に議論を促す提言をまとめていましたが、その後、国・県・JR東日本等から、検討委員会等の話はあったのか、お聞かせをいただきたいと思いま。それと、駅舎などで、今までJR企画等と土地購入等について折衝はあったんですが、小海線の存続問題について話は出ましたか、お伺いをしたいと思いま。</p>

<p>総務課長</p>	<p>先ほどの有識者検討会、その提言案が示されております。1日1キロ当たり、平均の旅客数が1,000人未満、そのような区間については、国が協議会を設置しまして、自治体やJRとバス輸送への転換などを議論する仕組みを盛り込んだものであります。小海町において、国やJRから、小海線に関し、そのような協議、また通知などはございません。そして、電車の運行、鉄道インフラ、その維持管理を別々のものが行う、先ほど議員さんが申されます鉄道の上下分離方式、そのような導入についても何らご相談はないというのが現状でございます。そして、駅舎の購入、駅前広場の購入、そういう協議に当たりましても、小海線に関して、存続・廃止、そのような議論は全くございませんので、報告という形になりますが、申し上げます。以上でございます。</p>
<p>7番議員</p>	<p>じゃ、まだ全然話がないということですので、まだ進めている中だというふうに解釈をさせていただきたいと思います。いずれ話はあるだろうなというふうに思っております。</p> <p>JR東日本は、コロナの影響が比較的少ない2019年度の収支を議論の基礎とし、適切な交通手段を沿線自治体と話したいとしています。公開された収支の状況は、赤字区間を強調し、赤字路線を切り捨てるのが目的のような気がします。JRや国の動きは、廃線、一部廃線、バス路線への転換イメージをしているように見えます。沿線の多くの自治体は存続を求めていると思います。利用する人数は減っても、住民の貴重な足であり、地域振興の核となる可能性を秘めていると捉えているからだと思えます。路線は、一度失えば、元に戻すことはできないことを地域住民はよく知っているからです。JRでは、地方自治体が赤字区間の存続を選択肢した場合は、自治体とのJRの上下分離方式を提案してくると思います。この場合、地方が民間企業たるJRに税金で鉄道を支えていく決断を迫られることになると思います。赤字路線の増加は、新型コロナ流行前から続いていた問題で、もっと早く議論すべきだったと思います。自治体は見て見ぬ振りをして、鉄道事業者も先送りをしてきていましたが、鉄道は、道路と同じ社会インフラでありますので、なくすわけにはいかないと私は思っています。小海線の存続につきまして、町長はどのような考えを持っているのか、お伺いをしたいと思います。</p>
<p>町長</p>	<p>ただいまのご質問、小海線の存続ということでございますが、これはもう小海線の必要性は大なるものであり、存続は小海線だけではなく、関</p>

	<p>係ある市町村全ての行政の必要性ということになりますと、必須の課題ではないかと思えます。先ほど総務課長申しましたように、国の動向、先般知事との懇談もあったわけですが、そういったときにも話題に上がりました。ぜひこれは存続に努めてもらいたいという私の考えであり、そして行政の考えでありますけれども、昨今のJR東日本の小海線に対しての投資ですが、億単位のを頂きました。これは、コロナ前・中、それから本当に昨年でございますけれども、小海線小海駅から、いわゆる上ですね、南側の線路で2,000本の枕木の交換という行為があったわけでございます。こういったものは、JR東日本としても、赤字ではあるが、投資の対象となると考えた結果ではないかというふうに思います。ほのかな期待ではございますけれども、やはりそういったものの期待も我々の中にあるものであり、そして、廃止というものに対しての相談は、今のところ一切ございません。それから我が町も今、一番の問題となって取り組んでおります小海駅周辺の開発ということがございますので、ぜひこれは、永年にわたっての存続を私は望んでおります。</p>
<p>7番議員</p>	<p>JR東日本も、小海線にそれぞれ予算といいますか、お金をかけているということでございますので、ある程度安気した部分はあるわけでありましてけれども、ただ、心配な部分は拭い切れない部分がございます。小海線では、沿線有志が「愛する会」を設立し、ローカル線の価値を見直す動きが出始めています。政府は、鉄道の再構築協議会を国で指導することに閣議決定し、地域交通の再構築を進めております。自治体としても何らかのアクションを起こしていかなければならないと感じています。その前に、小海線沿線地域活性化協議会について伺いをいたします。組織団体等をお願いしたいと思えます。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。協議会の組織と活動内容についてお答えしたいと思います。小海線沿線活性化協議会ですけれども、昭和61年に小海線の利用促進と沿線地域の観光振興を図るために発足しまして、長野県・山梨県、沿線市町村及び関係の41団体により構成をされています。近年の具体的な活動ですけれども、JR東日本への要望、映像制作やウェブサイト、それからパンフレットを活用した沿線観光地の宣伝活動、ハイレール乗客へのおもてなし活動を行っています。予算につきましては、会費、それから市町村・県の負担金が主なもので、約500万円ほどでございます。令和4年度には、小海町においては、負担金を20万1,000円支出しております。協議会では、定期的に部会を開催しております。事業内容</p>

	<p>などについて検討を行うなどしております。この1月25日に行政部会が開催され、令和5年度の事業として、沿線スタンプラリーを行うなどのことを検討いたしました。また、協議会では、J R東日本との連絡調整会議を設けておりまして、ダイヤの改善の要望やI Cカードの導入などを働きかけております。沿線人口が減少し、また道路状況がよくなっていく、そういった中で、小海線を日常利用する沿線住民は減少しているという状況ですが、協議会では、沿線住民へ小海線利用を呼びかけつつ、観光客を利用者増のメインターゲットとして、活動しているところでございます。以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>組織が観光目的で設立されたということのようであります。ただ、長野県、それから山梨県、小海沿線市町村、相木も入ってはいるんですかね。団体等が入っているようでございます。小海線の地域活性化協議会を通じて、自治体等は、地域の象徴として、駅、無人駅や鉄道を活用して、観光事業を活性化し、通勤・通学以外の乗客を増やす議論を提案すべきだと思っています。口で言うのはたやすいけれども、気になるのは、自分たちはあまり乗らない現実もでございます。小海線は、確かに過疎地や人口の少ない地域を走るローカル線かもしれませんが、しかし、日本のJ Rの駅で高いところ、あと先ほどハイレールと言っていましたけれども、高在所駅の1番から9番目までが小海線にあるそうです。それは、小淵沢から松原湖駅までだそうです。四季を通じて絶景が多く、美しい風景があるため、わざわざ乗りにくる人が多い路線であります。日本の最高地点を走っている天空に一番近い高原列車、絶景と星空がきれいな鉄道であります。長野県の小諸から山梨県の小淵沢へと1本で結ばれていることを重視してほしいし、もし鉄道がなくなってしまうようなことになれば、この地域は、人が来なくなり、地元からも人がさらに流出してしまうと思います。人口減少を食い止めたい当町です。多くの人たちと交流したいと思っている小海町にとっては、大変マイナスでしかないと思います。小海線は、費用対効果で片づけられる路線ではないというふうに感じています。</p> <p>そこで、先ほど組織団体等に説明ありましたが、小海線沿線地域活性化協議会と話し合い、構成県・市町村・団体等と、連名で存続へのアクションをお願いしたいが、どうでしょうか。アクションを起こすなら、1町だけでなく、構成団体、県・市町村で多数のほうがよいと思うのですが、どうでしょうか。</p>

<p>産業建設 課 長</p>	<p>お答えいたします。JR東日本との連絡調整会議では、当然小海線の存続を前提とした要望を行っております。また、JRからは、具体的な存続に係る課題などは、連絡調整会議では示されておりませんし、また、町にも直接お話しいただいたことはありません。1月25日、先ほどの部会があったというご説明をしたところですが、参加したJRからは、新聞などマスコミで赤字路線が取り上げられ、沿線住民へ心配をかけていることへの謝罪、それから令和4年度に大規模な枕木交換を行っていることについて説明があり、廃線ありきで動いているわけではないという話がありました。小海線は、JRにとって大きな赤字路線となっている路線であり、特に小海駅以南は、赤字額が16億を超えるような状況だということですが、JRには、国鉄改革の経緯を踏まえ、路線の適切な維持に努める責任があると思います。そして、だからといって、民間企業であるJRに全ての責任を押しつけるべきではないだろうとも考えます。まずは、我々沿線に住む人間が、誰もが一時期はお世話になった小海線とその歴史、将来に思いをはせ、将来に向かって小海線が走り続けるためにはどうしたらよいか、考える必要があると思います。現在のところ、町では存続を念頭に置いた事業は行ってはおりませんが、小海駅の所有化も控えておりますので、協議会と連携を深めながら、小海線の活性化に向けて、努力をしていきたいという考えです。以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>今のご答弁で、初めのほうは大変安気した部分があったんですけども、途中でちょっとトーンが下がったような感じでございまして、JRがそのように言っていることになれば、あんな収支出さなくもいいじゃないと思うんですけども、出してきたということは、上である程度考えているということでございます。廃止じゃなくて、恐らく「上下分離方式」を出してくるだろうというふうに私は思っていますけれども、その辺は、出てきたところでどういうふうになるかというふうに感じているところでございます。</p> <p>では、続きまして、農業と食料について質問をさせていただきます。私が自分自身考えていて、心配していることと、突拍子もない発想かもしれませんが、その辺はご容赦をお願いしたいというふうに思います。ご存じのように、日本の食料自給率は37%です。政府は、2030年までに45%に目標をかかげています。令和4年、5年は、食料品の値上げが相次いでいます。背景には、インフレ、円安基調、原材料価格の高騰、天候不順など複雑に絡み合っているようです。そんな中で、貿易による</p>

	<p>日本の買い負けが続いているようです。輸入に頼る日本は、海外勢に買い負けすると、食糧危機に陥りかねないと思います。食パンや菓子パン、豆腐、ポテトチップス、冷凍食品、牛丼など、身近な食品だけでなく、電気代、ガソリン代など、多分野にわたって値上がりが相次いでいます。新型コロナの感染拡大による影響が大きいのはもちろんですが、数年前から進行している貿易における買い負けが無視できないそうです。食品専門商社マンによると、「大げさでなく、アメリカも中国も日本なんか相手にしていないのが本音です。日本のバイヤーは買いたくても買えない、肉も魚も油も豆も、何もかも必要な分を確保できなくなりつつあるそうです」、と語っています。</p> <p>日本は、食糧危機になる要因が大きい国です。そんな中で、突拍子もない話なんですけれども、台湾有事がもし起これば、シーレーンの崩壊によりまして、食料が日本に入らなくなるということになります。1960年に比べて、米の生産は3.5倍に増加しましたが、米が主食の日本は4割減の減少です。しかも補助を出してまで主食の生産を減少させる国がどこにあるのかと思ってしまう。日本の年間の必要な米は1,600万トン、政府の備蓄米は、必要量の半分の800万トン程度だそうです。食糧危機が起こったとき、乗り越える鍵は、米を守る稲作、水田だと信じています。日本が食糧危機に陥ったとき、米さえあれば、古いですが、何とかかなるというふうに信じています。それは、米生産農家に多い家族経営の農家が重要になってくると思います。地産地消を基本に、県産県消、国産国消を合言葉に、町等が相談に乗り、手厚い支援をしてほしいです。持続可能な小規模農家の育成に力を入れてほしいと思っていますが、どうでしょうか。先ほどの井出和人議員とダブってくる場合があるかと思っていますけれども、よろしくお願ひしたいと思っています。</p>
<p>産業建設 課 長</p>	<p>お答えいたします。大変自給率が低い状態だということですので、小規模農家に支援ということでございますが、当町、町におきましては、令和4年度に実施している事業では、小規模に限らずでございますが、土づくり推進事業、先ほどの出ました小海コンポースの堆肥、畜産農家からの堆肥、また、緑肥、土壌試験、そういったものにも補助を広げてきております。小規模の農家を支援すること、これは荒廃農地や遊休農地を減らす、こういうことにもつながっていくわけですが、いずれ支援が必要な状況というのは存在すると思います。また、肥料や資材の高騰、こちらにつきましては、先ほど件数等発表させていただいたところ</p>

	<p>なんですけれども、かかった費用の5%を補助するという事業も実施しました。また、畜産農家の関係ですけれども、こちらについても、国が補助を行っていて、県も補助する、そしてそこに町も補助するということで、総額で400万円ほどの配合飼料の補助などを実施しております。状況は悪く、これから早春、それから晩秋の野菜の作付を促すためのビニールハウスの補助なども行っております。また、ソバや鞍掛豆の生産については、町が全量を買収するというのを、安心して栽培できるように取り組んでいるということにして、小規模農家の皆さんと意見交換を大切にしまして、いずれ規模の大小にかかわらず、必要な施策をこれから実施していくというスタンスでございます。以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございます。ぜひそんなようにお願いをしたいというふうに思います。食糧危機なんていうとびっくりしていると思いますけれども、今考えてみると、後で言いますけれども、日本が何もない国ですので、外国に頼っている国ですので、ぜひ自前でできるようにお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>日本の農業の未来は、大規模化と輸出だという政府方針は、やはり化学肥料に頼る現実を打ち破ることはできないだろうと思います。その化学肥料ですが、原材料は輸入に大部分頼っています。100%海外に頼っていると言っても過言ではないと思います。前に述べていますが、原材料の必要分の確保が難しかったり、値上がりしたりと、食糧危機の心配もさせられます。「生物多様性」の取組に反するかもしれませんが、化学肥料がなくなると、農産物の収穫量は半減します。国の肥料高騰分の70%補助は、ハードルが高く、農家では二の足を踏んでいると聞いています。農家の皆さんは、高くなった餌代、肥料や農業資材等を購入しています。それに見合う相応の単価で売ればよいのですが、そうでなかったときは悲惨なことになると思います。持続可能な農業が続きますように、県では対策を考えているようですが、秋の状況により、町としても対策や今年度のように支援をお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。4番議員と重なる部分でございますけれども、よろしくお願ひします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>肥料の価格、これも問題なんですけれども、今現在は、高値のまま、横ばいの状態ということです。為替の状況によっては、少し変動するというような話を営農センターから聞いております。補助金等の支援関係ですけれども、国の事業で、価格が上昇した分の7割が支援されるという制</p>

	<p>度があります。令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料が対象で、化学肥料の低減に向け、2つ以上の取組をしている場合に対象になるということで、この制度に、長野県におきましても上乗せをするということで、そこに化学肥料2割以上削減する場合には、1割を上乗せして、8割補助になる。それから、5割以上削減、農家で5割以上化学肥料を削減する場合には、信州の環境にやさしい農産物認証制度という認定農家、この方々には2割以内の上乗せをする。そして、有機の生産基準を満たす有機JASの認証の方々は3割を上乗せということ、そんな仕組みになってございます。肥料以外の資材につきましては、国・県の支援は今のところない状況です。今後につきまして、JAを含め、支援の内容を検討していく必要があるとは考えております。以上です。</p>
7 番議員	<p>今のご答弁で、できたら秋の状況を見てということになるかと思えますけれども、ぜひ検討をして、前向きにお願いをしたいというふうに思います。先ほども言いましたけれども、国の補助制度そのものにつきましては、二の足を踏んでいる部分も農家の皆さんがたいへん多くなってきているということを聞いておりますので、ぜひその辺のところも、またお含みおきをいただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、食料品の値上げが続いています。とはいえ、小売店の店頭から食品が消えるわけではなく、日本の食料確保が足元から揺らいでいるという意識を持ちにくいのは無理のない話かもしれません。しかし、化学肥料の原材料の大部分を輸入に頼っています。牛糞堆肥を使用して、農作物を作ればよいと発想しますが、家畜の餌についても輸入に頼っています。高騰に悩んでいます。化学肥料の原材料が外国頼み、牛糞の元である餌代が外国頼みということになれば、食料自給率は10%になってしまうそうです。地下資源がない我が国です。自国で賄っていけない日本です。これから外国と対等に渡り合っていくには、技術力と教育を高めていくしかないと思っています。そこで、全般的なことは、町長に答弁をいただけるようでしたら、お願いをしたいと思います。教育のことは、教育長の分野ですので、心意気を聞きたいと思っています。</p>
町 長	<p>ただいま井出議員から全般的なことというご指摘です。やはり核になる産業の農業でございますので、その皆さんが疲弊していくということは、これは好ましくない。そして、今の状況から言いますと、自然的なものの減収と、減益ということではなく、根本的にその元がかかってしまうということですので、それはもう分かり切ったことですから、何</p>

	<p>らかの措置は取っていかねばいけないというふうに感じております。値段が云々という相場もございますけれども、やはりそれは、今期ですかね、今年の生産は、これはあまり望めないのではないかとこのように考えておりますので、早めの施策を心がけていくようにしたいという考えでございます。</p>
教 育 長	<p>教育という観点で、国際社会の中でどのような子供に育ててほしいかというところでございますけれども、現在小・中学校、高校等で行われている学習指導要領は、平成29年度に改定されたものになります。その内容につきましては、急激な国際化が行われている社会の中で、自分と異なる文化や歴史の中で生きている人々と共存していくために、自分の国や地域の伝統や文化について、理解を深め、尊重する態度を身につけることを基本としまして、さらに、英語教育やICT教育といった先進諸外国に後れを取っていると判断されている分野にも力を入れることを内容としております。町でもこの学習指導要領に沿う形で、英語教育につきましては、もう小学校から英語専科教員とALT、外国語指導助手でございますけれども、配置する予算を議会のほうで認めていただき、また、ICT教育につきましても、1人1台の端末をはじめ電子黒板など、十分な設備を備えさせていただきました。引き続きこれらの活用を図るとともに、併せて人的には、多くの町費講師や支援員を配置する中で、地域の宝、小海町の宝である子供たちを守り、育てていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
7 番 議 員	<p>漠然とした話をしていたわけですがけれども、いずれ何もない日本ですから、技術力と、今、教育を高めていくしか手はないというふうに思っています。ただ、一番思っているのは、英語の関係につきまして、またこの次に質問をさせていただきますけれども、英語の教育につきまして、少し力を入れてほしいなというふうに思っています。いずれ外国語の言葉については、日本人、大変遅れておりますので、ぜひそんなことでお願ひしたいと思ひます。</p> <p>これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第7番 井出幸実議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議 長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして、8日午前10時から現地視察を行いま</p>

	<p>す。視察箇所については、総合センター、八峰（ヤッホー）の湯、地域活動支援センターひまわりです。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">（ときに15時39分）</p>
--	---

令 和 5 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 17 日」	
*	開会年月日時 令和5年3月17日 午後 2時00分
*	閉会年月日時 令和5年3月17日 午後 4時01分
*	開会の場所 小海町議会議場
会 議 の 経 過	
○ 開 会	
議 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>このところ暖かい日が続き、私の家の庭先にもフキノトウが5つ、6つ芽吹くなど、どこそこがすっかり春めいてきました。東京でも14日に桜の花が咲き、全国に先駆けて開花宣言がなされました。他の地域でも桜の開花が5日から10日ほど、例年より進んでいるようであります。</p> <p>今日は、早いもので、令和5年第1回定例会も最終日となりました。令和5年度の施政方針や予算が示され、活発な質疑が行われました17日間でした。様々な議論がありましたが、採択された施策や予算が小海町のため、町民の皆さんのために活用され、私たちの日々の暮らしが少しでも穏やかによりよい方向に向かいますよう、期待をいたすところであります。</p> <p>また、私事で恐縮ではありますが、去る14日に私が都合により欠席をさせていただきました民生文教関連の予算決算常任委員会の際に、格段のご配慮をいただきましたことに対し、この場をお借りしまして、関係各位に謝意を表する次第であります。</p> <p>ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p>
日程第1 「諸般の報告」	
議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの4ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。</p> <p>その他、報告事項のある方はお願いいたします。</p>

	以上で諸般の報告を終わります。
日程第2 「行政報告」	
議 長	<p>日程第2、行政報告を行います。</p> <p>町長から報告がありましたらお願いいたします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>それでは、ご報告を申し上げます。</p> <p>今年度造成工事を行ってまいりました本間村上団地ですが、舗装工事を残すのみとなる見込みでございます。舗装工事は、冬の凍結が解消し、土盤が落ち着くゴールデンウィーク明けを予定しております。</p> <p>分譲につきましては、各区画の成形が確認できる状況でありますので、新年度4月中旬から募集を始め、5月28日日曜日に抽選会を行う予定で進めてまいります。</p> <p>説明会などの日程は、予算決算常任委員会でお伝えしたとおりでございます。</p> <p>販売価格等を決定いたしましたら、まず最初に、議員の皆様にご報告させていただきます。</p> <p>また、追加議案1件、小海駅舎等の管理費用等を計上しました令和5年度補正予算（第1号）を上程させていただく予定であります。提案説明は副町長から申し上げますが、町の窓口業務は、JRとの協議により、4月1日・2日が土・日であり、予測しないトラブルなど発生した場合、JRの対応が不足する心配があることから、3日月曜日から開始する予定であります。</p> <p>報告事項は以上であります。</p> <p>追加議案を含め、本定例会にご提案いたしました全ての議案に対して、可決・決定賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ほかに行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>教育長【高校入学者選抜、志願数、合格者数、進学者数の報告】</p> <p>産業建設課長【中小企業振興資金あつ旋審査委員会の報告】</p>
議 長	<p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。</p>
○ 議案の上程	

議長	それでは、順次議案を上程いたします。
日程第3 「議員派遣の件」	
議長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。小平 議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの6ページ、7ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思えます。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの6ページ、7ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
日程第4 「議案第9号」	
議長	日程第4、議案第9号 「小海町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。 これから議案第9号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第9号を委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可決

	することに決定いたしました。
日程第5 「議案第10号」	
議長	<p>日程第5、議案第10号</p> <p>「小海町観光交流拠点センター指定管理者の指定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第10号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第10号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
日程第6 「議案第11号」	
議長	<p>日程第6、議案第11号</p> <p>「小海町農産物加工直売施設指定管理者の指定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>

(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第11号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第11号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第11号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>日程第7 「議案第12号」</p>	
議 長	<p>日程第7、議案第12号</p> <p>「小海町コミュニティ施設アルルの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>小海駅舎・アルル再整備検討特別委員長 小池捨吉 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。6番、的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>第6番、的埜美香子です。</p> <p>私は、本条例に反対の立場で討論をいたします。</p> <p>アルルの無償譲渡の話が出てから、はや3年3か月になろうとしています。その間、駅前検討委員会が何度も開かれましたが、これから導かれたものがあり、町長は1年前、譲渡を受けるとのご決断をされたのかと思いきや、具体案は示されず、また1年が過ぎました。小海駅舎・アルルの再整備活用を審議することができない現状での寄附の受入れや駅事務室の購入に町</p>

	<p>民の多くが疑問を持っています。</p> <p>私たち議会は、そういった町民の疑問に応えるべく、特別委員会を設置しました。全体の構想が出来上がっていない状況でこのような条例を制定しても、町民から見れば、今のアルルの状況と変わらないのではないかと思います。公共施設のイメージは湧かないのではないかと思います。特別委員会委員以外の議員の皆さんにもこの流れは見えないのではないのでしょうか。これで、駅の窓口業務が始まり、高校生の通学バスの利用状況や動向も見えてくると思います。また、職員のプロジェクト会議も進めていくということです。アルル施設全体が公共施設らしい、建物一体の条例になるまでは、今のアルルの半分を逆に町が借りるという形を取るという方法もあると思います。</p> <p>町長自身が自主性を持ち、責任を持った計画を示せない今の状況で、この条例制定には反対の立場を取らせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかに討論のある方はございますか。</p> <p>1番、黒澤敦史君。</p>
1番議員	<p>1番、黒澤敦史です。</p> <p>私は、本案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。</p> <p>町長が寄附を受けるというふうに意思を示して、そして今回、このようにアルルを町のものとするという条例になるかと思います。まだ、確かに具体案、何も、何もというか、具体的なものはありませんが、まずは、町が寄附を受けて、町の所有として、そして、これからは町が主体となって、あそこを町民のための、本当に町民が豊かで幸せな生活をする事ができる、そういった施設にするという強い意志を持っていらっしゃるから、まだ決まっていなくても、これからしっかりとやっていくというふうに申されておりますから、そういった姿勢を尊重して、ぜひ前向きに進めていただきたいと、その第一歩となる条例でございます。</p> <p>ぜひ議員各位、賛成していただきたいと、私も強く思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかに討論のある方はございますか。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第12号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第12号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手多数) × 5、6	

議長	挙手多数と認めます。したがって議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第8 「議案第13号」</u>	
議長	日程第8、議案第13号 「小海町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 小海駅舎・アルル再整備検討特別委員長 小池捨吉 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。 これから議案第13号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第13号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5、6	
議長	挙手多数と認めます。したがって議案第13号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第14号」</u>	
議長	次、日程第9、議案第14号 「小海町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告—可決と決定)	

議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第14号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第14号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
日程第10 「議案第15号」	
議 長	次、日程第10、議案第15号 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第15号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第15号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第15号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 1 1 「議案第 1 6 号」</u></p>	
議 長	<p>次、日程第11、議案第16号 「児童生徒就学相談委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 井出幸実 君。</p>
<p>(委員長報告－可決と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。 これから議案第16号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第16号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第16号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 1 2 「議案第 1 7 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第12、議案第17号 「小海町教育・保育給付の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 井出幸実 君。</p>
<p>(委員長報告－可決と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p>

	質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第17号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第17号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第17号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
日程第13 「議案第18号」	
議 長	次、日程第13、議案第18号 「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 井出幸実 君。
	(委員長報告－可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第18号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第18号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第18号は、委員長報告のとおり可決

	することに決定いたしました。
<u>日程第14 「議案第19号」</u>	
議長	<p>日程第14、議案第19号</p> <p>「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 井出幸実 君。</p>
(委員長報告－可決と決定)	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第19号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第19号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第19号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第15 「議案第20号」</u>	
議長	<p>日程第15、議案第20号</p> <p>「小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 井出幸実 君。</p>
(委員長報告－可決と決定)	

議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。 これから議案第20号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第20号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第20号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
日程第16 「議案第21号」	
議長	次、日程第16、議案第21号 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 井出幸実 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。 これから議案第21号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第21号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第21号は、委員長報告のとおり可決

	することに決定いたしました。
日程第17 「議案第22号」	
議長	<p>日程第17、議案第22号</p> <p>「小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第22号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第22号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第22号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
日程第18 「議案第23号」	
議長	<p>次、日程第18、議案第23号</p> <p>「小海町上水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第23号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第23号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案23号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
日程第19 「議案第24号」	
議 長	次、日程第19、議案第24号 「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第24号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第24号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第24号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 「議案第25号」

議 長	<p>日程第20、議案第25号</p> <p>「小海町簡易水道に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第25号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第25号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第25号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>これより3時20分まで休憩といたします。</p>
	(とき14時57分)

日程第21～28 「議案第26号～議案第33号」

議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時20分)</p> <p>日程第21、議案第26号から日程第28、議案第33号については一括して議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p>
-----	--

	<p>予算決算常任委員長 篠原義従 君。</p> <p>(委員長報告—可決と決定)</p> <p>(委員長からの要望事項—1件)</p>
	<p>〈委員会からの要望〉</p> <p>・予算説明において、特に新規事業等については、詳細な資料を作成し、事前の配付をされたい。</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ただいまの予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。</p>
町 長	<p>ただいま予算決算常任委員会より、意見・要望事項がございましたので、ご回答申し上げます。</p> <p>予算説明資料の記載内容を工夫するほか、添付資料等につきましても、可能な限り早めの提出をさせていただきます。</p>
議 長	<p>これより議案第26号 令和5年度小海町一般会計予算についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>5番、渡邊晃子君。</p>
5番議員	<p>失礼しました。</p> <p>私は、本予算、令和5年度小海町一般会計予算に誠に遺憾ですが、反対の立場で討論をいたします。</p> <p>質疑、一般質問、委員会といろいろと議論をさせていただきましたけれども、残念ながら賛成しかねる内容でした。昨年12月に長期振興計画のローリングが出された直後の本予算でしたが、町長の重点政策も載せられないなど、ご説明はいろいろとあったものの、やはり結局は、政策立案段階からの計画性の甘さ、調査の不足が浮き彫りになった予算だと考えます。緊急性の全く感じられない、そして、地元からの強い要望でもない事業には最後まで固執をされました。</p> <p>一方で、まさに緊急事態、町長も危機的状況とのご認識である物価・光熱費等の高騰に対しては、新しいもの、また独自の施策がない、元気なまちづくりに肝腎の町民は置いてきぼりです。町長から、もたもたしていたら</p>

	<p>時代に取り残されるというお言葉もありましたが、ゼロカーボン対策や地球温暖化対策などでは後れを取っています。ここには、スピード感も主体性も感じられません。</p> <p>今後、特に町民生活応援へのスピード感を持った積極行政に期待をいたしまして、反対討論とさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>ほかに討論のある方はございますか。これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第26号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第26号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手多数) × 5、6
議長	<p>挙手多数と認めます。したがって議案第26号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第27号「令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第27号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第27号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第27号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。</p>
議長	<p>続いて、議案第28号「令和5年度小海町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第28号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第28号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第28号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。</p>
議長	<p>続いて、議案第29号「令和5年度小海町後期高齢者医療事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>

(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第29号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第29号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第29号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて、議案第30号「令和5年度小海町簡易水道事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第30号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第30号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第30号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。</p>
議 長	<p>続いて、議案第31号「令和4年度小海町一般会計補正予算（第8号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第31号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第31号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第31号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。</p>
議 長	<p>続いて、議案第32号「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計予算（第2号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第32号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p>

	議案第32号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第32号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。
議長	続いて、議案第33号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。 これから議案第33号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第33号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第33号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。
<u>日程第29 「発議第1号」</u>	
議長	日程第29、発議第1号 「新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書の提出について」を議題といたします。 事務局長に発議第1号の朗読を求めます。小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第1番 黒澤敦史君。
	(提出者説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。

	これから発議第1号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第1号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第30 「発議第2号」</u>	
議 長	日程第30、発議第2号 「小海町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に発議第2号の朗読を求めます。小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第3番 篠原哲雄君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから発議第2号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第2号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5、6
議 長	挙手多数と認めます。したがって発議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第31 「議案第34号」</u>	
議 長	日程第31、議案第34号 「令和5年度小海町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

	事務局長に議案の朗読を求めます。小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について、提案理由の説明を求めます。 篠原副町長。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入。 7ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料。款17財産収入、項1財産運用収入。款19繰入金、項3基金繰入金。款21諸収入、項3受託事業収入、7ページ。 次、8ページ、項4雑入。款22町債、8ページ。 歳出に移ります。 9ページ、款2総務費、項1総務管理費、9ページ。 10ページ、項1総務管理費つづき。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第34号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	次に、各常任委員長、特別委員会委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、特別委員会委員長、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、特別委員会委員長、議会運営委員長からの申

	出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 閉 会</u>	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は全て終了いたしました。これにて、令和5年度第1回小海町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時01分)</p>

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議

長

有 坂 泰 久

7 番 議 員

井 出 幸 実

8 番 議 員

品 田 宗 久

